

2020(令和 2)年度

事業報告書並びに収支決算書

(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)

三 条 商 工 会 議 所

事業報告並びに収支決算について

2020 年度中における本商工会議所の事業概要並びに経費収支決算は次のとおりであります。

2021 年 6 月 29 日

三条商工会議所 会頭 兼 古 耕 一

(注)名称・人員等で特に期日記載のないものは2021年3月31日現在。

目 次

2020 年度三条商工会議所事業報告書並びに収支決算書

事 業 報 告 書

I 総括的概要	1
II 事項別状況	2
1. 定款及び規約等	2
(1) 定 款	2
(2) 規 約	15
(3) 規 程	16
(4) 規 則	24
2. 組 織	28
(1) 会 員	28
(2) 特定商工業者	28
(3) 役 員	28
(4) 議 員	29
(5) 部会長・副部会長	32
(6) 委員長・副委員長	33
(7) 顧問・相談役・参与	33
(8) そ の 他	34
3. 選挙及び選任	35
(1) 議 員	35
(2) 役 員	35
4. 事 務 局	35
(1) 事務局機構	35
(2) 事務局職員	35
5. 庶 務	36
(1) 文 書	36
(2) 表彰・受賞	36
(3) 慶弔・その他	36
6. 会 議	37
(1) 議員総会	37
(2) 常議員会	37
(3) 監 事 会	38
(4) 部 会	38
(5) 委 員 会	40
(6) その他の会議	40
7. 事 業	43
(1) 各種事業活動	43
(2) 意見活動	43
(3) 調査・研究	43
(4) 広 報	43
(5) 証明・鑑定・検査	43
(6) 信用調査	44

(7) 各種行事	44
(8) 技術・技能の普及検定	51
(9) 取引紹介	52
(10) 相談、指導、斡旋など	52
(11) 経営改善普及事業	52
(12) 経営安定特別相談事業	57
(13) 経営指導員等研修会参加状況	57
(14) 各種共済事業	58
(15) 当所への共催・後援・協力依頼	59
8. 登 録	61
(1) 法定台帳作成	61
(2) 登録業者数	61
9. 会館・事務所等	61
(1) 土 地	61
(2) 建 物	61
(3) 施 設	61
10. 関係団体への参画	62
(1) 日本商工会議所	62
(2) 新潟県商工会議所連合会	62
(3) その他の団体	62
11. そ の 他	63
(1) 事業運営の全般について経常的に支援した団体	63

収 支 決 算 書

1. 収支決算書総括表	65
2. 商工会議所会計	69
3. 小規模事業経営支援会計	79
4. 特定退職金共済事業特別会計	82
5. 収益事業会計	85
6. 会館建設基金特別会計	93
7. 財政調整基金特別会計	94
8. 会館営繕積立金特別会計	95
9. 退職給与資金特別会計	96
10. 貸借対照表	97
11. 財産目録	98

2020 年度 三条商工会議所事業報告書

I. 総括的概要

2020(令和2)年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による行動制限や外出自粛、さらには厳格なロックダウンの実施に伴い経済活動が停止したため、総じて大幅なマイナス成長となりました。各国とも家計や企業への資金繰り支援を柱とする巨額の財政支援により経済の底割れは防いだものの、その傷跡は深く、一旦は回復に向かう兆しも見られましたが、感染の再拡大に伴い再び制限が強化されました。その後、ワクチンの実用化・接種開始により、徐々に制限は緩和されましたが、一部の国や地域では、未だ感染拡大に歯止めがかからず、部分的封鎖が再強化される動きもあるなど、世界経済が以前の活動水準に戻るまでの長い道のりの間には、まだ幾度かの前進と後退が繰り返されることを覚悟しなければなりません。

我が国経済においても、米中間の対立激化による世界的な貿易の伸びの鈍化や、2019年10月の消費税率引き上げを背景に減速感が漂っていたところに、新型コロナウイルスの感染拡大が直撃する形になってしまいました。2020年1月に国内初の感染者が確認されて以来、感染者数は急増を続け、4月上旬には「緊急事態宣言」が出され、外出・出勤の抑制や飲食店の営業自粛等によって、経済活動は急激に落ち込み、7月下旬から開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックも一年延期を余儀なくされました。緊急事態宣言は5月下旬に解除され、その後、一時的に景気は回復に向かったものの、制限緩和の反動で感染者数が再び増加に転じ、今年1月には11都府県を対象とする再度の緊急事態宣言が発令されました。新規感染者数が高水準で推移している間は、感染拡大による経済活動抑制のブレーキと、小康状態下での経済活動を後押しするアクセルとを交互に踏まざるを得ない状況が続き、感染拡大抑制と経済活動の両立が極めて困難であることを目の当たりにしました。

三条市内での初めての感染者が確認された7月下旬以降、一時は人口10万人あたりの感染者数が東京を上回るほどにまで急増し、年度末までに130例を超える感染者が確認され、当地域の企業活動も、業種や規模を問わず甚大な影響を被りました。

当所においても、部会・委員会による計画事業をはじめ、多くの事業を延期・中止せざるを得なくなりましたが、その分、国・新潟県・三条市から事業者に向けて設けられた支援制度・助成制度等の迅速な情報提供や、日本商工会議所・三条市と連携して相談窓口を設置・運営し、ご相談への対応や各種支援・助成制度への申請のサポートに注力し、事業者の皆さまの経営へのダメージ軽減に努めました。

また同時に、やむなく延期・中止した事業の予算を活用し、非対面・非接触での事業実施にも対応できるよう、また自社での環境整備が困難な小規模事業者の方々からの経営相談や経営指導にもオンラインで対応できるよう、通信環境やオンライン対応環境の整備を進めました。これらは、現下の困難な状況への対応としてだけでなく、今後またいつ発生するかもしれない新たなパンデミックや局地的な自然災害への備えにもなり、ある面ではBCPにも繋がるものです。「withコロナ」「afterコロナ」とその先を見据えた『令和の“米百俵”』ともいうべき先行的な環境整備ですので、ぜひ、会員の皆さまから有効にご利用・ご活用いただき、お役立ていただきたいと願っております。

今年度は多くの会合や事業が延期・中止となり、また、市中の感染拡大に応じて一時的に職員もテレワーク勤務に移行したため、会員の皆さまと接する機会も平時に比べて著しく減少してしまいましたが、そのような状況下にあっても所要の会議所活動を実施することができましたことに、役員・議員・会員の皆さまや、新潟県・三条市をはじめとした関係機関各位のご理解とご協力、ご支援に深く感謝申し上げます。

Ⅱ. 事項別状況

1. 定款及び規約等

(1) 定 款	1. 定款の一部改正について 2020年6月22日開催の通常議員総会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所	
	現 行 条 文 (事 業) 第7条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し<u>および</u>建議すること (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること (3) 商工業に関する調査研究を行うこと (4) 商工業に関する情報<u>および</u>資料の収集<u>および</u>刊行を行うこと (5) 商品の品質<u>および</u>数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定<u>および</u>検査を行うこと (6) 輸出品の原産地証明を行うこと (7) 商工業に関する施設を設置し、維持<u>および</u>運用すること (8) 商工業に関する講演会<u>および</u>講習会を開催すること (9) 商工業に関する技術<u>および</u>技能の普及<u>および</u>検定を行うこと (10) 博覧会、見本市等を開催し、<u>および</u>これらの開催の<u>幹旋</u>を行うこと (11) 商事取引に関する仲介<u>および</u>幹旋を行うこと (12) 商事取引紛争に関する幹旋、調停<u>および</u>仲裁を行うこと (13) 商工業に関して、相談に応じ、<u>および</u>指導を行うこと (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと (15) 商工業に関して、交通運輸に<u>関する</u>改善発展を図ること (16) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること (17) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと (18) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと (19) 前各号に掲げるものの他、本商工会議所の目的を達成するために必要な<u>事項</u>を行うこと (公 告) 第8条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に<u>掲示する</u>。 (規 約) 第9条 この定款で定めるものの<u>他</u>、業務執行に必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。 (会員の資格) 第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月	改 正 条 文 (事 業) 第7条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、<u>又は</u>建議すること。 (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。 (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。 (4) 商工業に関する情報<u>及び</u>資料の収集<u>又は</u>刊行を行うこと。 (5) 商品の品質<u>又は</u>数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定<u>又は</u>検査を行うこと。 (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。 (7) 商工業に関する施設を設置し、維持、<u>又は</u>運用すること。 (8) 商工業に関する講演会<u>又は</u>講習会を開催すること。 (9) 商工業に関する技術<u>及び</u>技能の普及<u>又は</u>検定を行うこと。 (10) 博覧会、見本市等を開催し、<u>又は</u>これらの開催の<u>あつ旋</u>を行うこと。 (11) 商事取引に関する仲介<u>又は</u>あつ旋を行うこと。 (12) 商事取引の紛争に関する<u>あつ旋</u>、調停<u>又は</u>仲裁を行うこと。 (13) 商工業に関して、相談に応じ、<u>又は</u>指導を行うこと。 (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。 (15) 商工業に関して、交通、運輸の改善発展を図ること。 (16) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。 (17) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 (18) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 (19) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な<u>事業</u>を行うこと。 (公 告) 第8条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に<u>掲示して</u>行う。 (規 約) 第9条 この定款で定めるものの<u>ほか</u>、業務の執行について必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。 (会員の資格) 第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月

	以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 (1) ～ (3) (略) 2 この定款において<u>商工業者</u>とは、次の者をいう。 (1) ～ (6) (略) 3 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、会員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>破産者で復権を得ない者</u> (3) ～ (4) (略) (加 入) 第 11 条 会員となることを希望する者は、議員総会の議決を経たる加入手続により、加入の<u>申込</u>をしなければならない。 2 (略) 3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を<u>附して</u>はならない。 4 第 2 項の規定により常議員会の承諾を得た者は、所定の会費を納めたときに本商工会議所の会員となる。 (会員の表決権) 第 12 条 会員は各々 1 個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名および捺印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。 3 (略) 4 第 2 項の代理人は、<u>会員又は会員の権利を行使する者であってその代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。</u> (会員の選挙権) 第 13 条 会員は会費 2,000 円まで 1 個の 1 号議員の選挙権を有し、会費 2,000 円を超える場合は、その超える金額 2,000 円までごとに 1 個を加える。但し、1 会員の選挙権の個数は、15 個を超えることができない。 2 前条第 2 項から第 4 項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は選挙権について準用する。 (会員の被選挙権) 第 14 条 会員は本商工会議所の議員に選任される権利を有する。	以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 (1) ～ (3) (略) 2 この定款において、「<u>商工業者</u>」とは、次の者をいう。 (1) ～ (6) (略) 3 次の各号の <u>1</u> に該当する者は、会員となることができない。 (1) <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (3) ～ (4) (略) (加 入) 第 11 条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続により、加入の<u>申込み</u>をしなければならない。 2 (略) 3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を<u>付して</u>はならない。 4 第 2 項の規定により常議員会の承諾を得た<u>もの</u>は、所定の会費を納めたときに、<u>本商工会議所の会員となる。</u> (会員の表決権) 第 12 条 会員は、<u>各々 1 個の表決権を有する。</u> 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名な<u>つ</u>印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。<u>ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。</u> 3 (略) 4 第 2 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。 (会員の選挙権) 第 13 条 会員は、<u>会費 1 口につき 1 個の 1 号議員の選挙権を有する。ただし、会員の有する選挙権の個数は、15 個を超えることができない。</u> 2 <u>特定商工業者である会員は、前項のほかに別に 1 個の選挙権を有する。</u> 3 <u>前条第 2 項及び第 4 項（表決権の行使）の規定は選挙権について準用する。</u> (会員の被選挙権) 第 14 条 会員は、<u>本商工会議所の議員に選任される権利を有する。</u>
--	--	--

	2 会員は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。 (会員のその他の権利) 第16条 会員は、前4条に規定する権利の他、次に掲げる権利を有する。 (1)～(2) (略) (3) 前2号に掲げるものの他、本商工会議所の行う事業により利益を受けること (4) 何時でも、本商工会議所の定款、規約および議員総会の議事録ならびに事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録の閲覧を求めること (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めること (6) 第29条の任意登録台帳に登録されること (会 費) 第17条 会員は、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。 2 会費の金額ならびにその払込の方法は、議員総会の議決を経て別に定める。 (会員権の停止) 第19条 本商工会議所は、会費の滞納が6ヶ月におよぶ会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て会員権の行使を停止することができる。 2 前項の規定による会員権の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければこれをもってその会員に対抗することができない。 3 選挙権行使の停止については、第1項の規定にかかわらず別に定める。 (除 名) 第21条 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までに、その旨を通知し、議員総会において、弁明の機会を与えなければならない。 (1) (略) (2) 本商工会議所の対面を傷つけ又はその目的遂行に反する行為を行った会員 (3)～(4) (略) 2 (略) 3 除名された者は除名された日から少なくとも2年間は本商工会議所の会員となることができない。	2 会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者)は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。 (会員のその他の権利) 第16条 会員は、前4条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。 (1)～(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。 (4) いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。 (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも会頭に対し本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。 (6) 第30条の任意登録台帳に登録されること。 (会 費) 第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。 2 会費1口の金額並びにその払込の方法は、議員総会の議決を経て別に定める。 (会員権の停止) 第19条 本商工会議所は、会費の滞納が6月に及ぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。 2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。 (除 名) 第21条 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。 (1) (略) (2) 本商工会議所の対面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員 (3)～(4) (略) 2 (略) 3 除名されたものは、除名された日から少なくとも2年間は本商工会議所の会員となることができない。 (特別会員) 第22条 会員たる資格を有しないものであって、
--	--	---

		本商工会議所の趣旨に賛同するものは、<u>本商工会議所の特別会員となることができる。</u> 2 <u>第10条第3項(資格)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)並びに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。</u>
	(特定商工業者の権利) 第23条 特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。 2 本商工会議所は特定商工業者であって、負担金の滞納が6ヶ月におよぶものその他特定商工業者たるの義務を怠ったものに対して、常議員会の議決を経て、前項の権利の行使を停止することができる。 3 第12条第2項および第4項(書面又は代理人による権利の行使)ならびに第19条第2項(処分の通知)および第3項(選挙権行使の停止)の<u>規程は、特定商工業者について準用する。</u> 第24条 会員以外の特定商工業者は、何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録ならびに事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録の閲覧を求めることができる。 (法定台帳) 第25条 本商工会議所に、商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を備える。 2 法定台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 (2) ～ (3) (略) (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地および管理者の氏名 (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容および最近1年間における売上高 (6) 第22条第1号に規定する従業員の数又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額 3 (略) 4 (略) 5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 (2) (略) (3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地および管理者の氏名 (法定台帳の運用および管理) 第27条 本商工会議所は、法定台帳を第7条に掲げる事業の適正且つ円滑な実施に資するよう運用する。 2 (略)	(特定商工業者の権利) 第24条 <u>会員以外の特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。</u> 2 本商工会議所は特定商工業者であって、負担金の滞納が6月に及ぶ者その他特定商工業者たるの義務を怠った者に対して、常議員会の議決を経て、<u>第13条第2項及び前項の権利の行使を停止することができる。</u> 3 <u>第13条第3項(書面又は代理人による権利の行使)及び第19条第2項(処分の通知)の規定は、特定商工業者について準用する。</u> 第25条 会員以外の特定商工業者は、いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めることができる。 (法定台帳) 第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を備える。 2 法定台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 (2) ～ (3) (略) (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名 (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高 (6) 第23条第1号に規定する従業員の数又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額 3 (略) 4 (略) 5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 (2) (略) (3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名 (法定台帳の運用および管理) 第28条 本商工会議所は、法定台帳を第7条に掲げる事業の適正かつ円滑な実施に資するよう運用する。 2 (略)

	3 (略) (負担金) 第28条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理および運用に要する経費に<u>あて</u>るため、2事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、三条市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。 2 (略) (任意台帳) 第29条 本商工会議所に、任意登録台帳(以下「任意台帳」という。)を備える。 2 本商工会議所は、会員(特定商工業者たる会員を除く。)であって、<u>任意台帳</u>に登録を希望するものについて、所定の手続により、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。 (役員の職務) 第31条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を掌理する。 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、<u>会頭</u>が欠員のときはその職務を行う。 3 専務理事は、会頭および副会頭を補佐して所務を掌理し、<u>会頭および副会頭</u>に事故があるときはその職務を代行し、<u>会頭および副会頭</u>が欠員のときはその職務を行う。 4 (略) 5 監事は、本商工会議所の業務および経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。 (役員の任免) 第32条 会頭は、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、<u>会員の権利を行使する1人の者</u>。以下本条において同じ。)のうちから選任し又は解任する。 2 (略) 3 (略) 4 常議員は議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は第34条第4項の議員の職務を行う者。)のうちから選任し、又は解任する。 5 監事は議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。 6 役員の選任および解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、<u>且つ</u>公告した議員総会においてのみすることができる。 7 前6項に規定するものの<u>他</u>、役員の選任および解任に<u>関し必要な事項</u>は、議員総会の議決を経て別に定める。 8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。 (1) 第10条第4項の各号(<u>会員の欠格事由</u>)に該当する者 (2) (略) (3) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を<u>終った日</u>又は執行を受け	3 (略) (負担金) 第29条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理<u>及び</u>運用に要する経費に<u>充て</u>るため、2事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、三条市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。 2 (略) (任意台帳) 第30条 本商工会議所に、任意登録台帳(以下「任意台帳」という。)を備える。 2 本商工会議所は、会員(特定商工業者たる会員を除く。)であって任意台帳に登録を希望するものについて、所定の手続により、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。 (役員の職務) 第32条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を掌理する。 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、<u>会頭</u>が欠員のときはその職務を行う。 3 専務理事は、<u>会頭及び副会頭</u>を補佐して所務を掌理し、<u>会頭及び副会頭</u>に事故があるときはその職務を代行し、<u>会頭及び副会頭</u>が欠員のときはその職務を行う。 4 (略) 5 監事は、本商工会議所の業務<u>及び</u>経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。 (役員の任免) 第33条 会頭は、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は<u>会員の権利を行使する1人の者</u>。以下本条において同じ。)のうちから選任し、<u>又は</u>解任する。 2 (略) 3 (略) 4 常議員は、<u>議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第35条第4項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。</u> 5 監事は、<u>議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。</u> 6 役員の選任<u>及び</u>解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、<u>かつ</u>、公告した議員総会においてのみすることができる。 7 前6項に規定するものの<u>ほか</u>、役員の選任<u>及び</u>解任について<u>必要な事項</u>は、議員総会の議決を経て別に定める。 8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。 (1) 第10条第3項第1号又は第2号(<u>資格</u>)に該当する者 (2) (略) (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を<u>終わった日</u>又は執行を受
--	---	---

	ることがなくなった日から5年を経過するまでの者 9 (略) (役員の任期) 第33条 役員の任期は3年とする。その期間は、役員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。 2 (略) 3 (略) 4 (略) (議員総会および議員) 第34条 本商工会議所に、議員総会を置く。 2 議員総会は次に掲げる者をもって組織する。 (1) 会員および会員外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員(この定款において「1号議員」という。)60人 (2) (略) (3) 前2号の議員の他、1号議員および2号議員が選任した<u>詮衡委員</u>によって会員のうちから選任された議員(この定款において「3号議員」という。)18人 3 前項各号の議員の選挙および選任ならびに解任に<u>関し</u>必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となったものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって本商工会議所に届け出なければならない。 5 第32条第8項各号(役員<u>の欠格事由</u>)の1に該当する者は第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。 6 (略) 7 何人も同時に、2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。 (議員の任期) 第35条 議員の任期は3年とする。その期間は、議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。 2 議員は再任されることができる。 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引続きその職務を行うものとする。 4 (略) (議員の解任) 第36条 議員総会は、その決議によって、次の各号の1に該当する議員を解任することができる。 (1) 職務の遂行に<u>堪えない</u>と認める議員 (2) ～ (3) (略) 2 (略) (議員総会の招集) 第37条 議員総会は、通常議員総会および臨時	けることがなくなった日から5年を経過するまでの者 9 (略) (役員の任期) 第34条 役員の任期は3年とする。その期間は、役員改選年(又は年度)の11月1日から3年後の10月31日までとする。 2 (略) 3 (略) 4 (略) (議員総会及び議員) 第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員(この定款において「1号議員」という。)60人 (2) (略) (3) 前2号の議員のほか、1号議員及び2号議員が選任した<u>選考委員</u>によって会員のうちから選任した議員(この定款において「3号議員」という。)18人 3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に<u>ついて</u>必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となったものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって、<u>本商工会議所に</u>届け出なければならない。 5 第33条第8項各号(資格)の1に該当する者は、<u>第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。</u> 6 (略) 7 何人も、同時に2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また、<u>議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。</u> (議員の任期) 第36条 議員の任期は3年とする。その期間は、議員改選年(又は年度)の11月1日から3年後の10月31日までとする。 2 議員は、<u>再任されることができる。</u> 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで<u>引き続き</u>その職務を行うものとする。 4 (略) (議員の解任) 第37条 議員総会は、その決議によって、次の各号の1に該当する議員を解任することができる。 (1) 職務の遂行に<u>たえない</u>と認める議員 (2) ～ (3) (略) 2 (略) (議員総会の招集) 第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議
--	--	--

	議員総会の2種とし、会頭が招集する。 2 通常議員総会は、毎年3月および6月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合のほか、会頭が必要と認めたときに開催する。 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。但し、常議員会に附議するいとまがない場合は、この限りでない。 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは会頭は、その請求のあった日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。 5 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所につきその通知を発しなければならない。 (議員総会の決議事項) 第38条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第11号から第15号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。 (1) ～ (5) (略) (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更および廃止 イ 会費1口の金額、払込方法その他会費に関すること。 ロ 負担金の金額、払込方法その他負担金に関すること。 ハ 選挙に関すること。 (7) 会頭、常議員および監事の選任又は解任 (8) 副会頭および専務理事の選任又は解任の同意 (9) 第63条第1項の規定による決算関係書類の承認 (10) (略) (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止 イ 加入手続 ロ 過怠金の金額その他過怠金に関すること。 ハ 役員および議員の選任又は解任に関すること。 ニ 部会について必要な事項 ホ 委員会について必要な事項 ヘ 使用料および手数料に関すること。 ト その他本商工会議所の業務の執行について必要な事項 (12) 事業計画および収支予算の決定又は変更 (13) 会員の権利の行使の停止 (14) 負担金の賦課 (15) 解散後における会費の徴収 2 定款の変更(商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの。)の決議は、経済産業大臣の	議員総会の2種とし、会頭が招集する。 2 通常議員総会は、毎年3月及び6月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合のほか、会頭が必要と認めたときに開催する。 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。ただし、常議員会に付議するいとまがない場合はこの限りでない。 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあった日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。 5 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。 (議員総会の決議事項) 第39条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第11号から第16号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。 (1) ～ (5) (略) (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止 イ 会費1口の金額、払込方法その他会費に関すること。 ロ 負担金の金額、払込方法その他負担金に関すること。 ハ 選挙に関すること。 (7) 会頭、常議員及び監事の選任又は解任 (8) 副会頭及び専務理事の選任又は解任の同意 (9) 第64条第1項の規定による決算関係書類の承認 (10) (略) (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止 イ 加入手続 ロ 過怠金の金額その他過怠金に関すること。 ハ 役員及び議員の選任又は解任に関すること。 ニ 部会について必要な事項 ホ 委員会について必要な事項 ヘ 使用料及び手数料に関すること。 ト その他本商工会議所の業務の執行について必要な事項 (12) 事業計画及び収支予算の決定又は変更 (13) 会員及び特別会員の権利の行使の停止 (14) 特別会員の除名 (15) 負担金の賦課 (16) 解散後における会費の徴収 2 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの。)の決議は、経済産業大臣の認可を受け
--	--	--

	認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 定款の変更(商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るものを除く。)の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。 4 (略) (議員総会の議長) 第39条 議員総会の議長は、会頭をもって<u>あてる</u>。 2 会頭に事故あるとき、又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により、副会頭が議長となる。 3 会頭および副会頭に事故あるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。 (議員総会の議事) 第40条 議員総会は第41条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、<u>決議</u>することができない。 2 議員総会の議事は、第4項<u>但書</u>および第41条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は各々1個とする。 4 議員総会においては、第37条第5項(招集の通知)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。<u>但し</u>、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。 5 <u>第12条第2項から第4項まで(書面又は代理人による権利の行使)の規定は、議員総会の表決および選挙について準用する。</u> 6 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第37条第5項(招集の通知)の規定は適用しない。 (常議員会) 第43条 本商工会議所に常議員会を置く。 2 常議員会は、常議員および常議員以外の役員(監事を除く)をもって組織する。 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時	なければその効力を生じない。 3 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るものを除く。)の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。 4 (略) (議員総会の議長) 第40条 議員総会の議長は、会頭をもって<u>充てる</u>。 2 会頭に事故<u>がある</u>とき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により、副会頭が議長となる。 3 会頭<u>及び</u>副会頭に事故<u>がある</u>とき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。 (議員総会の議事) 第41条 議員総会は第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、<u>議決</u>することができない。 2 議員総会の議事は、第7項<u>ただし書</u>及び第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、<u>各々1個とする</u>。 4 <u>議員はあらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。</u> 5 <u>前項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。</u> 6 <u>第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。</u> 7 議員総会においては、第38条第5項(招集の通知)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。<u>ただし</u>、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。 8 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第5項(招集の通知)の規定は適用しない。 (常議員会) 第44条 本商工会議所に、<u>常議員会</u>を置く。 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(監事を除く。)をもって組織する。 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時
--	--	--

	および場所につき通知を發して、<u>常議員</u>を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員以外の役員(監事を除く)の<u>表決権</u>は各々1個とする。 5 監事は常議員会に出席して意見を述べることができる。 (常議員会の決議事項) 第44条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。 (1) (略) (2) 第38条第1項第11号から第15号までに掲げる事項であつて、第38条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項 (3) 第38条第1項第11号から第15号までに掲げる事項であつて、議員総会に付議するいとまがない緊急なもの (4) 会員の加入の諾否 (5) 会員に対する過怠金の賦課 (6) ～ (7) (略) (8) 顧問、相談役および参与の委嘱の承認 (9) 事務局および職員について必要な事項 2 (略) (準用規定) 第45条 第39条(議長)第40条(第5項を除く)(議事)および第42条(議事録)の規定は、常議員会について準用する。 (部 会) 第46条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。 (1) ～ (12) (略) 2 (略) 3 (略) 4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める<u>何れか</u>1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。 5 第12条(表決権)の規定は、部会の表決および選挙について適用又は準用する。 (部会長および副部会長) 第47条 部会には、部会長1人および副部会長若干人を置く。 2 部会長および副部会長は、部会において互選する。 (部会長および副部会長の職務) 第48条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。 2 (略)	及び場所につき通知を發して、<u>常議員会</u>を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員(監事を除く。)の<u>議決権</u>は各々1個とする。 5 監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。 (常議員会の決議事項) 第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。 (1) (略) (2) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であつて、第39条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項 (3) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であつて議員総会に付議するいとまがない緊急なもの (4) 会員及び特別会員の加入の諾否 (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課 (6) ～ (7) (略) (8) 顧問、相談役及び参与の委嘱の承認 (9) 事務局及び職員について必要な事項 2 (略) (準用規定) 第46条 第40条(議長)、第41条(第4項から第6項までを除く。)(議事)及び第43条(議事録)の規定は、常議員会について準用する。 (部 会) 第47条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。 (1) ～ (12) (略) 2 (略) 3 (略) 4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める<u>いずれか</u>1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。 5 第12条(表決権)の規定は、部会の表決権及び選挙権について適用又は準用する。 (部会長及び副部会長) 第48条 部会に、部会長1人及び副部会長若干人を置く。 2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。 (部会長及び副部会長の職務) 第49条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。 2 (略)
--	---	--

	3 (略) 4 副部会長は、部会長を補佐し、あらかじめ部会長の定める順位により、部会長に事故のあるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。 (準用規定) 第51条 第40条第2項(議員総会の議決方法)および第43条第3項(常議員会の招集)の規定は、部会について準用する。 2 第33条(役員の任期)の規定は、部会長および副部会長について準用する。 (部会の運営に必要な事項) 第52条 前6条に規定するものの他、部会について必要な事項は議員総会の議決を経て別に定める。 (委員会) 第53条 本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、議員総会の議決を経て、委員会を置くことができる。 (委員会の組織) 第54条 委員会に、委員長1人、副委員長2人および委員若干人を置く。 2 委員長、副委員長および委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 (委員会の運営に必要な事項) 第55条 前2条に規定するものの他、委員会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 (顧問および相談役) 第56条 本商工会議所に、顧問および相談役を置くことができる。 2 顧問および相談役は、本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。 3 顧問は、学識経験のある者および本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 4 相談役は本商工会議所の役員として功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 5 第33条(役員の任期)の規定は、顧問お	3 (略) 4 副部会長は、部会長を補佐し、あらかじめ部会長の定める順位により、部会長に事故があるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。 (準用規定) 第52条 第41条第2項(議員総会の議決方法)及び第44条第3項(常議員会の招集)の規定は、部会について準用する。 2 第34条(役員の任期)の規定は、部会長及び副部会長について準用する。 (部会に必要な事項) 第53条 前6条に規定するもののほか、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 (委員会) 第54条 本商工会議所に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、議員総会の議決を経て、委員会を置くことができる。 (委員会の組織) 第55条 委員会に、委員長1人、副委員長2人及び委員若干人を置く。 2 委員長、副委員長及び委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。 4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。 5 副委員長は、委員長を補佐し、あらかじめ委員長の定める順位により、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。 6 委員長は、委員会の状況を毎事業年度、少なくとも1回常議員会に報告しなければならない。 7 第34条(役員の任期)の規定は、委員長、副委員長及び委員について準用する。 (委員会について必要な事項) 第56条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 (顧問及び相談役) 第57条 本商工会議所に、顧問及び相談役を置くことができる。 2 顧問及び相談役は、本商工会議所の目的達成について必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。 3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 4 相談役は、本商工会議所の役員として功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。 5 第34条(役員の任期)の規定は、顧問及
--	--	---

	<u>よび相談役について準用する。</u> (参 与) 第 57 条 本商工会議所に<u>参与を置くことができる。</u> 2 (略) 3 (略) 4 第 33 条(役員の任期)の規定は、<u>参与について準用する。</u> (事務局) 第 58 条 本商工会議所に事務局を置く。 (事務局長および職員) 第 59 条 事務局に、事務局長 1 人の<u>他必要な職員を置く。</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) (事務局および職員に関する必要な事項) 第 60 条 前 2 条に規定するものの他、<u>事務局および職員に関して必要な事項は常議員会の議決を経て別に定める。</u> (問合せ) 第 61 条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による<u>問合せを行い又は資料の提出を求めることができる。</u> 2 本商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者は、<u>正当な理由がないのにこれを拒むことができない。</u> (定款その他の書類の備付けおよび閲覧) 第 62 条 会頭は、定款および規約を並びに 10 年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。 2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号(会員の権利)又は第 24 条(特定商工業者の権利)の規定に基づき前項の書類の閲覧を求めたときは、<u>正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</u> (決算関係書類の提出、備付けおよび閲覧) 第 63 条 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の<u>一週間前までに前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。</u> (1) (略) (2) 収支決算書 (3) <u>貸借対照表</u> (4) (略) 2 (略) 3 (略) 4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の<u>1 週間前までに第 1 項の書類を</u>	<u>び相談役について準用する。</u> (参 与) 第 58 条 本商工会議所に、<u>参与を置くことができる。</u> 2 (略) 3 (略) 4 第 34 条(役員の任期)の規定は、<u>参与について準用する。</u> (事務局) 第 59 条 本商工会議所に、<u>事務局を置く。</u> (事務局長及び職員) 第 60 条 事務局に、事務局長 1 人の<u>ほか、必要な職員を置く。</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) (事務局及び職員について必要な事項) 第 61 条 前 2 条に規定するものの<u>ほか、事務局及び職員について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。</u> (問い合わせ等) 第 62 条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による<u>問い合わせを行い、又は資料の提出を求めることができる。</u> 2 本商工会議所が前項の問い合わせを行い、又は資料の提出を求めたときは、<u>本商工会議所の地区内の商工業者に対して、正当な理由がないのに、これを拒むことができない旨を告知することができる。</u> (定款その他の書類の備付け及び閲覧) 第 63 条 会頭は、定款及び規約を、<u>並びに 10 年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。</u> 2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号(会員の権利)又は第 25 条(特定商工業者の権利等)の規定に基づき前項の書類の閲覧を求めたときは、<u>正当な理由がないのに、これを拒むことができない。</u> (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧) 第 64 条 会頭は、毎事業年度、<u>6 月の通常議員総会(以下本条において同じ。)</u>の会日の<u>7 日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。</u> (1) (略) (2) 貸借対照表 (3) <u>収支決算書</u> (4) (略) 2 (略) 3 (略) 4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の<u>7 日前までに、第 1 項の書類を</u>
--	---	--

	5 事務所に備えて置かなければならない。会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第16条第4号(会員の権利)又は第24条(特定商工業者の権利)の規定に基づき第1項の書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。 (会計帳簿等の閲覧) 第64条 会頭は、会員が第16条第5号(会員の権利)の規定に基づき会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。 (報 告) 第65条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を三条市長に報告する。 (1) ～ (2) (略) (3) 当該事業年度末の資産および負債の状況 (4) (略) (5) 当該事業年度における法定台帳の作成管理および運用の状況 (6) 当該事業年度末の会員、議員、役員および施設の状況 (収 入) 第67条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもってあてる。 2 負担金は、第28条(負担金)に規定する経費にあてる。 (会費および負担金) 第68条 会費および負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。 2 納入期日を経過した会費および負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。 3 既納の会費および負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。 (使用料および手数料) 第69条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検査、調査登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。 (財産処分の方法) 第72条 清算人は、就任の日より遅滞なく財産処分の方法を定め議員総会の決議を得て、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の許可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。	5 事務所に備えておかなければならない。会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第16条第4号(会員の権利)又は第25条(特定商工業者の権利)の規定に基づき第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。 (会計帳簿等の閲覧) 第65条 会頭は、会員が第16条第5号(会員の権利)の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。 (報 告) 第66条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を三条市長に報告する。 (1) ～ (2) (略) (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況 (4) (略) (5) 当該事業年度における法定台帳の作成、管理及び運用の状況 (6) 当該事業年度末の会員、議員、役員及び施設の状況 (収 入) 第68条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもって充てる。 2 負担金は、第29条(負担金)に規定する経費に充てる。 (会費及び負担金) 第69条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。 2 納入期日を経過した会費及び負担金は、いかなる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。 3 既納の会費及び負担金は、いかなる事由がある場合においても返戻しない。 (使用料及び手数料) 第70条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。 (財産処分の方法) 第73条 清算人は、就任の日より遅滞なく財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。 附 則 (実施の時期) 1. 第7条(事業)、第8条(公告)、第9条(規約)、
--	---	---

		第10条(会員の資格)、第11条(加入)、第12条(会員の表決権)、第13条(会員の選挙権)、第14条(会員の被選挙権)、第16条(会員のその他の権利)、第17条(会費)、第19条(会員権の停止)、第21条(除名)、第22条(特別会員)、第24条(特定商工業者の権利等)、第25条、第26条(法定台帳)、第28条(法定台帳の運用及び管理)、第29条(負担金)、第30条(任意台帳)、第32条(役員の職務)、第33条(役員の任免)、第34条(役員の任期)、第35条(議員総会及び議員)、第36条(議員の任期)、第37条(議員の解任)、第38条(議員総会の招集)、第39条(議員総会の決議事項)、第40条(議員総会の議長)、第41条(議員総会の選挙)、第44条(常議員会)、第45条(常議員会の決議事項)、第46条(準用規定)、第47条(部会)、第48条(部会長及び副部会長)、第49条(部会長及び副部会長の職務)、第52条(準用規定)、第53条(部会に必要な事項)、第54条(委員会)、第55条(委員会の組織)、第56条(委員会についての必要な事項)、第57条(顧問及び相談役)、第58条(参与)、第59条(事務局)、第60条(事務局及び職員)、第61条(事務局長及び職員について必要な事項)、第62条(問い合わせ等)、第63条(定款その他の書類の備付け及び閲覧)、第64条(決算関係書類の提出)、第65条(会計帳簿等の閲覧)、第66条(報告)、第68条(収入)、第69条(会費及び負担金)、第70条(使用料及び手数料)、第73条(財産処分の方法)の改正規定は、令和2年6月22日から実施する。
2. 定款の一部改正について 2021年3月29日開催の通常議員総会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____		
現 行 条 文		改 正 条 文
(議員総会の議事) 第41条 議員総会は第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。 7 (略) 8 (略)		(議員総会の議事) 第41条 議員総会は第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。 7 (略) 8 (略)
(常議員会) 第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。 2 (略) 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員及び常議員以		(常議員会) 第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。 2 (略) 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員及び常議員以

(2)規 約	外の役員(監事を除く。)の<u>議決権</u>は各々1個とする。 5 (略) (準用規定) 第46条 第40条(議長)、第41条(第4項から第6項までを除く。)(<u>議事</u>)及び第43条(議事録)の規定は、常議員会について準用する。	外の役員(監事を除く。)の<u>表決権</u>は各々1個とする。 5 (略) (準用規定) 第46条 第40条(議長)、第41条(第3項を除く。)&第43条(議事録)の規定は、議員会について準用する。<u>この場合、第41条中「表決権又は選挙権」とあるのは「表決権」と読み替えるものとする。</u> <u>附 則</u> (実施の時期) 第41条(議員総会の議事)、第44条(常議員会)、第46条(準用規定)の改正規定は、令和3年3月29日から実施する。
	1. 「議員選挙並びに選任に関する規約」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所	
	現 行 条 文 第1条 定款第34条第2項による議員の選挙並びに選任は、この規約の定めるところによる。 第45条 定款第34条第2項第2号の規定により各部会から推薦する2号議員の選出は、同条第2項第1号の規定による1号議員の選挙を行うよりも以前になさなければならない。 第56条 定款第34条第2項第3号の3号議員の選出は同条第2項第1号の1号議員の選挙期日より14日以内に行う。	改 正 条 文 第1条 定款第35条第2項による議員の選挙並びに選任は、この規約の定めるところによる。 第45条 定款第35条第2項第2号の規定により各部会から推薦する2号議員の選出は、同条第2項第1号の規定による1号議員の選挙を行うよりも以前になさなければならない。 第56条 定款第35条第2項第3号の3号議員の選出は同条第2項第1号の1号議員の選挙期日より14日以内に行う。 <u>附 則</u> (実施の時期) 1. 第1条、第45条、第56条の改正規定は、令和2年6月22日から実施する。
	2. 「委員会規約」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所	
	現 行 条 文 (目 的) 第1条 本商工会議所定款第55条により本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために議員総会の議決を経て委員会を置く。	改 正 条 文 (目 的) 第1条 本商工会議所定款第54条により本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために議員総会の議決を経て委員会を置く。 <u>附 則</u> (実施の時期) 1. 第1条(目的)の改正規定は、令和2年6月22日から実施する。

(3)規程	3. 「使用料・手数料等規約」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	現行条文	改正条文
	(目的) 第1条 定款第69条により、特定の者のために する事務および施設の使用につき本規約 により手数料および使用料並びに施 設管理費を徴収する。	(目的) 第1条 定款第70条により、特定の者のために する事務及び施設の使用につき本規約 により手数料、使用料又は施設管理費 を徴収する。 <u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> 1. 第1条(目的)の改正規定は、令和2年6月22 日から実施する。
	4. 「使用料・手数料等規約(別記第4表)」の一部改正について 2021年3月9日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	現行条文	改正条文
	(別記第4表) 貿易関係証明手数料金表 (略)	(別記第4表) 貿易関係証明手数料金表 (略)
	1. 「特定個人情報保護規程(第19条第1項別表)」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	現行条文	改正条文
	(第19条第1項別表) 1. 従業者、その扶養親族等及び第3号被保険者 に関する事務 (略) 2. 報酬等の支払先に関する事務 (略)	(第19条第1項別表) 1. 従業者、その扶養親族等及び第3号被保険者 に関する事務 (略) 2. 報酬等の支払先に関する事務 (略) <u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> 1. この規程の第19条(従業員・責任者)第1項別 表は、令和2年5月28日に改正し、令和2年 4月1日から適用する。
	2. 「職員給与規程(別表第1)」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	現行条文	改正条文
	(別表第1) 職員給料表 (略)	(別表第1) 職員給料表 (略) <u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> この規程の第3条(給料額)別表1は、令和2 年5月28日に改正し、令和2年4月1日に遡 って適用する。ただし、当改正により減額と なった者に対しては、遡及期間中に既に支給 されている給料についての差額分の返還・徴 収を免除する。

3. 「公印規程」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所	
現 行 条 文	改 正 条 文
(目 的) 第1条 この規程は三条商工会議所の公印の管理及び使用等について、必要な事項を定める事を目的とする。 (公印の種類) 第2条 公印の種類は、法人印、会頭実印、会頭印(認印。以下同じ)、銀行印、副会頭印、部会長印、委員長印および専務理事印とする (公印の名称等) 第3条 公印の名称、規格、書体、使用区分および印影については別表のとおりとする。 (公印の管理) 第4条 公印の保管責任者は事務局長とする。事務局長に事故があるときは中小企業相談所長が代行する 2 保管責任者は公印を慎重に取り扱い、盗難、不正使用等の事故のないよう厳重に保管しなければならない。 (公印の使用) 第5条 会頭実印は印鑑証明の必要な書類のみに使用し、会頭が押印する。ただし、会頭が止むを得ない事由により押印できないときは専務理事が代行し、結果を会頭に報告する。 2 銀行印は銀行の出納業務に使用し、総務課長が押印する。ただし、総務課長が止むを得ない事由により押印できないときは中小企業相談所長が代行し、いずれの場合も結果を専務理事に報告する。 3 会頭印およびその他の公印は日常業務にかかる書類等に使用し、所属課の課長が押印する。ただし、課長が止むを得ない事由により押印できないときは中小企業相談所長又は事務局長が代行し、いずれの場合も結果を専務理事に報告する 4 前項の場合において、定例的かつ定期的な文書で、一時に多数枚数印刷するもののうち、押印すべきものについて保管責任者が適当と認めたときは、その公印の印影を当該文書に印刷して押印に変えることができる。 (公印の登録) 第6条 事務局長は、公印台帳を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。 (公印の新調等) 第7条 公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会議の決済をうけなければならない。	(趣 旨) 第1条 この規程は、三条商工会議所の公印の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (公印の区分) 第2条 公印は、次のものに区分し、その形状、書体、寸法、使用区分及び員数は、別表のとおりとする。 (1) 商工会議所印(法人印) (2) 会頭実印 (3) 会頭認印 (4) 副会頭印 (5) 専務理事印 (6) 銀行印 (7) 部会長印 (8) 委員長印 (公印の管理責任者) 第3条 公印の管理責任者は、事務局次長とする。 2 公印の管理責任者は、公印の管理を統括する。 (公印の保管) 第4条 公印の管理責任者は、公印の盗難、紛失又は不正な使用がないように、これを厳重に保管しなければならない。 (公印の欠損等) 第5条 公印の管理責任者は、公印の欠損、盗難、紛失の事故にあったときは、事務局長に報告し指示を求めるものとする。 (公印の新調改廃等) 第6条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、会頭の決裁を得なければならない。 (公印登録簿) 第7条 公印の管理責任者は、公印登録簿を作成し、すべての公印について必要な事項を記載しなければならない。 2 公印の管理責任者は、前条の規定により公印の新調、改刻又は廃止があったときは、前項の公印台帳に登録し、又は登録を抹消しなければならない。 (公印の使用) 第8条 公印を使用しようとする者は、押印許可願に必要な事項を記載し、所属長の承認を得た後に、別に定める各公印の管理者に押印許可願を添えて、押印を申請しなければならない。 (印影の使用) 第9条 定例的かつ定型的で一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもの

	(この規程の施行に関し必要な事項等) <u>第8条</u> この規程の施行に関して必要な事項は会頭が定める。	について、事務局長が適当と認めたときは、その公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。 <u>2</u> 公印の印影の印刷に用いた原版は、公印の管理責任者が厳重に保管しなければならない。 (委 任) <u>第10条</u> この規程の定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。 附 則 (実施の時期) この規程の第1条(趣旨)から第10条(委任)は、令和2年5月28日に改正し、令和2年4月1日から適用する。
4. 「慶弔・見舞金規程」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所		
	現 行 条 文 (定 義) <u>第2条</u> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員 定款第30条に規定する役員をいう。 (2) (略) (3) 顧問・相談役 定款第56条に規定する顧問、相談役をいう。 (4) 参与 定款第57条に規定する参与をいう。 (5) ～ (6) (略)	改 正 条 文 (定 義) <u>第2条</u> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員 定款第31条に規定する役員をいう。 (2) (略) (3) 顧問・相談役 定款第57条に規定する顧問、相談役をいう。 (4) 参与 定款第58条に規定する参与をいう。 (5) ～ (6) (略) 附 則 (実施の時期) 1. <u>第2条(定義)の改正規定は、令和2年6月22日から実施する。</u>
5. 「会館の管理及び運営に関する規程」の一部改正について 2020年5月28日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所		
	現 行 条 文 <u>第8条</u> 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書(様式第1号)により、あらかじめ専務理事の承認(様式第2号)を受けなければならない。ただし、<u>3ヶ月</u>以前の予約申し込みはできない。 <u>第10条</u> 会議室等を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。	改 正 条 文 <u>第8条</u> 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書(様式第1号)により、あらかじめ専務理事の承認(様式第2号)を受けなければならない。ただし、<u>6ヶ月</u>以前の予約申し込みはできない。 <u>第10条</u> 会議室等を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を<u>使用日の7日前までに全納</u>しなければならない。 附 則 この規程の第8条(使用手続)及び第10条(使

用料の納付)は、令和2年5月28日に改正し、
令和2年10月1日から適用する。

6. 「原産地証明書等貿易関係書類認証規程」の一部改正について

2021年3月9日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所

現 行 条 文		改 正 条 文	
(趣 旨)		(趣 旨)	
第1条	この規程は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)ならびに商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号の規定に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および代行業者が同意し、遵守すべき事項を定めるものとする。	第1条	この規程は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)、 <u>商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号の規定ならびに日本商工会議所(以下「日商」という。)</u> が定める <u>商工会議所貿易関係証明発給事務規則</u> に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および代行業者が同意し、遵守すべき事項を定める。
(登 録)		(貿易登録および解除)	
第2条	申請者は、原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する場合には、 <u>予め証明発給商工会議所(以下「発給者」という。)</u> に申請者としての登録を行わなければならない。この場合において、発給者が適当でないと認める場合には、 <u>申請者としての登録を拒否することができるものとする。</u>	第2条	申請者は、原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する場合には、 <u>予め証明発給商工会議所(以下「発給者」という。)</u> に申請者としての <u>貿易登録</u> を行わなければならない。この場合において、 <u>発給者は、申請者の貿易登録申請が適当でないと認める場合には、貿易登録を拒否することができる。</u>
2	前項の登録に当たっては、 <u>日本商工会議所(以下「日商」という。)</u> が別に定める誓約書ならびに署名届および業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳(以下「登録台帳」という。)ならびに別に定める典拠書類を発給者に提出しなければならない。	2	申請者は、前項の貿易登録に当たっては、 <u>日商が別に定める誓約書ならびに署名届および業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳(以下「登録台帳」という。)</u> ならびに別に定める典拠書類を発給者に提出しなければならない。
3	前項および第7項の誓約書は、この規程の記載事項および当該誓約書の記載事項に同意し、 <u>およびこれらを遵守すべき旨の定めをしたものとする。</u>	3	前項および第7項の誓約書は、この規程の記載事項および当該誓約書の記載事項に同意し、 <u>これらを遵守すべき旨の定めをしたものとする。</u>
4	第1項の登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、当該有効期間を更新しようとする者は、第2項の手続きに従って登録を行わなければならない。	4	第1項の貿易登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、当該有効期間を更新しようとする者は、第2項の手続きに従って <u>貿易登録</u> を行わなければならない。
5	(略)	5	(略)
6	(略)	6	(略)
7	代行業者は、予め発給者に日商が別に定める誓約書ならびに別に定める典拠書類を提出し、代行業者としての登録を行わなければならない。この場合において、発給者が適当でないと認める場合には、 <u>代行業者としての登録を拒否することができるものとする。</u>	7	代行業者は、予め発給者に日商が別に定める誓約書ならびに別に定める典拠書類を提出し、代行業者としての <u>貿易登録</u> を行わなければならない。この場合において、 <u>発給者は、代行業者の貿易登録申請が適当でないと認める場合には、貿易登録を拒否することができるものとする。</u>
8	前項の登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、当該有効期間を更新しようとする者は、前項の手続きに従	8	前項の貿易登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、当該有効期間を更新しようとする者は、前項の手続きに従

	って登録を行わなければならない。 (原産地証明書用紙) 第3条 申請者は、原産地証明書の発給の申請に当たっては、日商が<u>定めた用紙</u>を使用しなければならない。 (原産国の認定) 第7条 原産国の認定は、<u>関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準に準じて行うものとする。</u>この場合において、原産地証明書の発給を受けようとする物品の原産地について、申請者が判断することができない場合には、発給者または税関等関係機関に事前に相談および指導を求めるものとする。 (確認と認証) 第8条 発給者は、原産地証明書の記載内容の正当性を確認するため、必要に応じて、申請者または代行業者に対し照会し、証拠書類もしくは裏付資料の提出を求め、または該当商品の製造者、加工者・輸送機関もしくは金融機関等に対し直接照会することができるものとする。この場合において、発給者は、これらの照会または提出された書類もしくは資料によって、その正当性を確認することができないときは、その商品の現物確認を行うことができるものとする。 2 前項の規定による発給者の要請については、申請者および代行業者は、速やかにこれに応じ、協力しなければならない。この場合において、申請者または代行業者は、<u>発給者の照会</u>に対し虚偽の報告をし、または記載事項に虚偽のある書類もしくは資料を提出してはならない。 3 発給者は、第1項の規定による発給者の照会または確認行為によっても記載内容の正当性が確認できない原産地証明書の申請については、その発給を拒否することができる。	従って<u>貿易登録</u>を行わなければならない。 9 申請者または代行業者が、貿易登録の有効期間内に、申請者または代行業者自身の都合により貿易登録を解除しようとする場合は、<u>発給者の指定する方法により、その旨を発給者に通知するものとする。</u> 10 発給者は、申請者または代行業者が貿易登録の有効期間内に<u>商工会議所の会員資格を喪失するなど、発給者が定める条件に該当する場合や、その他発給者が当該申請者または代行業者の貿易登録の継続を不適当と判断する相当の理由がある場合、申請者または代行業者への催告を要することなく貿易登録を解除することができるものとする。</u> (原産地証明書用紙) 第3条 申請者は、原産地証明書の発給の申請に当たっては、日商が<u>原産地証明書用紙規格書に定める用紙</u>を使用しなければならない。 (原産国の認定) 第7条 原産国の認定は、<u>別表記載の関税関係法令の原産地の認定基準に準じて行うものとする。</u>この場合において、原産地証明書の発給を受けようとする物品の原産地について、申請者が判断することができない場合には、発給者または税関等関係機関に事前に相談および指導を求めるものとする。 (確認と認証) 第8条 発給者は、原産地証明書の記載内容の正当性を確認するため、必要に応じて、申請者または代行業者に対し照会し、証拠書類もしくは裏付資料の提出を求め、または該当商品の製造者、加工者・輸送機関もしくは金融機関等に対し直接照会することができるものとする。この場合において、発給者は、これらの照会または提出された書類もしくは資料によって、その正当性を確認することができないときは、その商品の現物確認を行うことができるものとする。 2 前項の規定による発給者の要請については、申請者および代行業者は、速やかにこれに応じ、協力しなければならない。この場合において、申請者または代行業者は、<u>当該発給者の要請</u>に対し虚偽の報告をし、または記載事項に虚偽のある書類もしくは資料を提出してはならない。 3 発給者は、第1項の規定による発給者の照会または確認行為によっても記載内容の正当性が確認できない原産地証明書の申請については、その発給を拒否することができる。<u>この場合において、申請者は発給者に対して異議申立て、損害賠償請求等を行うことができないものとする。</u>
--	---	---

	4 第1項の規定による発給者の照会または確認行為の有無にかかわらず、原産地証明書によって第三者に損害等が生じた場合には、申請者および代行業者は、<u>一切の責任をもってその解決に当たり、発給者の名誉を回復するとともに、発給者が被った一切の損害および費用等に対して賠償の責めを負う。</u> (発給拒否) 第9条 発給者は、前条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。 (1) 第2条第2項の規定による申請者としての登録を行っていない者またはその登録の有効期限が経過している者が申請したとき。 (2) 原産地証明書の発給に係る申請書類の内容と登録事項に不一致がある場合または提出書類の内容が正当であることを認定できないとき。 (3) ～ (9) (略) (訂正) 第10条 申請者は、発給者に断りなく、発給者が交付した原産地証明書を訂正してはならない。<u>ただし、発給者の了承を得たときは、この限りでない。</u> 2 (略) 3 申請者は、発給者の求めに応じて、訂正が必要となった理由書および典拠書類を提出しなければならない。 4 (略) (罰則) 第11条 発給者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、申請者の登録を抹消し、原産地証明書の発給を一時停止し、または法的機関に提訴し、その他これに類する措置を講ずることができるものとする。この場合において、発給者および日商がその者の行為により損害を受けたときは、その賠償を請求することができるものとする。 (1) 第6条第6項の規定に違反し、虚偽の申請をした者 (2) 第5条第4号の規定に違反し、署名を偽った者 (3) 第5条第2号の規定に違反し、原産地証明書に逸脱した文詞、誓約文等を記載した者 (4) 第6条第1項の規定に違反し、申請書類の内容についてチェックを怠り、正しい内容を記載しなかった者 (5) 前各号に掲げるもののほか、日商が定める者 2 発給者および日商は、前項の違反行為	4 第1項の規定による発給者の照会または確認行為の有無にかかわらず、原産地証明書によって第三者に損害等が生じた場合には、申請者および代行業者は、<u>その責任と負担において解決し、発給者の名誉を回復するとともに、発給者が負った損害および費用等に対して賠償の責めを負う。</u> (発給拒否) 第9条 発給者は、前条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。 (1) 第2条第2項の規定による申請者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期限が経過している者が申請したとき。 (2) 原産地証明書の発給に係る申請書類の内容と貿易登録事項に不一致がある場合または提出書類の内容が正当であることを認定できないとき。 (3) ～ (9) (略) (訂正) 第10条 申請者は、発給者に断りなく、発給者が交付した原産地証明書を訂正してはならない。 2 (略) 3 申請者は、<u>前項の訂正を行う場合は、</u>発給者の求めに応じて、訂正が必要となった理由書および典拠書類を提出しなければならない。 4 (略) (罰則) 第11条 発給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者の貿易登録を抹消し、原産地証明書の発給を一時停止し、または法的機関に提訴し、その他これに類する措置を講ずることができるものとする。この場合において、発給者および日商がその者の行為により損害を受けたときは、その賠償を請求することができるものとする。 (1) 第6条第6項の規定に違反し、虚偽の申請をしたとき (2) 第5条第4号の規定に違反し、署名を偽ったとき (3) 第5条第2号の規定に違反し、原産地証明書に逸脱した文詞、誓約文等を記載したとき (4) 第6条第1項の規定に違反し、申請書類の内容についてチェックを怠り、正しい内容を記載しなかったとき (5) <u>貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に違反したとき</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、日商が定めるとき 2 発給者および日商は、前項の違反行為
--	--	--

	については、何人にも拘束されることなく、全国の商工会議所または官公署、金融機関、他の貿易関係機関等で貿易証明に関係するものに通報し、および必要な措置を講ずることができるものとする。 3 (略) 4 第1項および前項に規定する違反行為および罰則の内容およびその関係は、日商が別に定める。	については、全国の商工会議所または官公署、金融機関、他の貿易関係機関等で貿易証明に関係するものに通報し、および必要な措置を講ずることができるものとし、申請者はこれに対して一切異議の申立て等を行うことはできないものとする。 3 (略) 4 第1項および前項に規定する違反行為および罰則の内容およびその関係は、日商が商工会議所貿易関係証明罰則規程において別に定める。 第14条 貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給(以下、「オンライン発給」という。)において、以下の事項については、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。 (1) 第2条第6項の規定にかかわらず、代行業者による手続きは認めないものとする。 (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、使用言語は英語とする。 (3) 第5条第1号の規定にかかわらず、副本は作成しない。 (4) 第5条第3号の規定にかかわらず、原産地証明書は、商工会議所証明印を除き、黒色で印字するものとする。 (5) 第6条第3項の規定にかかわらず、署名届により届け出た署名のある商業インボイス1部の添付に貿易については、発給者の判断により、関係証明発給システムへの典拠インボイス情報の入力をもって、これに代えることができる。 (6) 第10条の規程にかかわらず、原産地証明書の訂正は、原産地証明書の交付前に、発給者が認め、かつ、貿易関係証明発給システム上で修正する場合にのみ行うことができる。原産地証明書の交付後の訂正は認めない。 (7) 第12条の規程にかかわらず、各種インボイス証明、サイン証明、会員証明およびその他の貿易関係証明については、オンライン発給の対象外とする。 (8) 外国産商品の原産地証明は、オンライン発給の対象外とする。 (9) 申請者は、オンライン発給を受けようとするときは、別に定める貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。
	別 表 (第7条関係) 関税法施行令 第4条の2 第1項第2号 第4項第1号 第4項第2号 関税法施行規則 第1条の5 第1条の6 関税法基本通達	別 表 (第7条関係) 関税法施行令 第4条の2 第1項第2号 第4項第1号 第4項第2号 関税法施行規則 第1条の6 第1条の7 関税法基本通達

	68-3-5	68-3-5 <u>附 則</u> この規程は、令和3年3月9日から施行する。
	7. 「貿易関係証明罰則規程」の一部改正について 2021年3月9日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所	
	現 行 条 文 (趣 旨) 第1条 この規程は、商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程(以下「認証規程」という。)第11条第4項の規定に基づき、虚偽の申請、証明書の変造・偽造等の不正行為その他これらに類する不正行為を行った申請者または代行業者の処分に關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 商品名を偽って原産地証明書を申請した者は、申請者および代行業者の登録を抹消する。 第3条 商品名を除く原産地その他の項目等につき事実と反する内容を原産地証明書に記載し申請した者は、次の各号に従って処分する。 (1) 故意の場合には、申請者および代行業者の登録を抹消する。 (2) (略) 第4条 原産地証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、次の各号に従って処分する。 (1) 輸出者名の改ざんは、申請者および代行業者の登録を抹消する。 (2) (略) 第11条 証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、申請者および代行業者の登録を抹消する。この場合における登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 第14条 発給者のレターヘッド、署名、証明印または訂正印を偽造した者は、申請者および代行業者の登録を抹消する。この場合における登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 2 (略) 第15条 証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、申請者および代行業者の登録を抹消する。この場合における登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 第16条 申請者および代行業者の登録を抹消された者は、登録を抹消された日から3年間、各地商工会議所で申請者および代行業者の登録を行うことを認めないこととする。	改 正 条 文 第1条 この規程は、商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程(以下「認証規程」という。)第11条第4項の規定に基づき、虚偽の申請、証明書の変造・偽造等の不正行為その他これらに類する不正行為を行った申請者または代行業者の処分に關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 商品名を偽って原産地証明書を申請した者は、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。 第3条 商品名を除く原産地その他の項目等につき事実と反する内容を原産地証明書に記載し申請した者は、次の各号に従って処分する。 (1) 故意の場合には、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。 (2) (略) 第4条 原産地証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、次の各号に従って処分する。 (1) 輸出者名の改ざんは、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。 (2) (略) 第11条 証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。この場合における<u>貿易</u>登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 第14条 発給者のレターヘッド、署名、証明印または訂正印を偽造した者は、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。この場合における<u>貿易</u>登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 2 (略) 第15条 証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消する。この場合における<u>貿易</u>登録抹消期間は、刑事罰を斟酌して決定する。 第16条 申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を抹消された者は、<u>貿易</u>登録を抹消された日から3年間、各地商工会議所で申請者および代行業者の<u>貿易</u>登録を行うことを認めないこととする。

	(14) <u>情報化整備に関すること</u> (15) <u>会員企業の活動を支援する情報の提供(会報の編集・発行を除く)に関すること</u> (16) <u>自動車共済・火災共済に関すること</u> (17) <u>所管する部会、委員会に関すること</u> (18) <u>所管する事務受託団体に関すること</u> (19) <u>その他の課・係の分掌に属さないこと</u> (経理・企画課の分掌事務) 第6条 <u>経理・企画課</u>においては、次の事務を分掌する。 (1) <u>収支予算および決算に関すること</u> (2) <u>現金、預金の出納および保管に関すること</u> (3) <u>財産の管理、保管に関すること</u> (4) <u>会計帳簿の整理および保管に関すること</u> (5) <u>ひまわり共済、アクサ生命共済制度に関すること</u> (6) <u>会報の編集・発行に関すること</u> (7) <u>現行経理システムの維持管理、改善に関すること</u> (8) <u>新経理システムの構築、稼働検証、移行に関すること</u> (9) <u>その他、専務理事が命ずる特任プロジェクトに関すること</u>	(18) <u>自動車共済・火災共済に関すること。</u> (19) <u>所管する部会、委員会に関すること。</u> (20) <u>所管する事務受託団体に関すること。</u> (21) <u>その他の課係の分掌に属さないこと。</u> (企画課の分掌事務) 第6条 <u>企画課</u>においては、次の事務を分掌する。 (1) <u>ひまわり共済、アクサ生命共済制度に関すること。</u> (2) <u>日商共済制度に関すること。</u> (3) <u>会員企業の活動を支援する情報の提供(会報の編集・発行を含む。)に関すること。</u> (4) <u>その他、専務理事が命ずる特任プロジェクトに関すること。</u> 附 則 (実施の時期) この規則の第3条(課等の設置)、第4条(総務課の分掌事務)及び第6条(企画課の分掌事務)は、令和2年5月28日に改正し、令和2年4月1日から適用する。
2. 「貿易関係証明発給事務規則」の一部改正について 2021年3月9日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所		
	現 行 条 文 (目 的) 第1条 この規則は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)ならびに商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条第5号および第6号の規定に基づいて、各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明(以下「貿易関係証明」という。)の発給に必要な事項に関して全国的な統一基準を示し、証明発給商工会議所(以下「発給者」という。)の証明発給業務の標準化、円滑化を図り、もって貿易関係証明の国際的な信頼性と権威を確保することを目的とする。 (原産国の認定) 第2条 原産国の認定は、<u>関税法施行令ほか別表</u>の原産地の認定基準に準じて行うものとする。	改 正 条 文 (目 的) 第1条 この規則は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和27年条約第17号)ならびに商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づいて、各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明(以下「貿易関係証明」という。)の発給に必要な事項に関して全国的な統一基準を示し、証明発給商工会議所(以下「発給者」という。)の証明発給業務(以下「証明発給業務」という。)の標準化、円滑化を図り、もって貿易関係証明の国際的な信頼性と権威を確保することを目的とする。 (原産国の認定) 第2条 原産国の認定は、<u>日本商工会議所(以下「日商」という。)</u>が別に定める<u>商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程(以下「認証規程」という。)</u>所定の<u>関税関係法令</u>の原産地の認定基

		準に準じて行うものとする。
	(原産地証明書用紙) 第3条 原産地証明書の用紙は、 <u>日本商工会議所</u> (以下「日商」という。)が別に定める様式に従い、かつ、日商が許可したものを使用することとする。 2 <u>用紙の販売は、発給者および日商が行う。</u>	(原産地証明書用紙) 第3条 原産地証明書の用紙は、 <u>認証規程</u> において定める規格に従い、かつ、日商が許可したものを使用することとする。
	(発給者の責務) 第4条 発給者は、貿易関係証明の発給に当たっては、公平かつ公正な立場においてその発給業務を行わなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 サイナーの行った一切の行為は、発給者が責任を負うものとする。ただし、 <u>発給者が別途の定めを行っている場合は、この限りでない。</u> 7 (略) 8 発給者は、発給した証明の控1部および典拠書類を最低3年間は保存しなければならない。	(発給者の責務) 第4条 発給者は、貿易関係証明の発給に当たっては、公平かつ公正な立場においてその <u>証明</u> 発給業務を行わなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 サイナーの行った一切の行為は、発給者が責任を負うものとする。ただし、 <u>発給者が別段の定めを置いている場合は、この限りでない。</u> 7 (略) 8 発給者は、発給した証明の控1部および典拠書類を最低3年間は保存しなければならない。 <u>なお、同保存は電磁的記録をもって代えることができる。</u>
	(登 録) 第5条 発給者は、貿易関係証明を申請する者(以下「申請者」という。)には、予め申請者としての登録を行わせなければならない。 2 前項の登録に当たっては、日商が別に定める誓約書ならびに署名届および業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳(以下「登録台帳」という。)ならびに別に定める典拠書類を申請者に提出させなければならない。 3 前項の誓約書は、 <u>原産地証明書等貿易関係書類認証規程</u> (以下「 <u>認証規程</u> 」という。)の記載事項および当該誓約書の記載事項に同意し、およびこれを遵守すべき旨の定めをしたものとする。 4 第1項の登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、発給者は、当該有効期間を更新しようとする者には第2項の手続きに従って登録を行わせなければならない。 5 第2項の登録台帳および典拠書類の内容に変更が生じた場合には、発給者は、所定の様式により速やかに届け出るように申請者に周知しなければならない。	(貿易登録) 第5条 発給者は、貿易関係証明を申請する者(以下「申請者」という。)および申請者に代わって申請事務を行う者(以下「 <u>代行業者</u> 」という。)には、予め申請者または代行業者としての <u>貿易登録</u> を行わせなければならない。 2 前項の貿易登録に当たっては、日商が別に定める誓約書ならびに署名届および業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳(以下「登録台帳」という。)ならびに別に定める典拠書類を申請者および代行業者に提出させなければならない。 3 前項の誓約書は、 <u>認証規程</u> の記載事項および当該誓約書の記載事項に同意し、これらを遵守すべき旨の定めをしたものとする。 4 第1項の貿易登録の有効期間は、発給者が申請を受理した日から2年間とする。この場合において、発給者は、当該有効期間を更新しようとする者には第2項の手続きに従って <u>貿易登録</u> を行わせなければならない。 5 第2項の登録台帳および典拠書類の内容に変更が生じた場合には、発給者は、所定の様式により速やかに届け出るように申請者および <u>代行業者</u> に周知しなければならない。
	(発 給) 第6条 発給者は、 <u>認証規程</u> および日商が作成する標準事務処理要領に基づいて、発給事務を行うものとする。 2 発給者は、前条第1項の登録を行って	(発 給) 第6条 発給者は、 <u>認証規程</u> および日商が作成する標準事務処理要領に基づいて、発給事務を行うものとする。 2 発給者は、前条第1項の <u>貿易登録</u> を行

	いない者に対して、貿易関係証明の発給を行ってはならない。 (罰 則) 第 7 条 発給者は、申請者または代行業者による誓約違反が生じた場合には、日商が別に定める罰則規程に基づいて処分を行うものとする。この場合において、当該発給者以外の各地商工会議所においては、日商の指示に基づき、その者の処分に関し必要な措置を講ずるものとする。 2 発給者は、前項の誓約違反が申請者の登録の抹消または発給の一時停止に該当すると認められる場合には、その処分について日商に諮問しなければならない。 3 (略) (賠償責任) 第 8 条 貿易関係証明または申請者等が提出した書類に基づき、発給者に経済的損失その他の損害が発生したときは、<u>これらに対する賠償責任等の一切の責任は、申請者が負うものとする。</u> (登録手数料および証明手数料) 第 9 条 貿易関係証明に係る登録手数料および証明手数料は、発給者が決定する。 (貿易関係証明規律委員会) 第 10 条 第 7 条第 2 項の罰則の適用等について、日商の諮問に応じこれを審議するために、商工会議所役員、有識者等で組織する貿易関係証明規律委員会を日商に設置する。 別 表 (第 2 条関係) <u>関税法施行令</u> <u>第 4 条の 2</u> <u>第 1 項第 2 号</u> <u>第 4 項第 1 号</u> <u>第 4 項第 2 号</u> <u>関税法施行規則</u> <u>第 1 条の 5</u> <u>第 1 条の 6</u> <u>関税法基本通達</u> <u>6 8 - 3 - 5</u>	っていない者に対して、貿易関係証明の発給を行ってはならない。 (罰 則) 第 7 条 発給者は、申請者または代行業者が誓約に違反した場合には、日商が別に定める商工会議所貿易関係証明罰則規程に基づいて処分を行うものとする。この場合において、当該発給者以外の各地商工会議所においては、日商の指示に基づき、その者の処分に関し必要な措置を講ずるものとする。 2 発給者は、前項の誓約違反が申請者または代行業者の貿易登録の抹消または発給の一時停止に該当すると認められる場合には、その処分について日商に諮問しなければならない。 3 (略) (賠償責任) 第 8 条 貿易関係証明または申請者等が提出した書類に基づき、発給者に経済的損失その他の損害が発生したときは、<u>発給者は申請者および代行業者に対してその賠償を求めることができる。</u> (登録手数料および証明手数料) 第 9 条 貿易関係証明に係る登録手数料および証明手数料の金額および徴収方法等は、発給者が決定する。 (貿易関係証明規律委員会) 第 10 条 第 7 条第 2 項の処分を行うに当たり、日商の諮問に応じこれを審議するために、商工会議所役員、有識者等で組織する貿易関係証明規律委員会を日商に設置する。 <u>(貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給)</u> 第 12 条 <u>貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給に関し必要な事項は、日商が別に定める貿易関係証明発給システム利用規約および貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。</u> 附 則 <u>(施行期日)</u> 第 1 条 <u>この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。</u>
--	---	---

2. 組 織

(1) 会 員 ① 会 員 数

区 分	前年度末現在 会員数	新規加入者数	退会者数	年度末現在 会員数
個 人	725	13	31	707
法 人	1,395	14	36	1,373
団 体	7	0	0	7
合 計	2,127	27	67	2,087

② 部 会

部 会 名	主 な 所 属 業 種	所属部会員数
工 業	利器工匠具・手道具製造業、金属表面処理業、金属プレス製品製造業 金属工作機械製造業、木製品製造業、プラスチック製品製造業	604
建 設	一般土木建築工事業、建築設計業、一般電気工事業、木造建築工事業	311
観光・サービス業	一般食堂、料亭、バー・酒場、理美容業、ホテル・旅館、洗濯業	217
商 業	酒小売業、電気機械器具小売業、各種食料品小売業、婦人服小売業	201
金 物 卸	金物卸売業、その他の卸売業	161
諸 業	税理士事務所、社会保険労務士事務所、生活関連サービス業	152
一 般 卸	金属加工機械卸売業、ガソリンスタンド、その他の卸売業	133
交 通 ・ 運 輸	一般貨物自動車運送業、自動車小売業、自動車一般整備業	81
食 品 関 連	食料品製造業、果実卸売業、食料・飲料卸売業	61
金 融	信用金庫、普通銀行、信用協同組合、保険業、保険代理業	60
鐵 鋼	鉄鋼卸売業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ卸売業	55
印 刷 紙 器 関 連	印刷業、紙器製造業、ダンボール製造業、製版業、デザイン業	51
合 計		2,087

③ 委 員 会

委 員 会 名	主 な 審 議 事 項	委員数
総 務 委 員 会	予算・決算等の会議所財政に関する審議、組織強化のための会員増強等、 会議所運営に関する事項。事業計画、予算審議、事業報告、決算審議 会員組織、財政対策、会館運営全般	12
産 業 政 策 委 員 会	地域の技能、技術力向上及び人材育成、企業経営など産業振興全般に関す る事項。工業技術振興、金物、小売、サービス業振興、小規模事業振興、 創業、後継者対策、人材育成など	20
地域活性化まちづくり委員会	産業インフラ整備促進、市街地の活性化に関する事項。意見・要望活動、 産業インフラ、まちづくり推進、労務・雇用対策、働き方改革など	19

(2) 特定商工業者

[基準日]2020年4月1日

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非会員数
個 人	83	33	50(36)
法 人	1,452	1,121	331(266)
合 計	1,535	1,154	381(302)

()内は非会員のうち負担金を納入している数

(3) 役 員

① 定数及び実数

区 分	定 数	実 数
会 頭	1名	1名
副 会 頭	3名	3名
専 務 理 事	1名	1名
常 議 員	40名	39名
監 事	3名	3名

②正副会頭・ 専務理事・ 常議員・監事	役員名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
	会 頭	兼 古 耕 一	(株)兼古製作所 社長	作 業 工 具 製 造
	副 会 頭	西 潟 精 一	三条信用金庫 理事長	信 用 金 庫
		岡 田 久 徳	(株)岡久 社長	塗 料 卸 売
		野 崎 正 明	(株)野崎忠五郎商店 社長	鐵 鋼 卸 売
	専 務 理 事	長谷川 正 実		
	常 議 員	相 場 健一郎	相場産業(株) 社長	作 業 工 具 製 造
		歸 山 肇	(株)カエリヤマ 社長	金 属 加 工
		川 崎 国 雄	(株)川崎合成樹脂 会長	プ ラ ス チ ッ ク 成 形
		斎 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工
		下 村 啓 治	下村工業(株) 社長	利 器 工 匠 具 製 造
		渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造
		梨 本 次 郎	(株)梨本商店 社長	金 属 加 工 機 械 卸 売
		野 崎 喜一郎	(株)野崎製作所 社長	金 属 プ レ ス 加 工
		加 藤 伸 夫	北陸工業(株) 社長	鍛 造 品 製 造
		齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建 築 用 金 属 製 品 製 造
		安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計
		外 山 豊	(株)外山組 専務	土 木 建 築 工 事
		永 桶 俊 一	(株)ナガオケ 社長	一 般 管 工 事
		長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事
		本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事
		加 藤 將 利	角利産業(株) 社長	金 物 卸 売
		長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	〃
		中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	〃
		柄 沢 利 文	(株)ハーモニック 社長	〃
		元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭
		大 野 新 吉	(有)角屋 饒心亭おゝ乃 会長	〃
		石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホ テ ル
		山 崎 修	(有)かつば屋 会長	菓 子 小 売
		星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売
		齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 所長	社 労 士 事 務 所
		石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税 理 士 事 務 所
		関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	〃
		狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売
		吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売
		佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅 客 運 送
		藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売
		樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売
		田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食 品 製 造
		佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
		神子島 正 樹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行
早 川 瀧 雄		(株)トキワ印刷 会長	印 刷	
西 山 徳 芳		(株)西山カートン 社長	段 ボ ー ル 製 造	
相 場 亮 嗣		相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸 売	
外 山 浩 玲		(株)外山精一商店 社長	〃	
監 事		石 川 勝 行	石川公認会計士事務所 代表	公 認 会 計 士 事 務 所
	宮 原 洋 一	三洋産業(株) 社長	金 物 卸 売	
	近 藤 雄 介	近藤與助工業(株) 社長	鐵 鋼 卸 売	
(4)議 員 ①定数及び実数				
	区 分	定 数	実 数	
	1号議員	60名	60名	
	2号議員	42名	42名	
	3号議員	18名	17名	
	合 計	120名	119名	

②1号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相 場 美栄子	相栄産業(株) 社長	自動車部品製造	工業
	相 田 聡	(株)相田合同工場 社長	利器工器具製造	〃
	板 垣 薫	板垣金属(株) 社長	精密板金加工	〃
	金 子 薫	カネコ総業(株) 社長	木製品製造	〃
	川 崎 富士雄	(株)川崎製作所 社長	金属部品製造	〃
	近 藤 直 義	(株)協進 社長	金属プレス加工	〃
	坂 井 信 行	(株)坂源 社長	利器工器具製造	〃
	丸 山 勝	三条精密工業(株) 社長	精密板金加工	〃
	須 佐 直 樹	(株)須佐製作所 社長	利器工器具製造	〃
	鈴 木 一	(有)鈴文 社長	建築金物製造	〃
	小 林 知 行	(株)諏訪田製作所 社長	利器工器具製造	〃
	関 川 修 司	関川木工所 代表	木製品製造	〃
	曾 根 忠 幸	(株)タダフサ 社長	利器工器具製造	〃
	田 中 康 之	(株)田中衡機工業所 社長	測定器製造	〃
	石 井 真 人	トップ工業(株) 社長	作業工具製造	〃
	野 崎 喜 嗣	(株)野崎プレス 社長	金属プレス製品製造	〃
	日野浦 司	日野浦刃物工房 代表	利器工器具製造	〃
	長谷川 直 哉	(株)マルト長谷川工作所 社長	作業工具製造	〃
	大 方 一	(株)大方電機 社長	一般電気工事	建設
	齊 藤 眞 澄	(有)齊藤造園 社長	造園工事	〃
	谷 川 和 夫	(株)三条金子建設 社長	土木建築工事	〃
	船 越 良 則	三条サッシ工業(株) 社長	サッシ工事	〃
	外 山 豊	(株)外山組 専務	土木建築工事	〃
	長谷川 恵 慈	長谷由工業(株) 社長	鉄骨工事	〃
	外 山 貢	福一興産(株) 社長	不動産代理・仲介	〃
	本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一般電気工事	〃
	加 藤 將 利	角利産業(株) 社長	金物卸売	金物卸
	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	〃	〃
	柄 沢 利 文	(株)ハーモニック 社長	〃	〃
	馬 場 眞 樹	馬場長金物(株) 社長	〃	〃
	広 野 悦 弘	広野産業(株) 社長	〃	〃
	山 谷 武 範	(株)山谷産業 社長	〃	〃
	明田川 賢 一	(資)越前屋ホテル 代表社員	ホテル	観光・サービス業
	岩 城 守	大観楼 代表	中華料理店	〃
	小 山 廣 志	日本料理小山屋 代表	料亭	〃
	石 山 早 苗	(有)ピュアシャイニング 社長	バー・キャバレー・ナイトクラブ	〃
	広 岡 豊 樹	(株)松木屋 社長	料亭	〃
	山 崎 修	(有)かつぼ屋 会長	菓子小売	商業
	丸 山 俊 雄	家庭用品センターマルチャー 代表	家庭日用品小売	〃
	水 野 一 郎	(株)みずの 社長	化粧品小売	〃
	白 椿 弘 栄	山重酒店 代表	酒類小売	〃
	齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 代表	社労士事務所	諸業
	落 合 益 夫	(株)コンピュータシステム 会長	ソフトウェア開発	〃
	石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税理士事務所	〃
	関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	〃	〃
	池 上 勝 彦	池上石油(株) 社長	ガソリンスタンド	一般卸
	外 山 博 康	三恵(株) 社長	塗料卸売	〃
	渡 部 宏	(株)ホイストクレーン 社長	電気機械器具修理	〃
	佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅客運送	交通・運輸
	小 林 弘 幸	(株)県央代行 社長	運転代行	〃
	中 山 真	中越交通(株) 社長	旅客運送	〃
	白 鳥 賢	(有)四季の定期便 社長	各種食料品小売	食品関連
	村 松 浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一般食堂	〃
	田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食料品製造	〃
	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信用組合	金融
	長谷川 幸 夫	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀行	〃

③2号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	玉 木 敏	(株)サンユー印刷 会長	印 刷	印刷紙器関連
	西 山 徳 芳	(株)西山カートン 社長	段 ボ ー ル 製 造	〃
	栗 山 正 男	(株)栗山庄之助商店 社長	鐵 鋼 卸	鐵 鋼
	柳 取 崇 之	ヤナドリ鋼鉄(株) 社長	鉄鋼シャースリット	〃
	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	五十嵐 孫 六	五十嵐刃物工業(株) 社長	利 器 工 匠 具 製 造	工 業
	歸 山 肇	(株)カエリヤマ 社長	金 属 加 工	〃
	齋 藤 孝之輔	(株)齋鐵 社長	ガス機器・石油機器製造	〃
	坂 田 匠	(株)サカタ製作所 社長	建設用・建築用金属製品製造	〃
	齋 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工	〃
	下 村 啓 治	下村工業(株) 社長	利 器 工 匠 具 製 造	〃
	中 山 隆	中山鉄工所 代表	機 械 加 工	〃
	成 田 秀 雄	(株)ナリタ工業 社長	作 業 工 具 製 造	〃
	野 崎 喜一郎	(株)野崎製作所 社長	金 属 プ レ ス 加 工	〃
	今 井 道 郎	(株)野水機械製作所 会長	各 種 機 械 製 造	〃
	加 藤 伸 夫	北陸工業(株) 社長	鍛 造 品 製 造	〃
	齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造	〃
	福 田 隆 宏	マルナオ(株) 社長	木 製 品 製 造	〃
	遠 藤 和 秀	遠藤板金工業(有) 社長	鋳 金 工 事	建 設
	石 川 昌 弘	(株)向陽園 社長	造 園 工 事	〃
	永 井 龍 雄	(株)ナガイ 社長	大 工 工 事	〃
	長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事	〃
	須 藤 昭	(有)松永左官工業 社長	左 官 工 事	〃
	石 黒 隆 夫	(株)喜久和 社長	金 物 卸 売	金 物 卸
	高 森 武 志	高森コーキ(株) 社長	〃	〃
	長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	〃	〃
	内 田 良 治	(株)矢嶋屋 社長	〃	〃
	本 田 芳 久	(有)魚長 社長	料 亭	観光・サービス業
	大 野 新 吉	(有)角屋 饞心亭おゝ乃 会長	〃	〃
	石 橋 昭 尚	(有)二洲楼 社長	〃	〃
	鈴 木 直	(有)スズトー 社長	呉 服 ・ 服 地 小 売	商 業
	柄 沢 幸 一	(有)つるがや 社長	菓 子 小 売	〃
星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売	〃	
中 澤 泰二郎	中澤泰二郎法律事務所 代表	弁 護 士 事 務 所	諸 業	
野 寄 久 雄	富士教育研究会 代表	学 習 塾	〃	
新 保 智 也	江戸川産業(株) 社長	プラスチック材料販売	一 般 卸	
五十嵐 淳	(株)ローハチ 社長	日 用 雑 貨 販 売	〃	
横 山 惣一郎	三新自動車(株) 部長	自 動 車 一 般 整 備	交 通 ・ 運 輸	
岡 田 大 介	三陸運送(株) 社長	貨 物 運 送	〃	
藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売	〃	
樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売	食 品 関 連	
神子島 正 樹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行	金 融	
桑 原 優	新潟県信用組合 三条支店 支店長	信 用 組 合	〃	
石 川 一 昭	(株)K.いしかわ 社長	印 刷	印刷紙器関連	
早 川 瀧 雄	(株)トキワ印刷 会長	〃	〃	
相 場 亮 嗣	相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸	鐵 鋼	
外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	〃	〃	
④3号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相 場 健一郎	相場産業(株) 社長	作 業 工 具 製 造	工 業
	川 崎 国 雄	(株)川崎合成樹脂 会長	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	〃
	内 山 照 嘉	(株)三条特殊鑄工所 社長	鑄 物 製 造	〃
	渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造	〃

	氏 名	企業の名称及び企業上の地位		企業の業種	部会名
	梨 本 次 郎	(株)梨本商店 社長		金 属 加 工 機 械 卸 売	工 業
	五十嵐 利 行	新潟精機(株) 社長		測 定 器 製 造	〃
	安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長		建 築 設 計	建 設
	熊 倉 高 志	(株)熊倉建築事務所 社長		〃	〃
	永 桶 俊 一	(株)ナガオケ 社長		一 般 管 工 事	〃
	金 子 太 一 郎	金武(株) 社長		金 物 卸 売	金 物 卸
	高 橋 司	(株)高儀 会長		〃	〃
	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表		料 亭	観光・サービス業
	石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長		ホ テ ル	〃
	池 清 一	(有)宇智華 社長		雑 貨 小 売	商 業
	佐 藤 弘 志	(株)全研ビルサービス 会長		ビ ル 総 合 管 理	諸 業
	狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長		油 脂 研 磨 材 卸 売	一 般 卸
	吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長		電 気 機 械 器 具 卸 売	〃
	(5) 部会長・副部会長				
①工業部会					
役 職		氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種	
部 会 長		齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造	
副 部 会 長		齋 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工	
〃		渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造	
②建設部会					
役 職		氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種	
部 会 長		長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事	
副 部 会 長		安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計	
〃		本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事	
③金物卸部会					
役 職		氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種	
部 会 長	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	金 物 卸 売		
副 部 会 長	馬 場 眞 樹	馬場長金物(株) 社長	〃		
〃	山 谷 武 範	(株)山谷産業 社長	〃		
④観光・サービス業部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭		
副 部 会 長	大 野 新 吉	(有)角屋 饒心亭おゝ乃 会長	〃		
〃	石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホ テ ル		
⑤商業部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売		
副 部 会 長	山 崎 修	(有)かつば屋 会長	菓 子 小 売		
⑥諸業部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	税 理 士 事 務 所		
副 部 会 長	齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 代表	社 労 士 事 務 所		
〃	石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税 理 士 事 務 所		
⑦一般卸部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売		
副 部 会 長	吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売		
〃	渡 部 宏	(株)ホイストクレーン 社長	電 気 機 械 器 具 修 理		

⑧交通・運輸部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売
	副 部 会 長	佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅 客 運 送
	〃	横 山 惣一郎	三新自動車(株) 部長	自 動 車 一 般 整 備
⑨食品関連部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売
	副 部 会 長	村 松 浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一 般 食 堂
	〃	田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食 料 品 製 造
⑩金融部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	神子島 正 樹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行
	副 部 会 長	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
	〃	長谷川 幸 夫	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀 行
⑪印刷紙器関連部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	早 川 瀧 雄	(株)トキワ印刷 会長	印 刷
	副 部 会 長	玉 木 敏	(株)サンユー印刷 会長	〃
	〃	西 山 徳 芳	(株)西山カートン 社長	ダン ボ ー ル 製 造
⑫鐵鋼部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	相 場 亮 嗣	相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸 売
	副 部 会 長	栗 山 正 男	(株)栗山庄之助商店 社長	〃
	〃	外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	〃
(6)委員長・副委員長				
①総務委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造
	副 委 員 長	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	金 物 卸 売
	〃	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭
②産業政策委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	齋 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工
	副 委 員 長	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
	〃	外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	鐵 鋼 卸 売
③地域活性化 まちづくり委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	金 物 卸 売
	副 委 員 長	本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事
(7)顧問・相談役・参与	顧 問	滝 沢 亮	三条市長	
		佐 藤 和 雄	三条市議会議長	
		羽二生 良 夫	元三条商工会議所 会頭	
		渡 辺 勝 利	元三条商工会議所 会頭	
		斎 藤 弘 文	元三条商工会議所 会頭	
	相 談 役	杉 野 良 介	元三条商工会議所 副会頭	
		坂 本 洋 司	元三条商工会議所 副会頭	
		池 田 英 夫	元三条商工会議所 副会頭	

	相 談 役	馬 場 信 彦 山 井 太 加 藤 敏 敦 本 間 晃	元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭
	参 与	小 林 一 芳 福 田 健 男 野 崎 勝 康 曾 根 忠 一 郎 熊 倉 和 夫 木 宮 隆 金 子 昌 裕 松 崎 仁 坂 井 幸 二 小 越 憲 泰 長谷川 直 佐 藤 均 渋谷 武 志 桑 原 栄 助 小 柳 潤 一 高 波 久 雄 坂 井 範 夫 藤 田 實 柄 沢 憲 司 石 橋 育 於 箕 輪 勲 男 大久保 秀 男 捧 雄 一 郎 平 林 直 和 渡 邊 喜 彦 加 藤 謙 一 三 林 浩 和 浅 岡 正 剛 西 巻 克 郎 古 澤 富 雄	(株)コロナ 社長 マルナオ(株) 会長 (株)野崎プレス 会長 (株)タダフサ 会長 (株)井関新潟製造所 社長 (株)キミヤ 会長 金三鋼業(株) 社長 (株)三條機械製作所 社長 (株)野島製作所 会長 (株)ハイサーブウエノ 会長 (株)マルト長谷川工作所 会長 東北電力(株) 新潟県営業所 所長 北陸ガス(株) 長岡支社 次長 (株)桑原工業 社長 三条文化建設(株) 会長 パール金属(株) 会長 (株)坂謙 会長 (株)フジタ 社長 (株)ハーモニック 会長 (有)二洲楼 会長 (有)ミノワ 社長 大久保秀男税理士事務所 代表 (株)コメリ 社長 日本通運(株)三条支店 支店長 マルソー(株) 会長 (株)日本政策金融公庫 三条支店 支店長 新潟県信用保証協会 県央支店 支店長 アクサ生命保険(株) 新潟支社 支社長 西巻印刷(株) 会長 元三条商工会議所 専務理事
(8)そ の 他 ①振興委員会	活動休止		
	②小規模事業者経営 改善資金審査委員	〔委 員 長〕 岡田 久徳 〔委 員〕 高森 武志、 関根 龍一、 下村 啓治、 笠原 龍輔	
	③経営安定特別 相談室構成員	〔商 工 調 停 士〕 岡田 久徳 〔弁 護 士〕 石川 佳代 〔公認会計士、税理士〕 関根 龍一 〔中小企業診断士〕 佐野 盛也、 土田 正憲	

3. 選挙及び選任

(1) 議員

①第30期補欠

A.1号議員

告示	2020年9月30日
選挙人名簿閲覧期間	2020年10月1日～14日
選挙人名簿確定	2020年10月21日
選挙日	2020年10月30日
選挙の会場	商工会議所
選挙すべき議員数	1名
候補者提出期限	2020年10月23日
選挙立会人	5名
候補者数	1名
候補者届出の告示	2020年10月23日
無投票当選者の確定並びに告示	2020年10月30日

B.2号議員

部会名	金融
選任年月日	2020年9月6日
会議場	商工会議所
出席者数	4名
選任数	1名

(2) 役員

①第30期補欠

役職	常議員
選任年月日	2021年3月29日
選任数	1名

4. 事務局

(1) 事務局機構

課名・室名	所掌事務の概要
企 画 課	会報編集発行、生命保険、特任プロジェクト、情報提供、HP運営・管理、メールマガジン配信
総 務 課	会計・経理、庶務、組織の強化、法定台帳整備運用、会費調達・収納、会館運営管理、福祉・共済事業サービスへの加入促進
会 館 管 理 室	会館運営管理
経 営 支 援 課	小規模事業経営改善、税務・経理指導、記帳代行、労務管理・労使関係改善指導、小規模企業振興活動、その他中小企業振興に係る相談、指導等に関する事項、統計調査、簿記検定、販売士検定、PC検定、中小企業者の金融相談・斡旋、その他会員サービスの推進に関する事項
産 業 振 興 課	商工振興対策、地域産業振興事業、販路開拓支援事業、展示会等の開催、情報収集、各種証明、商取引の照会・斡旋、国際事業

(2) 事務局職員

①主な職員

[事務局長]和田 稔

②職員数

区 分	一般職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員	臨時・パート・派遣	合 計
男	9名	5名	1名	0名	0名	1名	16名
女	4名	1名	1名	1名	1名	2名	10名
合 計	13名	6名	2名	1名	1名	3名	26名

5. 庶 務

(1)文 書	発 信		受 信									
	405		3, 035									
(2)表彰・受賞 ①表 彰	[永年勤続従業員表彰] 2020 年 11 月 23 日・被表彰者数											
	年数	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	合 計
	人数	174	187	138	108	83	50	36	9	3	1	789
②受 賞	年月日	内 容										
	20. 11. 3	【瑞宝双光章受章】鶴巻千秋 氏[泉秋葉局]										
(3)慶弔・その他	年月日	内 容										
	20. 4. 3	(株)山谷産業 山谷社長(1 号議員)ご尊父 告別式										
	4. 21	若槻石材(株) 若槻社長ご尊父 告別式										
	5. 10	中沢紙器 中沢代表 告別式										
	5. 13	日野浦刃物工房 日野浦代表(1 号議員)ご尊父 告別式										
	5. 17	(株)山忠 太田社長ご岳父 告別式										
	5. 20	税理士法人Pier Tax 石月代表(常議員)ご母堂 告別式										
	6. 29	岡田建設(株) 岡田社長(常議員) 告別式										
	7. 5	(株)西山カートン 西山社長ご尊父(第 22 期常議員) 告別式										
	7. 22	丸福油脂工業(株) 笹川社長ご尊父 告別式										
	7. 24	(有)三条鶴亀社 渡辺社長ご尊父 告別式										
	8. 7	トップ工業(株) 渡辺前社長(元役員) 告別式										
	8. 18	(有)近藤農具製作所 近藤社長 告別式										
	8. 30	龍華亭 阿久津代表 告別式										
	9. 24	外山工業(株) 火災見舞										
	9. 29	三條金属(株) 火災見舞										
	10. 2	(有)牛腸設計事務所 牛腸社長 告別式										
	10. 7	鶴巻自転車店 鶴巻代表ご母堂 告別式										
	10. 15	火造りのうちやま 内山代表ご尊父 告別式										
	10. 19	(有)鳥桂精肉店 佐野社長ご令室 告別式										
	11. 2	(株)昭和ドライ 高橋社長ご母堂 告別式										
	11. 7	セキモリ精工 関森代表ご尊父 告別式										
	11. 9	渡辺プレス 渡辺代表 告別式										
	11. 10	(有)亜斗夢電設 石月社長ご母堂 告別式										
	11. 21	ヤマ時建築 佐藤代表 告別式										
	12. 4	(株)ユタカ不動産 齋藤社長ご尊父 告別式										
	12. 8	クリヤマモケイ 栗山代表ご母堂 告別式										
	12. 9	中越印刷(株) 田中社長ご尊父 告別式										
	12. 23	永桶菊弘丸刃物製作所 永桶代表 告別式										
	21. 1. 16	関樹脂工学製作所 関代表ご母堂 告別式										
	1. 20	(株)五十嵐プライヤー 内山社長 告別式										
	2. 12	永井自動研磨 火災見舞										
	2. 20	(株)ビジネスセンター 佐藤社長ご尊父 告別式										
	2. 26	(株)スターベッツ坂田動物病院 坂田社長ご子息 告別式										
	3. 2	(株)大原電機商会 大原社長(第 27・28 期常議員)ご令室 告別式										
	3. 4	北日本宣伝(株) 嘉瀬社長ご母堂 告別式										
	3. 6	(有)三条インテリアクリーン 村上社長ご尊父 告別式										
	3. 11	(株)レベラップ 小出社長ご母堂 告別式										
	3. 18	フレッシュはな正(株) 丸山会長(常議員) 告別式										
	3. 21	マルソー(株) 米山取締役ご母堂 告別式										

6. 会 議					
(1) 議員総会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	20. 6. 22	【通常議員総会】 2020(令和2)年度事業計画・収支予算 2019(令和1)年度事業報告・収支決算 (監事監査報告) 定款の一部改正 定款第39条第1項ただし書きによる常議員会への委任	129名 委任状108名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	21. 3. 29	【通常議員総会】 当所常議員補欠選任 2021(令和3)年度事業計画・収支予算 商工会議所法の解釈見直し等に伴う定款変更	133名 委任状68名含	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
(2) 常議員会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	20. 5. 28	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 2020(令和2)年度事業計画・収支予算 2019(令和1)年度事業報告・収支決算 (監事監査報告) 定款の変更及びそれに伴う規程類の一部改正 規則・規程・規約の一部改正	22名	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	7. 28	【常議員会】 入会の承認 顧問、参与の委嘱承認 事業継続力強化計画(BCP)策定支援ワークショップ実施計画 後継者塾(新潟県地域振興推進事業費補助金活用事業)実施計画 建設部会新築・リフォーム工事関連企業紹介チラシ作成事業実施計画	28名	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	9. 23	【常議員会】 入会の承認 2020年度特定商工業調査実施計画 会員事業所永年勤続従業員表彰実施計画 2021燕三条産業カレンダー作成計画 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談 体制強化事業(日本商工会議所委託事業)実施計画 新潟県地場産業強化推進事業実施計画 グループ出展支援事業追加募集計画 金物卸部会クラウドファンディングを活用した商品開発セミナー実施計画	27名	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
	11. 26	【常議員会】 入会の承認 2020(令和2)年度補正予算 2021(令和3)年度運営方針、事業計画・収支予算策定スケジュール 小規模事業者支援法「経営発達支援計画」認定申請 「制度改正に伴う専門家派遣等事業」(日本商工会議所委託事業)を活用した職員向け研修会実施計画 「人材採用・定着セミナー」実施計画 燕三条医工連携事業「SDGs説明会」実施計画 各部会・委員会事業実施計画	27名	ジョ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	21. 1. 28	【常議員会(正副部会長・正副委員長拡大会議)】 入会の承認 2021(令和3)年度部会・委員会からの提案事業・予算 当所2号議員補欠選任 金融部会副部会長補欠選任 支援機関職員向け勉強会実施計画	34名 副部会長4名含	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認

	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	21. 3. 9	「創業者倶楽部」実施計画 当所・三条青色申告会共催「納税相談会」 一般向け特別講演会実施計画 部会・委員会事業実施計画 当所ホームページリニューアル実施計画 【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 当所常議員補欠選任 2021(令和3)年度事業計画・収支予算(案) 商工会議所法の解釈見直し等に伴う定款変更 特定退職金共済規程一部改正 貿易関係証明発給に関する規程類一部改正 事業特別委員の任期満了に伴う退任・再任・新任 「フレッシュ社員研修会」実施計画 「企業の生き残りセミナー」実施計画 学生支援事業「学割協賛店募集」実施計画 部会・委員会事業実施計画 通常議員総会提出議案	41 名 参与 12 名含	ジオ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
(3)監 事 会					
	20. 5. 18	2019 年度事業報告並びに収支決算書の概要説明	5 名	三条商工会議所	原案通り承認
(4)部 会 ①工業部会					
	年月日	議 題	出席者数		
	20. 9. 10	【正副部会長会議】 2020(令和2)年度事業計画の見直しについて	8 名		
	9. 28	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度事業計画の見直しについて	19 名		
	12. 19	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度事業報告について 2021(令和3)年度事業計画について	22 名		
②建設部会					
	年月日	議 題	出席者数		
	20. 6. 2	【正副部会長会議】 2019(令和1)年度部会事業報告・収支決算内容について 2020(令和2)年度部会の具体的事業内容について ①部会事業報告会開催の有無について ②リフォーム関連工事業者紹介事業にかかる周知方法・内容について ③わくわく建設フェスタ実施の有無について ④優良施設見学会視察事業の実施有無について ・東京電力刈羽原子力発電所視察事業 ・新国立競技場、Japan Home & Building Show2020 視察事業	4 名		
	9. 11	【部会事業推進委員会】 1 号議員・常議員候補者の選任について 先進地視察見学会について わくわく建設フェスタの中止について リフォーム工事業者紹介チラシ作成について	17 名		
	12. 14	【部会事業推進委員会】 2020(令和2)年度部会事業実績・決算見込み報告について 2021(令和3)年度事業計画・予算(案)について	19 名		
③金物卸部会					
	年月日	議 題	出席者数		
	20. 8. 7	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度事業計画見直しについて	9 名		
	12. 11	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度事業報告について 2021(令和3)年度事業計画について	11 名		

④観光・サービス業部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 4. 22	【正副部会長・議員会議】 新型コロナウイルスでの業界の状況について 2020(令和2)年度の部会事業について	11名
	7. 27	【正副部会長・議員会議】 本寺小路あかり物語<第十六章>の実施について 業界繁盛店視察懇談会について	13名
	8. 20	【正副部会長・議員会議】 本寺小路あかり物語<第十六章>の実施内容について 業界繁盛店視察懇談会について	12名
	9. 25	【正副部会長・議員会議】 三条本寺小路あかり物語～エールのあかり～について	14名
	12. 7	【正副部会長・議員会議】 三条本寺小路あかり物語～エールのあかり～報告について 2021(令和3)年度事業計画・予算(案)について	11名
⑤商業部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 9. 1	【議員懇談会】 2020(令和2)年度商業部会事業について	8名
	10. 12	【議員懇談会】 2020(令和2)年度商業部会事業について	8名
	11. 26	【議員懇談会】 地元購買力強化事業について 2021(令和3)年度商業部会事業について	8名
⑥諸業部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 7. 15	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度部会事業について	6名
	12. 14	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度事業計画並びに予算(案)について	6名
⑦一般卸部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 7. 13	【正副部会長・議員懇談会】 金物卸部会との議員交流懇談会について 中堅・管理者スキルアップ講座について	6名
	11. 25	【正副部会長・議員懇談会】 中堅・管理者スキルアップ講座について 一般卸部会・金物卸部会 議員交流懇談会について	5名
	12. 17	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度部会事業の検討について 中堅・管理者スキルアップ講座について	6名
⑧交通・運輸部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 12. 14	【正副部会長・議員・参与懇談会】 2021(令和3)年度事業計画・収支予算(案)について 2020(令和2)年度事業について	8名
⑨食品関連部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 12. 22	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度事業計画並びに収支予算(案)について	4名

⑩金融部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 7. 7	【正副部会長・議員懇談会】 2020(令和2)年度部会事業について	4名
	10. 8	【正副部会長・議員懇談会】 日本銀行新潟支店長講演会について	5名
	12. 17	【正副部会長・議員懇談会】 日本銀行新潟支店長講演会について 2021(令和3)年度事業計画並びに収支予算(案)について 金融部会議員について	5名
⑪印刷紙器関連部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 9. 14	【部会事業推進委員会】 2020(令和2)年度事業について 視察事業について 部会員交流懇談会について	11名
	12. 16	【第2回部会事業推進委員会】 2021(令和3)年度 当部会の事業計画・収支予算(案)について 2020(令和2)年度事業の運営内容・方法について	12名
⑫鐵鋼部会	年月日	議 題	出席者数
	20. 8. 4	【議員懇談会】 2020(令和2)年度事業実施時期、内容について	8名
	12. 9	【議員懇談会】 2020(令和2)年度事業報告について 2021(令和3)年度事業計画・収支予算(案)について	8名
(5)委 員 会 ①総務委員会	年月日	議 題	出席者数
	20. 8. 25	新入会員交流会の開催について 商工会議所会館 貸室利用会館について	13名
	11. 10	2021年会員新春の集い開催について 2021(令和3)年度 事業計画・予算について 会館使用状況について 会館営繕について	13名
	12. 1	2021年会員新春の集い開催について 創立80周年記念事業計画・収支予算について	12名
	年月日	議 題	出席者数
	20. 11. 9	withコロナへの各社の取組み 委員会としての今後の取組み、提言について	17名
	年月日	議 題	出席者数
	20. 12. 15	今年度のおさらい 市内簡単ロードマップについて 2021(令和3)年度事業計画・収支予算(案)について	10名
	年月日	議 題	出席者数
	20. 4. 1	新入会員の申込み、退会申出の報告 会議等日程 共催・協力・後援・協賛等の依頼、外部からの委員等就任依頼 アクサ生命保険(株)BWCキャンペーン実施計画 グループ出展支援事業の公募 第11回DESIGN TOKYO共同出展事業出展社募集 貿易関係証明電子システムの当所対応	5名

年月日	議 題	出席者数
20. 5. 12	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2019(令和1)年度事業報告・収支決算報告(案) 創立80周年事業の実施・中止・延期判断 規則・規程の一部改正 日本商工会議所委託事業「制度改正に伴う専門家派遣等事業」の実施計画及び事業実施に係る内規の制定・廃止	5名
6. 10	正副会頭・専務理事の会議日程調整 通常議員総会上程議案・開催形態 雇用調整助成金教育訓練用WEBセミナー実施計画 地場産業振興のための関係団体戦略会議開催計画	5名
7. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 令和2年度三条市表彰候補者の推薦 当所ホームページの全面改訂 後継者塾(新潟県地域振興推進事業費補助金活用事業)実施計画 事業継続力強化計画(BCP)策定支援ワークショップ実施計画 建設部会新築・リフォーム工事関連企業紹介チラシ作成事業実施計画	5名
8. 6	正副会頭・専務理事の会議日程調整 1号議員補欠選挙、常議員の補欠選任の実施判断 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業(日本商工会議所委託事業)実施計画及び同事業における経費支出に関する取扱内規の制定 SMITH SANJO●JAPANとの事務受託契約締結 会員事業所永年勤続従業員表彰実施計画 観光・サービス業部会 本寺小路あかり物語<第十六章>実施計画	5名
9. 3	正副会頭・専務理事の会議日程調整 新潟県地場産業強化推進事業実施計画 2021 燕三条産業カレンダー作成計画 金物卸部会「クラウドファンディングを活用した商品開発セミナー」実施計画 鐵鋼部会 グローバル経済講演会事業実施計画 観光・サービス業部会 本寺小路あかり物語<第十六章>実施計画	5名
10. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「Zoom活用セミナー」実施 「人材採用・定着セミナー」実施計画 諸業部会「よろず法律セミナー」実施計画 観光・サービス業部会「本寺小路あかり物語<エールのあかり>」実施計画 2020年度後期BWCキャンペーン実施計画	5名
11. 4	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2020(令和2)年度補正予算案 2021(令和3)年度運営方針、事業計画・予算策定スケジュール 中小企業庁「経営発達支援計画」認定申請 「制度改正に伴う専門家派遣事業」(日本商工会議所委託事業)を活用した職員向け研修会実施計画 金融部会「日本銀行新潟支店長講演会」実施計画 一般卸部会・金物卸部会「議員交流懇談会」実施計画 工業部会「はたらく女性のプレミアム女子会Part8」実施計画 工業部会「製品開発プロデューサー育成講座」実施計画 工業部会「AI・IoTシステム導入研修会」実施計画 商業部会 地元購買力強化事業実施計画 燕三条匠工連携事業「SDGs説明会」実施計画 創立80周年記念誌編集・発行計画 2020(令和2)年度会員新春の集い開催意向確認 11月常議員会開催計画	5名
12. 3	正副会頭・専務理事の会議日程調整 顧問・相談役会議開催計画 2020(令和2)年度会員新春の集い開催計画 2021(令和3)年度関東経済産業局長表彰被表彰候補者 「創業者倶楽部」実施計画 当所・三条青色申告会共催「納税相談会」実施計画 当所ホームページ改訂実施計画	5名

	年月日	議 題			出席者数
	21. 1. 7	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2021(令和3)年度当所年間スケジュール 部会・委員会からの2021(令和3)年度提案事業・予算 当所2号議員補欠選任 金融部会副部会長補欠選任 総務委員会「2021 会員新春の集い」実施計画 一般卸部会「中堅・管理者スキルアップ講座」実施計画 支援機関職員向け勉強会実施計画 産業政策委員会 三条市立大学学長講演会実施計画 一般向け特別講演会実施計画 1月常議員会開催計画			4名
	2. 3	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2020(令和2)年度決算見込による2021(令和3)年度期首繰越金 当所常議員補欠選任 要綱の一部改正 貿易関係証明発給に関する規程類の一部改正 「フレッシュ社員研修会」実施計画 地域活性化まちづくり委員会「市内簡単ロードマップ発行事業」実施計画 3月常議員会開催計画			5名
	3. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2021(令和3)年度事業計画・収支予算 商工会議所法の解釈見直し等に伴う定款変更 「特定退職金共済規程」の一部改正 「会館の管理及び運営に関する規程」の一部改正 当所会館施設の2021(令和3)年度保守管理等契約 事業特別委員の任期満了及び再任 「企業の生き残りセミナー」実施計画 食品関連部会「食に関する課題研究事業」実施計画 2021(令和3)年度事務局組織 通常議員総会開催計画			5名
	②顧問・相談役会議 新型コロナウイルス感染症の影響により延期				
	③県央地区 3商工会議所関連				
	年月日	議 題			出席者数
	20. 4. 10	【業務連絡会議】(主管：三条商工会議所) 本年度の合同開催事業、各商工会議所の主な事業について			当所出席者 3名
	10. 5	【共済推進会議】(主管：加茂商工会議所) 令和元年度各商工会議所共済保有状況について			当所出席者 2名
	11. 20	【共済推進会議】(主管：加茂商工会議所) 各商工会議所共済事業の取り組みについて 令和2年度アクサ生命保険(株)の取り組みについて 【職員合同研修会】(主管：燕商工会議所) 新型コロナウイルス感染症の影響により延期			当所出席者 3名
④地域産業振興 のための関係 団体戦略会議					
年月日	議 題			出席者数	
20. 7. 2	三条市の産業振興施策等について意見交換 ①三条市立大学開設の現状について ②医療系高等教育機関の現状について			18名	
⑤会館テナント 連絡会議					
[内 容] 日程確認、報告事項、意見・要望事項等について					
開 催 日	4月20日	8月31日	12月21日		
出席者数	8名	7名	7名		

7. 事 業

(1) 各種事業活動

① 観光事業

名 称	年月日	内 容	参観者
第 16 回三条夏まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により全行事中止	

(2) 意見活動

年月日	内 容	要望先
20. 9. 4	事業活動の継続と新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関する要望	国定三条市長
10. 16	新型コロナ対応施策に関する意見交換会	花角新潟県知事
10. 16	令和 3 年度新潟県の産業振興施策に対する要望 (一社)新潟県商工会議所連合会が県内 16 商工会議所の要望意見を取りまとめ、各地区会頭が参加して要望 当所からは県央基幹病院設置に係る道路環境整備を要望	花角新潟県知事 桜井新潟県議会議長
12. 1	JRに対する要望 当所からは上越新幹線と在来線との接続・鉄道駅等のバリアフリー化の促進について要望 (新潟県鉄道整備促進協議会会員として)	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社
21. 3. 2	新型コロナウイルス感染症の影響により、甚大な被害を受けている飲食関連事業者への支援に関する要望書	滝沢三条市長

(3) 調査・研究

調査名	内 容
中小企業景況調査 LOBO(早期景気観測)調査	当所地域事業所 400 社を対象に年 4 回調査、その内 40 社のデータを日商へ報告 各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」(採用、設備投資、賃金動向等)を全国ベースで毎月調査し、その集計結果を当所会報に公表。 〔調査対象事業所数〕 6 社

(4) 広 報

① 定期刊行物

会報(毎月 25 日発行、1 月は 15 日発行)	2,400 部(1 回あたり)
メールマガジン(不定期発行)	380 件登録

② 不定期刊行物

燕三条地域企業向け研修ガイドブック	2021 年度版 2,450 部
2019 年度事業報告ダイジェスト版	3,000 部
2021 年燕三条産業カレンダー	三条、燕の休日を統一した「燕三条産業カレンダー」を作成し、無料配布(休日日数: 107 日) 9,076 部(A3-5,664 部、A4-3,412 部) 〔栄商工会、下田商工会、(協)三条工業会、三条金物卸商(協)、三条商鐵組合、三条機工会、三條鉄鋼資源組合、新潟県トラック協会三南支部〕
コロナウイルス COCOA チラシ作成	厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称: COCOA)」の周知チラシを作成、会報 7 月号折込、事務局窓口で配布

(5) 証明・鑑定・検査

① 貿易関係証明

〔月別発給証明〕

内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	21/1	2	3	合計
輸出原産地証明	9	7	9	11	7	6	12	11	9	19	6	13	119
その他の貿易証明	0	0	1	1	0	1	3	0	0	1	1	1	9
合 計	9	7	10	12	7	7	15	11	9	20	7	14	128

	〔国別、品目別発給件数(原産地証明)〕														
	地名／品名	利器 工匠具	作業 工具	鋼材	食品	機械 ・部品	台所用品 ・雑貨	理美 容品	その他	サイン 証明	偽造 証明	日本法人 証明	合計		
	香 港	0	12	0	0	0	0	7	1	0	0	0	20		
	ベ ト ナ ム	0	0	5	3	0	0	2	8	1	0	0	19		
	台 湾	0	0	0	11	0	3	1	0	3	0	0	18		
	中 国	1	0	3	2	3	4	0	3	0	0	0	16		
	ド イ ツ	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13		
	フ ラ ン ス	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	7		
	韓 国	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	6		
	ラ ト ビ ア	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6		
	ク ウ ェ ー ト	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	5		
	イ ギ リ ス	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3		
	ロ シ ア	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3		
	ア メ リ カ	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2		
	オーストラリア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	サウジアラビア	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2		
	アラブ首長国連邦	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
	オ ラ ン ダ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	チ リ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	ト ル コ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
バングラディシュ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1			
リ ビ ア	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1			
(6) 信用調査															
	①企業情報サポート事業														
		企業情報	企業ダイジェスト	財務情報	企業信用調査	合計									
	件 数	2	1	0	0	3									
	(7) 各種行事	①部 会													
		A. 工業部会													
		名 称	年月日	内 容									参加者数		
		はたらく女性のプレミアム女子会Part8	20. 11. 16	〔テーマ〕 地方産業を活性化させる、女性の力～楽しくなければ、仕事じゃない～ 〔講 師〕 (有)栄工業 代表取締役 山村則子 氏									29 名		
		製品開発プロデューサー育成講座	11. 18	第1講 〔テーマ〕 製品開発の着眼点と企画・設計について 〔講 師〕 (株)アベキン 代表取締役 阿部隆樹 氏									13 名		
製品開発プロデューサー育成講座		11. 25	第2講 〔テーマ〕 原価計算と損益分岐点を意識した製品開発について 〔講 師〕 ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野康晴 氏									9 名			
AI・IoTシステム導入研修会		12. 10	〔視察先〕 (株)阿部工業(燕市) 〔講 師〕 (株)阿部工業 代表取締役社長 阿部貴之 氏									29 名			
B. 建設部会															
名 称		年月日	内 容									参加者数			
リフォーム工事業者紹介チラシ作成	20. 8. 25	〔作成部数〕 27, 200枚 〔配布内容〕 まるごと県央へ折込み：24, 500枚 当所会報へ折込み：2, 400枚 掲載事業所宛郵送等：300枚									掲載 20 社				
C. 金物卸部会															
名 称	年月日	内 容									参加者数				
マーケティング戦略セミナー	20. 10. 22	〔テーマ〕 地元経営者が教える！マーケティング戦略セミナー 〔講 師〕 (株)山谷産業 代表取締役 山谷武範 氏									75 名				

D. 観光・サービス業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
三条本寺小路あかり物語 ＜エールのあかり＞	20. 10. 16 ～17	「あかり」をテーマにしたイベント開催 〔会 場〕 三条別院 〔ライトアップ〕 10 月 16 日～18 日 〔新聞広告〕 16 日の三条新聞裏面にて紙面ライトアップを掲載。	
E. 商業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
中心市街地にぎわい創造事業	20. 12. 11 ～13	中心市街地の情報発信や各商店街で開催するイベント周知のための広報費を支援。 一ノ木戸商店街 「令和 2 年度クリスマスプレゼントセール」	
地元購買力強化事業	21. 2. 26	割引クーポン券付広告チラシを発行。チラシ掲載店でお買物のお客様に応募券を配布し、総額 30 万円分、総数 80 本の商品券が当たる抽選を実施。 〔名 称〕 三もんの得 ² (トクトク)クーポン 〔折込数〕 新聞折込 23, 160 部 〔抽 選〕 応募総数 5, 430 通、当選者 80 名	掲載店舗 43 店
F. 諸業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
よろず法律セミナー	20. 10. 20	〔テーマ〕 弁護士セミナー～三条市内の弁護士を知ろう！ 〔講 師〕 弁護士法人 一新綜合法律事務所燕三条事務所 古島実 氏 片桐・坂西・阿部法律事務所 阿部理順 氏 中澤泰二郎法律事務所 中澤泰二郎 氏 ひめさゆり法律事務所 石川佳代 氏	会場 16 名 Zoom10 名
経理初心者セミナー		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
G. 一般卸部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
一般卸部会・金物卸部会 議員交流懇談会	20. 12. 3	同じ卸売業の部会として、実施事業や情報交換をし合うことで業界が抱える共通の問題や課題を探し出し、今後の部会活動の参考とするべく開催した。	12 名
中堅・管理者スキルアップ講座	21. 2. 18 3. 18	〔テーマ〕 部下育成・チームリーダー養成講座 〔講 師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) 専務取締役兼コンサルタント 腰高康雄 氏	会場 4 名 Zoom15 名
H. 交通・運輸部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
部会員懇談会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
業界動向研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
I. 食品関連部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
食に関する課題研究事業		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
部会員交流事業		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	

②委 員 会	J. 金融部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	日本銀行新潟支店長講演会	20. 12. 25	〔テーマ〕 最近の経済情勢 〔講 師〕 日本銀行新潟支店 支店長 佐久田健司 氏	会場 64 名 Zoom15 名
	視察研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	時局講演会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	K. 印刷紙器関連部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	視察研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	部会員交流懇談会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	L. 鉄鋼部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	グローバル経済講演会	20. 9. 4	〔テーマ〕 武漢ウイルス発生後の世界 〔講 師〕 日本戦略情報研究所 所長 林文隆 氏	63 社
	DVD 配布			
	A. 総務委員会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	第 39 回会頭杯ゴルフ大会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	新入会員交流会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	2021 年会員新春の集い		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	B. 産業政策委員会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	「三条市立大学のグランドデザイン」講演会	21. 2. 15	〔講 師〕 三条市立大学 学長予定者 アハメド シャハリアル 氏	39 名
	C. 地域活性化まちづくり委員会			
	名 称	年月日	内 容	
	市内簡単ロードマップ作成	21. 3 月	令和 2 年 3 月に作成した「三条市中心部の道路案内図」の改訂版を作成。例年行っていた広報さんじょうへの折込はせず、市外からの来場者が多い施設等への配布部数を増やした。また新たに A2 版を作成して配布した。 〔作成部数〕 A3 版 22,000 枚、A2 版 630 部	
③そ の 他	A. IT 化推進事業			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	インターネット活用情報交流	通 年	WEBサイトを開設し、地域中小企業者への情報発信を行い、経営改善や事業機会の拡大を促進 〔情報発信〕 研修会、展示会、各種検定試験、各種補助金制度等の情報掲載、会員事業所検索 他 〔会員事業所との連携サービス〕 簡易ホームページ作成サービス利用企業： 6 社 当所ホームページからのリンク企業 : 346 社 ザ・ビジネスモールへの登録企業 : 2,087 社	
	ビジネス認証サービス斡旋事業	通 年	電子証明書購入取次	1 件

B. 中小企業支援ODA事業

地域企業がJVを組みベトナム社会主義共和国バリア・ブンタウ省商工局をカウンターパートとして実施する「普及・実証・ビジネス化事業(中小企業海外展開支援枠)」への支援。

[活動内容]

新型コロナウイルス感染症の影響で渡航ができなく、当初スケジュールの大幅な変更が余儀なくされたため、カウンターパートであるバリア・ブンタウ省商工局と概ね月1回オンライン会議を開催。渡航可能になった際にすぐ活動ができるよう情報共有と打ち合わせを定期的に行い、商品コンセプトやブランド名、ロゴ等を検討した。カウンターパートが竣工した地場産業振興センター(IPC)の設計等についてのアドバイスも実施。

C. 新潟県地場産業強化推進事業

2017年度に地場産業振興計画を策定し、策定した計画に基づき3ヶ年継続で事業を実施。2020年度は3年度目の最終年度にあたり、以下の事業を実施。

[振興計画テーマ]利工具製造産地の持続的な発展

名 称	年月日	内 容	参加者数
財務分析・原価計算セミナー	20. 7. 27 8. 3 8. 11 8. 26 9. 4	財務諸表の読み方・製造原価、総原価の計算方法等 〔講 師〕 ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野康晴 氏	17 社 18 名
運営管理セミナー	10. 7 10. 16 10. 26 11. 4	機能別組織、マトリックス組織、組織構築、ボトルネック工程解消方法等 〔講 師〕 OT アシスト事務所 代表・中小企業診断士 桶哲治 氏	16 社 19 名
マーケティングセミナー	11. 17 11. 24 12. 1 12. 15 12. 22	新商品開発プロセス、アイデアの創出、マーケティング戦略の立案等 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 今井進太郎 氏	18 社 24 名
原価計算個別訪問指導事業	20. 9 月 ～12 月	財務分析・原価計算セミナー参加事業所のうち、改善意欲の高い事業所を継続的に訪問し、各社の現状に即した原価計算手法を指導。各社が独自で原価計算を行えるようにするとともに、今後の経営方針を整理し、簡易的な経営計画の策定に繋げた。 〔専門家〕 ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野康晴 氏	指導 4 社 (計 20 回)
運営管理個別訪問指導事業	20. 12 月 ～21. 3 月	運営管理セミナー参加事業所のうち、改善意欲の高い事業所を継続的に訪問し、各社の現状に即した生産管理手法や組織作りの方法を指導。各社が独自で組織作りや生産管理を行えるようにするとともに、今後の経営方針を整理し、簡易的な経営計画の策定に繋げた。 〔専門家〕 OTアシスト事務所 代表・中小企業診断士 桶哲治 氏	指導 3 社 (計 15 回)
マーケティング個別訪問指導事業	21. 1 月 ～ 3 月	マーケティングセミナー参加事業所のうち、改善意欲の高い事業所を継続的に訪問し、各社の現状に即したマーケティング戦略立案手法を指導。各社が独自でマーケティング戦略立案を行えるようにするとともに、今後の経営方針を整理し、簡易的な経営計画の策定に繋げた。 〔専門家〕 グローカルマーケティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 今井進太郎 氏	指導 3 社 (計 15 回)

D. 経営発達支援計画事業

小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が小規模事業者による事業計画の作成及び、その着実な実施を支援することや、地域活性化にもつながる展示会の開催等の面的な取組を促進するため、商工会及び商工会議所が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画を経済産業大臣が認定する仕組みが導入された。当所では、平成 28 年 4 月 22 日付で経済産業大臣による認定を受け、本計画に基づき、小規模事業者への支援を行った。

〔認 定 日〕 2016 年 4 月 22 日

〔実施期間〕2016年4月1日～2021年3月31日

〔内 容〕経営発達支援計画で取り組む項目は以下の通り。

1. 地域経済動向調査に関すること
 - ・中小企業景況調査、LOBO調査(P43)
2. 経営状況の分析に関すること
 - ・巡回・窓口相談による指導(P52)
 - ・三條市研修ガイドブック作成(P43)
 - ・ミラサポ(P52)
 - ・記帳継続指導(P56)
 - ・エキスパートバンク(P52)
3. 事業計画策定支援に関すること
 - ・巡回・窓口相談による指導(P52)
 - ・ものづくり補助金(P56)
 - ・創業支援事業(P53～54)
 - ・小規模事業者持続化補助金(P56)
 - ・定例相談会(P53)
 - ・事業承継支援事業(P54～55)
4. 事業計画策定後の実施支援に関すること
 - ・巡回・窓口相談による指導(P52)
 - ・エキスパートバンク(P52)
 - ・定例相談会(P53)
 - ・事業承継支援事業(P54～55)
 - ・小規模事業者持続化補助金(P56)
 - ・ミラサポ(P52)
 - ・創業支援事業(P53～54)
5. 需要動向調査に関すること
 - ・巡回・窓口相談による指導(P52)
 - ・展示会等出展事業(P48)
6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
 - ・展示会等出展事業(P48)
7. 地域経済の活性化に資する取組
 - ・三條夏まつり(P43)
 - ・三條本寺小路あかり物語(P45)
 - ・三條マルシェ(P49)

〔認定更新〕2021年3月31日をもって第1期目の計画期間が終了するため、三條市とともに2021年4月1日～2026年3月31日の5年間の計画(第2期目)を策定し申請。
2021年3月26日付で経済産業大臣による認定を受けた。

E. 三條市事業所支援ネットワーク「イッペアアップ」の開設

当所と三條市、三條信用金庫、三條信用組合、(株)日本政策金融公庫三條支店、新潟県信用保証協会が連携し、事業所の経営(創業、事業承継、経営一般等)に関する総合相談窓口を当所内に開設。
(相談件数は、P52 巡回・窓口相談による指導を参照)

F. 販路開拓事業

名 称	年月日	内 容	参加者数
第11回DESIGN TOKYO への共同小間出展	20. 9. 2 ～ 4	申込企業が、最低応募数に達せず出展中止。	
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2020 への出展協力	11. 5 ～ 7	三條市産地グループとして地域PRを予定したが、新型コロナウイルス感染拡大によりオンライン開催となったためグループの取りまとめは中止。	
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2020「出張三條鍛冶道場」 グループ出展支援事業	11. 5 ～ 7 通 年	主催者である日本DIY協会から越後三條鍛冶集団に「出張三條鍛冶道場」実施の協力依頼があったが、新型コロナウイルス感染拡大により辞退。 当所会員で特に小規模事業者の販路開拓を支援するため、2社以上で形成された展示会に出展するグループへ出展小間料を補助。 申請4グループ、11事業所。新型コロナウイルス感染症の影響による展示会中止・延期のため3グループ9事業所が申請取り消し。 〔出展展示会〕第12回フードメッセ in にいがた 2020	1グループ 2事業所

G. フレッシュ社員研修会、フレッシュ社員フォローアップ研修会

名 称	年月日	内 容	参加者数
フレッシュ社員研修会	20. 4. 22	新型コロナウイルス感染症の影響により2日間(4月6日・7日)予定していた研修会を中止し、代替として①～③を実施。 ①使用予定だった資料を参加企業に配布。	7名

名 称	年月日	内 容	参加者数
フレッシュ社員 フォローアップ研修会		②1 日目の講義動画をWEB上に公開し、参加予定 企業の都合の良い日時に視聴頂いた。 ③2 日目に予定していたグループ演習について Zoom によるオンラインセミナーを開催。 〔講 師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) 専務取締役兼コンサルタント腰高康雄 氏 新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
H. 医工連携事業説明会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
SDGs説明会	20. 11. 26	「SDGs」の基本的な内容、会社での取り組み方の基礎か ら応用まで 〔説明者〕 新潟大学地域創生推進機構 特任教授 深谷清之 氏 〔会 場〕 三条商工会議所 1Fチェンバースホール 〔主 催〕 新潟大学、三条商工会議所、(協) 三条工業会	45 名
I. 燕三条トレードショウ			
名 称	年月日	内 容	参加者数
燕三条トレードショウ		新型コロナウイルス感染症の影響により延期	
J. 地場産業振興祈願会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
地場産業振興祈願会	21. 2. 2	製品名又はブランド名を読み上げ振興祈願を実施。 〔会 場〕 本成寺	31 社
K. 三条マルシェ			
名 称	年月日	会 場	参加者数
三条マルシェ	20. 4. 29	一ノ木戸商店街(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	1,356 名
	6. 6～ 7	三条防災ステーション(新型コロナウイルス感染症の影響により延期)	
	7. 23	三条防災ステーション	
	8. 1	夏まつり花火会場(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	
	9. 13	東三条商店街(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	2,004 名
	10. 4	三条金属工業団地周辺	
	11. 22	三条パール金属スタジアム	
	21. 2. 13	三条市体育文化会館(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	1,000 名
L. 事業継続力強化計画策定支援ワークショップ			
名 称	年月日	内 容	参加者数
事業継続力強化計画策定 支援ワークショップ	20. 8. 3 8. 27	企業が自然災害等の事業継続が危ぶまれるリスクに直 面した際に、中核事業を中断させず、万一中断しても早 急に復旧できるようにするため、事業継続力強化計画 の策定に向けたワークショップを実施。 〔講 師〕 東京海上日動火災保険(株)新潟支店 長岡支社 主任 高橋智子 氏	第1回8名 第2回9名
M. Zoom使い方セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
Zoom活用セミナー	20. 10. 7	事業所が感染症禍の中でもオンラインツールを活用し て営業活動に取り組めるよう、オンライン会議アプリ Zoomの使い方と営業での活用方法を解説。 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) コンサルティング部部長 遠藤碩太 氏	15 社 21 名

N. 新型コロナウイルス感染症対策事業			
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する各種支援策を実施。			
名 称	年月日	内 容	参加者数
新型コロナウイルス対策マル経融資による金融支援	通 年	新型ウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者へ、通常のマル経融資とは別枠で融資実行。当初3年間の金利引き下げや据置期間延長。※P56 金融斡旋参照〔融資決定〕5件2,550万円	
経営相談窓口の設置 (2020年1月29日より設置)	20. 4. 1 ～ 21. 3. 31	中小企業庁の要請により、全国の商工会議所・商工会に経営相談窓口を設置。相談実績は特設サイトより随時中小企業庁へ報告。	435 件
長屋精神で持ちつ持たれつ臨時お仕事情報掲示板開設	20. 5. 20 ～ 21. 3. 31	人手が不足している事業所の方から掲示板に登録いただき、新型ウイルス感染症の影響により一時的に仕事をさせたくともさせられない、したくともできない事業所をマッチングできるプラットフォームを開設。	マッチング 13 件
三条市「新型コロナウイルス感染症対策事業者向け支援制度よろず相談窓口」への参画	20. 7. 1 ～ 21. 3. 31	三条市、新潟県行政書士会と連携し、感染症の影響で売上が著しく減少した事業所に対して、支援制度の紹介や個別相談窓口を開設。	相談 504 社
WEBセミナーの実施	20. 7. 1 ～ 21. 3. 31	市内事業所の研修機会の創出のため、無料で自由に視聴できるWEBセミナーを当所HPからネット配信。また、新型ウイルス感染症の影響を受けた事業所に対して、雇用調整助成金の教育訓練の内容・方法等の要件が緩和に伴い、事業所が助成金の申請に活用できるWEBセミナーの活用を呼び掛けた。 〔セミナー視聴数〕85 社 1,233 回視聴	
「新型コロナウイルス感染症が企業に及ぼす影響に関するアンケート」の実施	20. 7. 13 ～22	必要な支援を適切に講じ、今後の施策立案に活かすためにアンケート調査を実施。調査結果については報道機関へ公表したほか、当所HPにも掲載。 〔回 答〕520 社/2,109 社 (24.6%)	
新型コロナウイルス感染症禍デリバリー・テイクアウト対応店マップ作成	21. 3. 5 ～31	デリバリー・持ち帰り対応可能な事業所の情報をマップ形式に作成し、当所HPにて周知する。 〔案内対象〕観光・サービス業部会、商業部会、食品関連部会	掲載 41 社
特別講演会	3. 17	〔テーマ〕日本経済・産業の新たな針路ー地域の活性化に向けてー 〔講 師〕(一財)日本総合研究所会長/ 多摩大学 学長 寺島実郎 氏	210 名
「新潟県の感染症防止対策取組PR」の活用周知	随 時	新潟県が事業者の感染防止の取り組みを見える化するために行ったピクトグラムによる取り組みPRについて、会員宛て周知するとともに、希望者へピクトグラムの印刷を提供。	
「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置」に係る確認	20. 11 月 ～ 21. 2 月	中小企業者等が令和2年2月～10月の任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年同期比 30%以上減少している場合、事業用家屋及び設備の固定資産税・都市計画税が 1/2 軽減もしくは全額免除される特例措置。当所においては、申告書類の確認を行った。	件数 26 社
新型コロナウイルスに関する支援策の周知	随 時	新型コロナウイルスに対する国・県・市等の支援施策について、会員宛FAXにて周知。 〔配信回数〕16 回 ※うち、令和2年4月～11月に配信した13回分は、P55 制度改正に伴う専門家派遣等事業(日本商工会議所委託事業)として実施。	

(9)取引紹介 ①国内取引	E. 珠算競技大会														
	名 称				年月日				参加者数						
	第 74 回新潟県珠算選手権大会				中 止				—						
	第 73 回新潟県珠算競技大会				20. 11. 8				0 名						
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	21/1	2	3	合計	
	件 数	7	4	9	3	4	6	9	2	6	2	6	3	61	
	(10)相談、指導、斡旋等 ①雇用対策事業	名 称				年月日		内 容						参加者数	
		新規高卒予定者求人説明会				20. 7. 9 7. 28		新規高卒予定者(高校3年生)に求人説明会を実施 〔会 場〕(公財)燕三条地場産業振興センター 〔事業運営〕第1回 三条市雇用対策協議会 第2回 三条商工会議所						第1回 学生 221 名 企業 40 社 第2回 学生 15 名 企業 38 社	
新規高卒予定者求人申込説明会				10. 7		新規高卒予定者の求人申込みから採用までの説明、求人用紙等の配布 〔会 場〕三条商工会議所 〔事業運営〕三条市雇用対策協議会						75 社			
三条おしごとナビ企業動画制作補助金				20. 11. 25 ～ 21. 2. 26		三条おしごとナビ掲載用の企業動画作成費用の補助(1社上限 10 万円税込)を行い、三条おしごとナビの利用 率向上ならびに、市内企業の求人情報掲載を強化する ことで、事業所の雇用促進のきっかけを創出。 〔事業運営〕三条市雇用対策協議会						20 社			
(11)経営改善普及事業 ①指導・相談・支援	②エキスパート バンク事業				4 件(指導実施回数 4 回)										
	③新潟県建設業経営 相談等支援事業				0 件(指導実施回数 0 回)										
	④中小企業・小規模 事業者ワンストップ 総合支援事業 (ミラサポ)				2 件(専門家派遣回数 3 回)										
A. 経営指導員の指導															
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	合計					
巡回	46	237	0	18	12	4	4	5	59	385 件					
窓口	172	709	2	33	29	9	41	11	219	1,225 件					
B. 講習会等の開催による指導															
区 分	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	合計					
集団 回数	2	1	0	0	0	0	0	0	1	4 回					
指導 人数	28	5	0	0	0	0	0	0	0	33 人					
個別 回数	3	8	0	0	17	3	0	0	0	31 回					
指導 人数	3	4	0	0	35	2	0	0	0	44 人					

C. 専門相談員による定例窓口相談															
＜定例＞															
名 称			開催日		相談員								相談者数		
貿 易 相 談			随 時 受 付		ジェトロ新潟貿易情報センター職員								0 名		
金 融 相 談			随 時 受 付		(株)日本政策金融金庫三条支店 職員								0 名		
税 務 相 談			毎 月 7 日		税理士 松崎孝史 氏								16 名		
法 律 相 談			毎月第 3 水曜		弁護士 石川佳代 氏								7 名		
労 務 相 談			随 時 受 付		社会保険労務士								3 名		
行 政 書 士 相 談			随 時 受 付		行政書士								1 名		
事 業 承 継 相 談			毎月第 3 水曜		(株)にいがた事業承継サポート室								3 名		
M & A 相 談			毎月第 2 水曜		(株)新潟事業承継パートナー								0 名		
＜確定申告期間＞															
名 称			開催日		相談員								相談者数		
納 税 相 談 (共催：三条青色申告会)			21. 2. 25 3. 1		関東信越税理士会三条支部 派遣税理士 6 名								17 名 13 名		
D. 知財駆け込み寺															
①業種別相談件数															
業種／月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	21/1	2	3	合計
製 造 業			0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4 件
建 設 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
運 輸 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
卸 売 業			0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3 件
小 売 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
サ ー ビ ス 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
合 計			0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1	7 件
②相談内容・内訳(重複相談あり)															
相談内容／月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	21/1	2	3	合計
発 明 、 ア イ デ ア の 権 利 化			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2 件
デ ザ イン ・ 意 匠 の 権 利 化			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
商 標 、 ブ ラ ン ド の 権 利 化			0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2 件
特 許 情 報			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 件
産業財産権のライセンス、共同研究、技術提携			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
産 業 財 産 権 の 侵 害			0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2 件
外国での産業財産権の取得、模倣品・海賊版			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
著 作 権			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1 件
製 造 ノ ウ ハ ウ 等 営 業 秘 密			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
経営に知財を生かす等知財戦略			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
社 内 の 人 材 育 成 ・ 講 習 会 等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
そ の 他			0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 件
合 計			0	1	1	2	0	0	3	0	0	0	1	1	9 件
E. 創業者支援															
①(公財)にいがた産業創造機構 令和 2 年度 起業チャレンジ応援事業															
県内における幅広い創業の促進と雇用の創出を目的に、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について 300 万円を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。 〔確認書発給〕 0 件 ※相談対応のみ実施した。															
②(公財)にいがた産業創造機構 令和 2 年度 U・Iターン創業応援事業															
県内へのU・Iターンによる移住及び創業を促進し、人口増加や雇用環境の改善、地域経済の活性化を図るため、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について、300 万円を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。 〔確認書発給〕 0 件 ※相談対応のみ実施した。															
③創業者倶楽部															
創業を漠然と考えている方・創業予定者・創業 5 年未満の事業者を対象に、創業の動機付けから始め、マーケティング、財務など、事業を継続する上で必要な知識・ノウハウに関する研修を実施。座															

学により経営者としての基礎知識を学ぶだけでなく、グループディスカッションを通して創業者同士が交流・情報交換を行い、人脈形成を図った。 2020年度は中小企業診断士によるリモート講演を4回実施。ランディングページ製作・チラシデザイン・WEB広告という集客面から講師の会社に依頼し、WEB申込やスポット出席あり、参加費無料、Zoom受講など受講しやすい環境を整え実施した。 〔時 間〕 午後7時00分～9時00分 〔第1・2・4講 講師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) 取締役社長・中小企業診断士 渋谷雄大 氏 〔第3講 講師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 税理士・中小企業診断士 佐藤一義 氏				
名称	年月日	テーマ	会 場	参加者数
第1講	21. 2. 2	失敗しない起業の条件・ビジネスモデルを考える！	三条商工会議所	会場3名 Zoom4名
第2講	2. 9	ビジネスプランを作成しよう・売れる販売促進 アナログ編	三条商工会議所	会場3名 Zoom5名
第3講	2.16	利益が上がる価格&収支計画のコツ・開業のための資金	三条商工会議所	会場3名 Zoom4名
第4講	2.22	売れる販売促進 デジタル編・ビジネスプランの質疑応答	三条商工会議所	会場4名 Zoom2名
F. 事業承継支援事業 ①後継者塾(令和2年度 小規模事業経営支援事業費補助金 地域振興推進事業 むらおこし総合活性化事業) 後継者が経営者としてのスキルを積み、現社長とともに引継ぎに向けた準備を行うことで、スムーズな事業承継に繋げられるようプレセミナー、後継者塾を実施。 (a)後継者向け事業承継セミナー 事業承継の進め方や支援制度について講師より説明した後、事業承継を済ませた経営者、これから承継予定の後継者の経験談を聴き、承継に向けた準備の重要性に気付きを与え、後継者塾へ誘導した。 〔時 間〕 午後4時00分～6時00分				
年月日	内 容			出席者数
20. 9. 26	①セミナー 〔テーマ〕 事業承継の進め方、各種支援制度について 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 取締役・中小企業診断士 土田克則 氏 ②パネルディスカッション 〔テーマ〕 若手後継者から見た事業承継の実情 〔パネリスト〕 (株)古寺製作所 代表取締役社長 古寺健太郎 氏 (有)石崎剣山製作所 代表取締役社長 佐藤大輔 氏 吉田織物(株) 専務取締役 齋藤久太 氏 〔コーディネーター〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏 ③支援事業紹介 〔テーマ〕 後継者育成事業「後継者塾」の紹介 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏			14名
(b)後継者塾 後継者としての知識・考え方を身に付ける為の講義を実施。(一社)事業承継協会のテキストを用い、ケーススタディやグループ演習を通じて自社の現状把握や新たなビジネスモデルの検討を行った。また、毎回宿題を課し、現社長や社員から聴き取りを行いながら、自社の現状把握に努めた。第1講終了後には懇親会を実施し、参加者同士の情報交換・交流に努めた。 〔時 間〕 午後3時00分～6時00分 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏 (株)にいがた事業承継サポート室 取締役・中小企業診断士 土田克則 氏				
名称	年月日	テーマ	会 場	参加者数
第1講	20.10.17	経営理念を考える	三条商工会議所	8名
第2講	10.31	経営戦略を考える	三条商工会議所	7名
第3講	11.14	ビジネスモデルを考える	三条商工会議所	7名
第4講	11.21	組織を考える	三条商工会議所	4名
第5講	12.12	労務管理を考える	三条商工会議所	5名
第6講	12.26	決算書と会計管理を考える	三条商工会議所	5名

	名称	年月日	テーマ	会 場	参加者数
	第7講	21. 1. 23	利益管理を考える	三条商工会議所	5名
	第8講	2. 6	5年後の経営ビジョン発表	三条商工会議所	6名
②つばさ事業承継パートナー研究会(まくあけ)への参画 (主催：(株)つばさM&Aパートナーズ、共催：(株)日本M&Aセンター) 三条・燕両商工会議所はオブザーバーとして参画。不定期に開催される研究会では、M&Aの事例報告や情報交換が実施された。					
③自社と向き合う！経営者向けセミナー 後継者へのバトンパス～会社を未来につなげるために今すぐできること～の後援 (主催：三条市、共催：三条信用金庫、三條信用組合)					
	年月日	内 容			
	21. 2. 24	〔テーマ〕 後継者は決めたけど…ここから始める事業承継の進め方 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 取締役・中小企業診断士 土田克則 氏 〔会 場〕 Zoomによるオンライン開催			
	3. 3	〔テーマ〕 事業承継に関わるお金の話&事業承継税制について 〔講 師〕 税理士法人近藤まこと事務所 代表 近藤信 氏 〔会 場〕 Zoomによるオンライン開催			
G. 制度改正に伴う専門家派遣等事業(日本商工会議所委託事業)					
	名 称	年月日	内 容		参加者数
	新型コロナウイルスに関する支援策の周知 ※P50 新型コロナウイルス感染症対策事業参照	20. 4. 7 4. 16 4. 27 5. 1 5. 11 5. 18 6. 10 7. 17 8. 18 9. 30 11. 6 11. 10 11. 27	新型コロナウイルスに対する政府等の支援施策について、会員宛FAXにて周知 ①資金繰り支援制度情報 ②雇用調整助成金制度情報 ③三条市独自の企業向け支援制度情報 ④持続化給付金制度情報 ⑤新潟県休業要請協力金申請書類配布案内 ⑥持続化給付金サポート会場開設・三条市支援制度情報 ⑦会議所へご相談ください！・三条市支援制度情報 ⑧家賃支給給付金申請サポート会場開設案内 ⑨三条市独自の企業向け支援策拡充・延長情報 ⑩三条市独自の支援制度拡充・延長情報 ⑪三条市PCR検査費用助成金情報 ⑫三条市よろず相談窓口・サポートキャラバン会場情報 ⑬三条市中小事業者等の固定資産税等の特例情報		
	人材採用・定着セミナー	10. 27	〔テーマ〕 人財市場の最新トレンド～感染症禍・働き方改革と採用・定着～ 〔講 師〕 メイン講師 グローバルマーケティング(株) 代表取締役 今井進太郎 氏 サブ講師 (株)エンリージョン 代表取締役 江口勝彦 氏 グローリンク(株) 代表取締役 中藤美智子 氏 (株)アールナイン 代表取締役 長井亮 氏		会場9名 Zoom8名
	職員向け税務研修会	12. 12	〔テーマ〕 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の仕組みと導入に向けた準備・確定申告ならびに年末調整に関する注意点 等 〔講 師〕 松崎孝史税理士事務所 税理士 松崎孝史 氏		18名
H. 新型コロナウイルス対応のための経営相談体制強化事業(日本商工会議所委託事業) 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者には、電話相談・窓口相談・訪問相談を実施。新型コロナウイルス感染症対策事業よろず相談窓口(P50)において相談業務に携わる職員用の消毒液・マスク等購入、並びに相談窓口開設案内を会員宛FAX周知した。					
I. 新潟県央中小企業支援プラットフォームへの参画(代表機関：三条信用金庫、構成機関 20 機関) 実施事業なし					

②金融幹旋	〔小規模事業者経営改善資金融資申込並びに推薦状況〕						
	申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
	13 件	7,010 万円	13 件	7,010 万円	12 件	6,010 万円	8 回
	〔上記の内、新型コロナウイルス対策マル経の申込並びに推薦状況〕						
	申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
	6 件	3,200 万円	6 件	3,200 万円	5 件	2,550 万円	5 回
	〔会員向け特別融資制度〕						
	会員確認書発行件数		0 件				
融資実行金額		0 万円					
③事業承継 (にいがた産業 創造機構)	〔事業承継支援加速化事業〕						
	事業承継計画書策定支援		0 件				
	事業承継の初期対応		4 件				
④記帳継続指導	記帳専任職員	記帳指導職員	記帳指導のべ回数	記帳指導のべ日数	記帳指導対象小規模事業者数		
	1 人	1 人	620 回	270 日	61 件		
⑤小規模企業 振興委員	活動休止						
⑥補助金申請	〔令和元年度補正・令和2年度補正 小規模事業者持続化補助金〕 小規模事業者が商工会議所・商工会の支援を受けながら行う販路開拓の取り組みについて、支援する補助金。当所において、申請書類を確認し、支援計画書を発給。今年度に関しては従来からの一般型のほか、非対面型ビジネスへの転換やサプライチェーン毀損に対応するための取り組みを支援するコロナ特別対応型が新たに設けられた。 ＜一般型＞ 募集期間：2020 年 3 月 10 日～2021 年 2 月 5 日(期間内に 4 回公募枠あり) 支援計画書発給件数：64 件(第 1 回 8 件、第 2 回 25 件、第 3 回 18 件、第 4 回 13 件) 採択件数：42 件(第 1 回 8 件、第 2 回 18 件、第 3 回 7 件、第 4 回 9 件) ＜コロナ特別対応型＞ 募集期間：2020 年 5 月 1 日～2020 年 12 月 10 日(期間内に 5 回公募枠あり) 支援計画書発給件数：77 件(第 1 回 4 件、第 2 回 17 件、第 3 回 31 件、第 4 回 18 件、第 5 回 7 件) 採択件数：59 件(第 1 回 4 件、第 2 回 17 件、第 3 回 24 件、第 4 回 10 件、第 5 回 4 件) 〔令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〕 中小企業・小規模事業者が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する補助金。申請にあたり、昨年度までは認定経営支援機関の確認書が必要であったが、本年度からは不要となり、事業計画策定のため、任意で認定経営支援機関の支援を受けられる。 (一次公募)募集期間：2020 年 3 月 26 日～ 3 月 26 日 (二次公募)募集期間：2020 年 4 月 20 日～ 5 月 20 日 (三次公募)募集期間：2020 年 6 月 10 日～ 8 月 3 日 (四次公募)募集期間：2020 年 9 月 1 日～12 月 18 日 (五次公募)募集期間：2021 年 2 月 9 日～ 2 月 19 日 当所における計画策定支援は 0 件 相談対応のみ実施した。 〔令和元年度補正 事業承継補助金〕 事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業者に対し、その取組に要する経費の一部を補助する。申請にあたり、昨年度までは認定経営支援機関が申請書を確認し、確認書を発給。 募集期間：2020 年 4 月 10 日～5 月 29 日 確認書発給件数 1 件 採択件数 1 件						

⑦生産性向上 特別措置法	[先端設備等導入計画] 「生産性向上特別措置法(2018年6月施行)」により措置された、中小企業が設備投資を通じて、3～5年間で労働生産性の年平均3%以上の向上を図るための計画。本計画を三条市に提出し認定を受けた後、2021年3月31日までに取得した設備については、固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減される。当所においては、申請書類を確認し、確認書を発給。 認定申請確認書発給件数：2件 変更認定申請確認書発給件数：1件																																			
	(12) 経営安定特別相談事業 ①相談実施状況	相談 案件 の内 訳	(1) 当年中の受付件数 1 件(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)																																	
			(2) 業種別内訳 製造業 0 件 卸売業 0 件 小売業 0 件 サービス業 1 件 建設業 0 件 運輸業 0 件 その他 0 件																																	
			(3) 規模別内訳 小規模企業(工業 20 人以下、商業・サービス業 5 人以下) 1 件 上記を超える中小企業 0 件																																	
			(4) 経営不振に陥った原因 関連企業の倒産 0 件 受注販売不振 1 件 放漫経営 0 件 偶発的事故 0 件 高利・融手の利用 0 件 既往のしわ寄せ 0 件 経営計画の失敗 0 件 支払・回収条件の悪化 0 件 その他 0 件																																	
	②会議	処理 の 状 況	(1) 処理状況内訳 前年末繰越未処理 3 件 + 当年受付 1 件 - 当年処理最終分 3 件 = 翌年繰越未処理 1 件																																	
			(2) 当年処理最終分の内訳 倒産回避 3 件 整理 0 件 調停不能 0 件																																	
			(3) (2) の倒産回避分の指導・処理方法の内訳 金融斡旋 0 件 金融・資金調達面の指導助言 0 件 経営・債権計画等の作成指導・助言 3 件																																	
			(4) 当年処理最終結済分の処理者の内訳 専門スタッフ 0 件 事務局 3 件 (上記のうち、弁護士・税理士等を活用した件数 0 件)																																	
	<table><tr><th>名 称</th><th>年月日</th><th>内 容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>県内商工調停士・専門相談員等研究会 (三条商工会議所幹事)</td><td></td><td>県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。</td><td></td></tr></table>					名 称	年月日	内 容	参加者数	県内商工調停士・専門相談員等研究会 (三条商工会議所幹事)		県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。																								
名 称	年月日	内 容	参加者数																																	
県内商工調停士・専門相談員等研究会 (三条商工会議所幹事)		県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。																																		
(13) 経営指導員等	<table><tr><th>年月日</th><th>名 称</th><th>会場</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>20. 8. 1 ～ 21. 1. 31</td><td>経営指導員研修会(各自 4 プログラム受講)</td><td>WEB研修</td><td>5 名</td></tr><tr><td>20. 8. 25 ～ 9. 18</td><td>中小企業支援担当者等研修 基礎研修(税務・財務分析コース)</td><td>中小企業大学校三条校</td><td>1 名</td></tr><tr><td>10. 6</td><td>経営指導員資格認定試験対策講座</td><td>新潟商工会議所</td><td>2 名</td></tr><tr><td>10. 22 ～23</td><td>県内商工会議所補助員等研修会</td><td>万代シルバーホテル</td><td>1 名</td></tr><tr><td>11. 18</td><td>(一社)新潟県中小企業診断士協会主催 「中小企業経営シンポジウム in 新潟」</td><td>朱鷺メッセ</td><td>1 名</td></tr><tr><td>11. 27</td><td>第 22 回にいがた事業承継研究会</td><td>万代市民会館</td><td>1 名</td></tr><tr><td>21. 2. 12</td><td>経営指導員等資質向上研修会</td><td>オンライン会議</td><td>1 名</td></tr></table>				年月日	名 称	会場	参加者数	20. 8. 1 ～ 21. 1. 31	経営指導員研修会(各自 4 プログラム受講)	WEB研修	5 名	20. 8. 25 ～ 9. 18	中小企業支援担当者等研修 基礎研修(税務・財務分析コース)	中小企業大学校三条校	1 名	10. 6	経営指導員資格認定試験対策講座	新潟商工会議所	2 名	10. 22 ～23	県内商工会議所補助員等研修会	万代シルバーホテル	1 名	11. 18	(一社)新潟県中小企業診断士協会主催 「中小企業経営シンポジウム in 新潟」	朱鷺メッセ	1 名	11. 27	第 22 回にいがた事業承継研究会	万代市民会館	1 名	21. 2. 12	経営指導員等資質向上研修会	オンライン会議	1 名
	年月日	名 称	会場	参加者数																																
	20. 8. 1 ～ 21. 1. 31	経営指導員研修会(各自 4 プログラム受講)	WEB研修	5 名																																
	20. 8. 25 ～ 9. 18	中小企業支援担当者等研修 基礎研修(税務・財務分析コース)	中小企業大学校三条校	1 名																																
	10. 6	経営指導員資格認定試験対策講座	新潟商工会議所	2 名																																
	10. 22 ～23	県内商工会議所補助員等研修会	万代シルバーホテル	1 名																																
	11. 18	(一社)新潟県中小企業診断士協会主催 「中小企業経営シンポジウム in 新潟」	朱鷺メッセ	1 名																																
	11. 27	第 22 回にいがた事業承継研究会	万代市民会館	1 名																																
	21. 2. 12	経営指導員等資質向上研修会	オンライン会議	1 名																																

(14) 各種共済事業 ①三条商工会議所 共済制度	共済名		年度初		給付		年度末		
			契約者数	口数	契約者数	金額	契約者数	口数	
	特定退職金制度 委託保険会社：アクサ生命保険(株)		2, 772 (329 社)	15, 142	229	198 百万円	2, 795 (331 社)	15, 829	
	共済名		年度初		給付		年度末		
			契約者数	契約金額	契約者数	契約金額	契約者数	契約金額	
	ひまわり共済 引受保険会社：アクサ生命保険(株)		2, 825 (572 社)	1, 929 百万円	(保険金等本社給付金)		2, 824 (549 社)	1, 914 百万円	
					17	3, 452 千円			
					(会議所見舞金)				
					47	375 千円			
(会議所祝金)									
		52	510 千円						
②日本商工会議所 共済制度	保険名		年度末件数		名 称		発行枚数		
	中小企業PL保険制度		0		チェーンバズカード		245		
	全国商工会議所休業補償プラン		27						
	業務災害補償プラン		130						
	ビジネス総合保険		250						
	海外PL保険		11						
	海外対策危機プラン		3						
	情報漏えい保険		0						
	③中小企業基盤整備機構 共済制度	保険名		加入件数	解約件数	年度末件数			
		経営セーフティ共済		2	2	78			
小規模企業共済		6	2	127					
④にいがた県共済	共済名		年度初		増減		年度末		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	火災共済		509	1, 366, 580 万円	△16	94, 350 万円	493	1, 272, 230 万円	
	生命傷害共済		8	1, 900 万円	△7	500 万円	6	1, 400 万円	
	傷害共済		74	22, 000 万円	△5	2, 100 万円	69	19, 900 万円	
	爽やか共済		1	100 万円	0	0 万円	1	100 万円	
	事故費用共済		10	1, 300 万円	△4	400 万円	6	900 万円	
	共済名		年度初		増減		年度末		
			件数	口数	件数	金額	件数	口数	
	所得補償共済		6	24	0	0 万円	6	24	
	休業補償共済		5	7	0	0 円	5	7	
	労働災害補償共済		4	—	0	0 万円	4	—	
	医療総合保障共済		0	0	0	0 万円	0	0	
	共済名		契約台数						
			年度初	解約	年度末				
	自動車共済		517	10	507				
	共済名		対人		対物		人身傷害		搭乗者傷害
		台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額
自動車共済		506	10, 055, 000 万円	505	2, 170, 200 万円	357	1, 439, 000 万円	206	191, 600 万円

⑤アクサ生命保険(株) 共済制度	共済名	車 輛					
		台数	契約金額	台数	契約金額		
	自動車共済	151	20,375 万円	109	11,050 万円		
	保険名	年度初		給付		年度末	
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
	大型共済	91	1,307 百万円	(保険金等本社給付金)		76	1,177 百万円
				5	35,300 千円		
				(会議所見舞金)			
				0	0 千円		
	福祉プラン	53	81 百万円	(保険金等本社給付金)		52	80 百万円
				7	278 千円		
				(会議所見舞金)			
				2	10 千円		
				(会議所祝金)			
				0	0 千円		
	個人年金プラン	89	50 百万円	0	0 千円	81	46 百万円
	ガン治療保険	318	25 百万円	19	1,770 千円	339	26 百万円
	総合	1,342	2,164 百万円	225	41,148 千円	1,308	1,866 百万円
年払総合	284	7,585 百万円	15	28,025 千円	275	7,557 百万円	
低払型定期保険	358	6,366 百万円	0	0 千円	348	6,248 百万円	
終身保険	330	1,810 百万円	13	45,808 千円	282	1,584 百万円	
退職金積立金養老保険(アクセス)	6	5 百万円	0	0 千円	3	2 百万円	
個人扱制度	75	233 百万円	9	1,855 千円	70	217 百万円	
特定疾病保険(エスリー)	1	2 百万円	0	0 千円	1	2 百万円	
損保セット	40	491 百万円	13	6,840 千円	35	446 百万円	
生活障害保障	22	612 百万円	0	0 千円	21	582 百万円	
	保険名	年度初		給付		年度末	
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
	定期保険群集団	125	3,161 百万円	0	0 千円	0	0 百万円
	LP月払(ライフプロデュース)	8	5 百万円	—	—	8	5 百万円
	変額月払	16	144 百万円	—	—	15	142 百万円
	UL月払(ユニット・リンク)	355	2,179 百万円	—	—	426	2,711 百万円
	UL年払(ユニット・リンク)	3	34 百万円	—	—	5	124 百万円
(15) 当所への共催・ 後援・協賛等依頼							
①共 催	名 称		実施日	主 催			
	新型コロナウイルス対策プロジェクト		20. 6. 8	(一社)燕三条青年会議所			
	三条マルシェ		7. 23 ～11. 22	三条マルシェ実行委員会			
	新型コロナウイルス対策プロジェクト		7. 21	(一社)燕三条青年会議所			
	燕三条ものづくりメッセ 2020 (オンライン開催)		10. 22 ～23	(公財)燕三条地場産業振興センター			
	人材確保セミナー(Zoomによるオンラインセミナー)		21. 2. 22	三条市			
	外国人材受入れ促進セミナー (Zoomによるオンラインセミナー)		3. 12	三条市			
	大学・専門学校 学割事業		2. 12 ～ 3. 31	三条市			

②後援	名 称	実施日	主 催
	燕三条ものづくりの心に出会うまちあるき 2020	20. 4. 4 ～11. 22	燕三条プライドプロジェクトツーリズムグループ
	にいがたWEB合同企業説明会	5. 15 ～19	NextGenovation(株)
	海外ビジネススタッフ育成講座	7. 16	(公財)燕三条地場産業振興センター
	第 10 回ロボコンジャパンカップ及び各地区予選大会	8. 1 ～ 9. 10	特定非営利活動法人ロボコンジャパン
	燕三条コンファレンス ～暮らすをマナブ～	9. 12	(一社)燕三条青年会議所
	「知らなかった」では済まされない！ 海外取引企業の為のリスクマネジメントセミナー	10. 2	燕三条貿易振興会
	燕三条プライドプロジェクト プロモーショングループ 事業「ブランキングアート展 2020」	10. 9 ～21. 1. 11	燕三条プライドプロジェクト・プロモーション グループ・ブランキングアート展実行委員会
	中国最新 ECトレンド:中国ITの巨人達が投資する最先 端の市場とは	1. 20	(公財)燕三条地場産業振興センター
	事業承継セミナー	2. 24 3. 3	三条市
③協賛	名 称	主 催	
	市民協働創造事業 ～燕三条花火の打上げ～	(一社)燕三条青年会議所	
	オンラインライブ 復活 燕三条応援コンサート～僕 らのライブ	燕三条エフエム放送(株)	
④加盟	なし		

8. 登 録

(1) 法定台帳作成 2020 年 9 月 30 日

(2) 登録業者数

会 員・非会員	特定商工業者数
会 員	1, 154
非 会 員	381
合 計	1, 535

9. 会館・事務所等

(1) 土 地

面 積	2, 315. 65 m ²
取 得 年 月 日	平成 14 年 8 月 2 日

(2) 建 物

構 造	鉄骨造 5 階建
建 築 面 積	820. 27 m ²
延 床 面 積	3, 633. 76 m ²
商 工 会 議 所 事 務 室	199. 30 m ²
Ｏ Ａ ・ 印 刷 室	66. 65 m ²
取 得 年 月 日	平成 4 年 5 月 1 日

(3) 施 設

乗用エレベーター2 基(定員 9 人・1 基、13 人・1 基)
 全館冷暖房・空調一式、給排水設備
 会議室等 チェンバーズホール 331. 76 m²(3 室に使用区分可)
 研 修 室<4 室> 205. 52 m²
 会 議 室<2 室> 95. 97 m²
 特別会議室<2 室> 193. 45 m²

〔会議室等利用状況〕

	利用件数	構成比%
第 1 会 議 室	296	7. 8
第 2 会 議 室	374	9. 8
第 1 研 修 室	360	9. 4
第 2 研 修 室	395	10. 4
第 3 研 修 室	288	7. 5
5 階 研 修 室	410	10. 7
特 別 会 議 室	161	4. 2
第 1 チェンバーズホール	310	8. 1
第 2 チェンバーズホール	634	16. 6
第 3 チェンバーズホール	593	15. 5
合 計	3, 821	100. 0

10. 関係団体への参画

(1) 日本商工会議所	年月日	用 件	場 所
	20. 5. 21	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	6. 18	常議員会(オンライン)	三 条
	7. 17	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	9 月	委員会(税務・中小企業・労働・運営・地域活性化合同)(オンライン)	三 条
	9. 16	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	9. 17	通常会員総会・会員大会(オンライン)	三 条
	10 月	委員会(産業経済・国民生活・中小企業・地域活性化合同)(オンライン)	三 条
	10. 15	昼食懇談会・常議員会(オンライン)	三 条
	11 月	委員会(産業経済・国際経済・中小企業・地域活性化・税制・エネルギー・環境合同)(オンライン)	三 条
	11. 19	昼食懇談会・常議員会(オンライン)	三 条
	12 月	委員会(産業経済・観光・地域活性化・中小企業・情報化・税制・労働・教育合同)(オンライン)	三 条
	12. 17	昼食懇談会・常議員会・臨時議員総会(オンライン)	三 条
	21. 1 月	委員会(中小企業・観光・地域活性化・運営・税制・労働・国民生活・情報化・産業経済合同)(オンライン)	三 条
	1. 21	昼食懇談会・常議員会(オンライン)	三 条
	2 月	委員会(産業経済・中小企業・運営・地域活性化・国民生活・教育合同)(オンライン)	三 条
	2. 18	昼食懇談会・常議員会(オンライン)	三 条
	3 月	委員会(産業経済・中小企業・観光・地域活性化・エネルギー・環境・国民生活・運営合同)(オンライン)	三 条
	3. 3	中小企業輸出投資専門委員会 東商 国際経済委員会(オンライン)	三 条
	3. 18	常議員会・議員総会(オンライン)	三 条
	3. 18	会員総会(オンライン)	三 条
(2) 新潟県商工会議所連合会	年月日	用 件	場 所
	20. 4. 28	運営委員会(WEB会議)	三 条
	6. 11	事務局長会議	新 潟
	7. 29	運営委員会	新 潟
	9. 3	運営委員会	新 潟
	10. 16	新潟県への産業振興施策に対する要望書提出	新 潟
	12. 10	トップセミナー	新 潟
	21. 1. 22	事務局長会議	新 潟
	2. 26	運営委員会	新 潟
	3. 19	通常総会および会頭会議	新 潟
	3. 26	県内中小企業相談所運営連絡会議	新 潟
(3) その他の団体	年月日	用 件	場 所
	20. 5. 21	第 1 回越後・南会津街道 観光・地域づくり懇談会	三 条
	5. 27	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条
	6. 1	(一社)新潟港振興協会 定時総会	新 潟
	6. 5	三条市 三条地区協議会	三 条
	6. 26	社会福祉法人 太陽福祉会 定時評議員会	三 条
	7. 2	(公財)内田エネルギー科学振興財団 各種助成金交付式	三 条
	7. 20	新潟空港整備推進協議会 令和 2 年度通常総会	新 潟
	8. 21	加茂暁星学園・加茂暁星高等学校 令和 2 年度学校評議員制度「地域の声を聞く会」	加 茂
	9. 1	三条市 表彰審査委員会	三 条
	11. 7	金山神社 秋季大祭	三 条
	11. 8	金山神社 秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)	三 条
	12. 15	(一社)東北経済連合会 東経連フォーラム in 新潟および新潟会員懇談会	新 潟
	21. 2. 5	上越新幹線活性化同盟 理事会	新 潟
	3. 22	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条
	3. 27	三条市立大学 竣工式	三 条

11. その他

(1)事業運営を経営的に支援した団体	団体名	団体の代表者	会員数	事業内容	備考
	(協)三条工業会	齋 藤 一 成	523 社	工業振興対策事業	
	三条金物卸商(協)	中 條 克 俊	147 社	金物卸売振興	
	三条市商店街連合会	星 野 健 司	55 社	小売商業振興事業	
	三条商鐵組合	相 場 亮 嗣	48 社	鐵鋼関係業界振興事業	
	燕三条貿易振興会	長谷川 直 哉	78 社	貿易振興事業	
	三条市国際交流協会	高 波 久 雄	118 社	地域の国際化と経済交流事業	
	三条エコノミークラブ	森 山 辰 典	66 社	研修事業	
	三条共同設備事業(協)	田 中 範 之	5 社	高度化貸付(設備貸貸)事業	
	保内工業団地組合	稲 田 清 数	14 社	工業団地	
	スパークメッセ	坂 爪 慎	13 社	見本市開催	
	SMITH SANJO●JAPAN	小 林 知 行	11 社	展示会(アンビエンテ・メッセ)出展事業	
	三条祭り若衆会	今 井 和 人	20 社	三条祭り大名行列運営	
	三条経営研究会	佐 藤 務	35 社	人事、労務問題研究事業	
	三条青色申告会	松 崎 孝 史	276 社	青色申告の普及啓発事業	
	三条地区職場警察連絡協議会	西 潟 精 一	233 社	防犯・交通安全活動等の推進	
	三条市雇用対策協議会	長谷川 正 実	5 団体	雇用対策事業	
	三条税務署管内青色申告会連合会	松 崎 孝 史	6 団体	青色申告会連絡調整事業	
	三条税務署管内税務団体協議会	里 村 英 司	7 団体	税務関係団体の連絡調整及び広報	
	三条クリーン協議会				休会中
	合 計		1,642 社 18 団体		

2020年度 三条商工会議所 収支決算書総括表

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位：円)

会 計 名	繰 越 金	収 入	支 出	収支残高	繰 入 金	差引収支残高	備 考
					△繰出金		
商 工 会 議 所 会 計	7,745,767	87,790,670	87,642,455	148,215	△ 12,922,851	7,893,982	収支剰余金次年度へ繰越
小 規 模 事 業 経 営 支 援 会 計	0	63,118,126	63,118,126	0	10,622,851	0	
特 定 退 職 金 共 済 事 業 特 別 会 計	0	382,944,943	382,667,861	277,082	0	277,082	収支剰余金次年度へ繰越
収 益 事 業 会 計	26,135,788	112,150,910	113,943,485	△ 1,792,575	△ 11,200,000	24,343,213	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 建 設 基 金 特 別 会 計	154,655,227	5,017,560	0	5,017,560	5,000,000	159,672,787	収支剰余金次年度へ繰越
財 政 調 整 基 金 特 別 会 計	30,608,796	2,566	0	2,566	0	30,611,362	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 営 繕 積 立 金 特 別 会 計	12,362,766	5,001,235	5,958,480	△ 957,245	5,000,000	11,405,521	収支剰余金次年度へ繰越
退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	24,703,227	3,502,156	0	3,502,156	3,500,000	28,205,383	年度末資金残高次年度へ繰越
合 計	256,211,571	659,528,166	653,330,407	6,197,759	0	262,409,330	

2020年度 4会計収支決算書総括表

収入の部																		(単位：千円)	
科 目	公益事業の部						収益事業の部								合 計			構成比率	
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業 特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計		決 算 額	補正予算額	比較 増・減(△)	決算額	
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業								
	決 算 額	補正予算額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額					
会 費	43,489	43,318													43,489	43,318	171	14.2%	
〔会 費	40,346	40,518																	
特 別 会 費	2,725	2,750																	
〔過 年 度 会 費	418	50																	
特定商工業者負担金	2,712	2,810													2,712	2,810	△ 98	0.9%	
事 業 収 入	8,680	11,354	327	904			4,955	6,400					4,955	6,400	13,962	18,658	△ 4,696	4.6%	
〔商工技術検定収入	1,136	866																	
会 報 広 告 収 入	3,727	3,422																	
日 商 委 託 事 業 収 入	214	214																	
永 年 勤 続 負 担 金	2,733	2,337																	
事 務 受 託 料							4,955	6,400					4,955	6,400					
〔そ の 他 の 事 業 収 入	870	4,515	327	904															
手 数 料 収 入			2,143	2,046	9,129	8,849			51,075	47,335			51,075	47,335	62,347	58,230	4,117	20.4%	
〔記帳代行手数料収入			2,143	2,046															
特定金共済手数料収入					9,129	8,849													
倒産防止共済手数料収入									91	71			91	71					
小規模企業共済手数料収入									144	102			144	102					
アクサ生命保険手数料収入									40,947	39,089			40,947	39,089					
県火災共済手数料収入									6,717	6,110			6,717	6,110					
〔日商制度事業手数料収入									3,176	1,963			3,176	1,963					
貸 室 収 入											49,536	49,385	49,536	49,385	49,536	49,385	151	16.2%	
〔定 期 貸 室 収 入											27,611	27,811	27,611	27,811					
臨 時 貸 室 収 入											11,820	11,472	11,820	11,472					
そ の 他 付 帯 収 入											69	192	69	192					
〔共 益 費 収 入											10,036	9,910	10,036	9,910					
補 助 金	31,095	32,560	50,020	52,020											81,115	84,580	△ 3,465	26.5%	
〔新 潟 県	2,932	3,390	49,063	50,108															
三 条 市	28,163	29,170																	
日 本 商 工 会 議 所			917	1,222															
〔にいがた産業創造機構			40	690															
雑 収 入	1,814	2,021	5	14	1	1	0	319	214	327	412	639	626	1,285	2,446	3,321	△ 875	0.8%	
繰 入 金			10,623	10,288							5,958	6,000	5,958	6,000	16,581	16,288	293	5.4%	
財政調整基金取崩収入	0	0													0	0	0	0.0%	
期間収入合計	87,790	92,063	63,118	65,272	9,130	8,850	4,955	6,719	51,289	47,662	55,906	56,024	112,150	110,405	272,188	276,590	△ 4,402	89.0%	
繰 越 金	7,746	7,746	0	0	0	0							26,136	26,136	33,882	33,882	0	11.0%	
合 計	95,536	99,809	63,118	65,272	9,130	8,850							138,286	136,541	306,070	310,472	△ 4,402	100.0%	

支出の部																			(単位：千円)	
科 目	公益事業の部						収益事業の部								合 計			構成比率		
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業 特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計		決 算 額	補正予算額	比較 増・減(△)	決算額		
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業									
	決 算 額	補正予算額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額	決 算 額	補正予算額						
事 業 費	41,545	49,419	3,936	5,931			3,211	3,637	8,738	13,367	7,048	7,040	18,997	24,044	64,478	79,394	△ 14,916	21.1%		
テーマ別事業費	24,182	30,567																		
三条夏まつり協賛金							0	0					0	0						
付 加 給 付 金									895	1,310			895	1,310						
そ の 他 事 業 費	17,363	18,852	3,936	5,931			60	60	7,843	12,057	7,048	7,040	14,951	19,157						
ODA 活 動 支 援 事 業 費							3,151	3,577					3,151	3,577						
人 件 費	15,723	16,720	58,291	57,871	8,626	8,454	27,151	29,873	10,740	9,429	2,775	2,092	40,666	41,394	123,306	124,439	△ 1,133	40.3%		
その他の管理費	2,797	3,730	35	464			1,000	997	6,858	5,661	4,434	4,775	12,292	11,433	15,124	15,627	△ 503	5.0%		
旅 費 交 通 費	92	648	35	464					94	682			94	682						
渉 外 費	197	221							189	189			189	189						
公 課 分 担 金	2,508	2,611					1,000	997	4,796	4,790	4,123	4,492	9,919	10,279						
そ の 他	0	250							1,779	0	311	283	2,090	283						
事 務 費	4,759	4,562	856	1,005	227	296			4,417	5,778	986	798	5,403	6,576	11,245	12,439	△ 1,194	3.7%		
会 館 維 持 費	9,211	9,025									18,736	18,642	18,736	18,642	27,947	27,667	280	9.1%		
会 議 費	685	1,169							691	1,066			691	1,066	1,376	2,235	△ 859	0.5%		
会 館 営 繕 費											5,958	6,000	5,958	6,000	5,958	6,000	△ 42	1.9%		
減価償却引当額											5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1.6%		
繰 出 金	12,923	12,588									6,200	6,200	6,200	6,200	19,123	18,788	335	6.2%		
そ の 他 の 支 出	0	1									0	1	0	1	0	2	△ 2	0.0%		
財政調整基金積立金	0	1													0	1	△ 1	0.0%		
補助金返還引当金			0	1											0	1	△ 1	0.0%		
予 備 費	0	2,594			0	100							0	16,185	0	18,879	△ 18,879	0.0%		
期間支出合計	87,643	99,809	63,118	65,272	8,853	8,750	31,362	34,507	31,444	35,301	51,137	50,548	113,943	136,541	273,557	310,472	△ 36,915	—		
繰 越 金	7,893	0	0	0	277	0							24,343	0	32,513	0	32,513	10.6%		
合 計	95,536	99,809	63,118	65,272	9,130	8,750	※特定退職金共済事業特別会計						138,286	136,541	306,070	310,472	△ 4,402	100.0%		

経営支援会計

10,623

会館営繕会計

1,800

退職給与資金会計

500

収入支出比較表

会 計 別		①当期収入済額 (前期繰越金を除く)	②前期繰越金	③当期収入合計 (①+②)	④当期支出済額	⑤次期繰越金 (③-④)
公益	商工会議所会計	87,790	7,746	95,536	87,643	7,893
	小規模事業経営支援会計	63,118	0	63,118	63,118	0
	特定退職金共済事業 特別会計	9,130	0	9,130	8,853	277
収益	収益事業会計	112,150	26,136	138,286	113,943	24,343
総 合 計		272,188	33,882	306,070	273,557	32,513

2020年度 商工会議所会計収支決算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 会 費		43,489,300	43,318,000	171,300	
1. 会 費		40,346,300	40,518,000	△ 171,700	
2. 特 別 会 費		2,725,000	2,750,000	△ 25,000	
3. 過 年 度 会 費		418,000	50,000	368,000	
2. 特定商工業者負担金		2,712,000	2,810,000	△ 98,000	
1. 負 担 金		2,710,000	2,800,000	△ 90,000	
2. 過 年 度 負 担 金		2,000	10,000	△ 8,000	
3. 事 業 収 入		8,680,139	11,354,000	△ 2,673,861	
1. 商 工 技 術 検 定 収 入		1,136,029	866,000	270,029	
(1) 簿 記 検 定 収 入		(890,390)	(737,000)	(153,390)	
(2) リテールマーケティング(販売士)検定収入		(175,450)	(119,000)	(56,450)	
(3) PC 検 定 収 入		(70,189)	(10,000)	(60,189)	
2. 会 報 広 告 収 入		3,727,430	3,422,000	305,430	
3. 手 数 料 収 入		374,880	475,000	△ 100,120	
(1) 貿 易 証 明 等 手 数 料		(160,600)	(261,000)	(△ 100,400)	
(2) 容器包装リサイクル業務申込手数料		(214,280)	(213,000)	(1,280)	

勘 定 科 目			決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節						
		(3) 日商ビジネス認証サービス手数料	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	4. そ の 他 の 事 業 収 入		3,441,800	6,591,000	△ 3,149,200	
		(1) 永年勤続従業員表彰負担金	(2,732,500)	(2,337,000)	(395,500)	
		(2) 刊 行 物 頒 布 代	(14,300)	(10,000)	(4,300)	
		(3) IT 関 連 事 業 収 入	(24,000)	(24,000)	(0)	
		(4) 各 種 事 業 参 加 負 担 金	(671,000)	(4,220,000)	(△ 3,549,000)	
	4. 交 付 金		31,094,805	32,560,000	△ 1,465,195	
	1. 補 助 金 等		31,094,805	32,560,000	△ 1,465,195	
		(1) 三条商工会議所振興事業補助金	(25,000,000)	(25,000,000)	(0)	
		(2) 三条市補助金(雇用安定化事業補助金)	(3,162,539)	(4,170,000)	(△ 1,007,461)	
		(3) 新潟県地場産業強化推進事業補助金	(2,932,266)	(3,390,000)	(△ 457,734)	
5. 雑 収 入		1,814,426	2,021,000	△ 206,574		
	1. 預 金 利 息	150	1,000	△ 850		
	2. 雑 収 入	1,814,276	2,020,000	△ 205,724		
6. 積立金取崩収入		0	0	0		
	1. 財 政 調 整 基 金 取 崩 収 入	0	0	0	創立80周年記念事業延期	
7. 繰 越 金		7,745,767	7,746,000	△ 233		
	1. 繰 越 金	7,745,767	7,746,000	△ 233		
合 計			95,536,437	99,809,000	△ 4,272,563	

支出の部

<注記>※印は、共通費として49%を収益事業会計 保険共済事業費へ計上

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
1. 事 業 費		55,955,830	△ 14,410,620	41,545,210	49,419,000	△ 7,873,790	
1. 産 業 振 興 費		33,726,784	△ 9,544,453	24,182,331	30,567,000	△ 6,384,669	
(1) 販路・市場開拓支援事業		(204,715)	(0)	(204,715)	(601,000)	(△ 396,285)	
① JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2020 地域PR事業		8,603	0	8,603	10,000	△ 1,397	中止(案内発送)
② 共同小間出展事業(GIFTEX2020) 第11回DESIGN TOKYO		71,825	0	71,825	71,000	825	中止(案内発送)
③ グループ出展支援事業	*	124,287	0	124,287	520,000	△ 395,713	
(2) 中心市街地・地域活性化支援事業		(1,752,377)	(△ 858,665)	(893,712)	(1,204,000)	(△ 310,288)	
① 本寺小路あかり物語くエールのあかり>	*	694,000	※ △ 340,060	353,940	367,000	△ 13,060	内容変更
② 中心市街地にぎわい創造事業	*	100,000	※ △ 49,000	51,000	108,000	△ 57,000	
③ 地元購買力強化事業	*	958,377	※ △ 469,605	488,772	729,000	△ 240,228	
(3) 会員交流促進事業		(237,992)	(△ 116,616)	(121,376)	(2,220,000)	(△ 2,098,624)	
① 新 入 会 員 交 流 会		0	※ 0	0	130,000	△ 130,000	
② 2021会員新春の集い		237,992	※ △ 116,616	121,376	2,090,000	△ 1,968,624	中止(案内発送)
(4) 講演会・講習会・研修会等による 人材育成事業		(4,434,647)	(△ 644,839)	(3,789,808)	(4,711,000)	(△ 921,192)	
① 女性力活用支援事業		182,885	※ △ 89,614	93,271	136,000	△ 42,729	
② 先進卸売業視察事業(金物)		0	※ 0	0	281,000	△ 281,000	
③ よろず法律講演会		101,659	※ △ 49,813	51,846	46,000	5,846	
④ 中堅・管理者スキルアップ講座(2回)	*	303,751	※ △ 148,838	154,913	194,000	△ 39,087	
⑤ 日本銀行新潟支店長講演会	*	349,217	※ △ 171,116	178,101	189,000	△ 10,899	交流会中止

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
		⑥ グローバル経済講演会(商鐵組合共催)	127,182	※ △ 62,319	64,863	69,000	△ 4,137	内容変更
		⑦ 国内視察研修会(印刷)	445	※ △ 218	227	376,000	△ 375,773	
		⑧ フレッシュ社員研修会 *	499,268	0	499,268	500,000	△ 732	
		⑨ 創業者倶楽部(全3回) *	828,833	0	828,833	840,000	△ 11,167	
		⑩ 事業継続力強化計画(BCP)策定 ワークショップ	18,010	0	18,010	18,000	10	
		⑪ 人手不足対応セミナー *	423,292	0	423,292	450,000	△ 26,708	内容変更
		⑫ 高卒予定者対象求人説明会	1,170,575	0	1,170,575	1,170,000	1,170,575	
		⑬ Zoom 活 用 セ ミ ナ ー *	178,672	0	178,672	282,000	178,672	
		⑭ AI・IoTシステム導入研修会 *	83,326	※ △ 40,830	42,496	46,000	42,496	
		⑮ 製品開発プロデューサー育成事業 *	106,383	※ △ 52,128	54,255	69,000	54,255	
		⑯ マーケティング戦略セミナー(金物) *	61,149	※ △ 29,963	31,186	45,000	31,186	
		(5) 委員会の調査研究課題	(0)	(0)	(0)	(216,000)	(△ 216,000)	
		① 会員拡大運動の推進(総務委員会)	0	※ 0	0	216,000	△ 216,000	
		(6) 部会・委員会の会議懇談会開催費	(483,679)	※ (△ 237,003)	(246,676)	(886,000)	(△ 639,324)	
		(7) その他の産業振興対策事業	(26,613,374)	(△ 7,687,330)	(18,926,044)	(20,729,000)	(△ 1,802,956)	
		① リフォーム工事業者紹介チラシ作成事業 *	583,083	※ △ 285,710	297,373	315,000	△ 17,627	
		② 市内簡単ロードマップ *	318,373	※ △ 156,003	162,370	186,000	△ 23,630	
		③ 燕三条産業カレンダーの作成	253,820	0	253,820	90,000	163,820	
		④ 地場産業強化推進事業(県補助対象) *	4,435,059	0	4,435,059	5,086,000	△ 650,941	
		⑤ 医工連携推進事業 *	17,741	0	17,741	70,000	△ 52,259	

	⑥ イッペアップ(ワンストップ相談窓口事業) *	1,844,023	0	1,844,023	1,700,000	144,023	
	⑦ 地域産業振興戦略会議	150,000	0	150,000	150,000	0	
	⑧ 雇 用 対 策 事 業 *	2,174,960	0	2,174,960	3,600,000	△ 1,425,040	
	⑨ 三条商工会議所青年部活動支援	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
	⑩ 会 員 へ の 情 報 提 供	77,391	0	77,391	192,000	△ 114,609	
	⑪ Webサイトリニューアル	0	0	0	1,380,000	△ 1,380,000	
	⑫ 新型ウィルス感染防止対策事業 *	4,579,357	△ 198,000	4,381,357	3,000,000	1,381,357	
	・ 寺島実郎特別講演会	(2,085,818)	(0)	(2,085,818)			
	・ 支援機関向け勉強会	(1,188,000)	(0)	(1,188,000)			
	・ 感染防止対策に関する情報提供	(408,959)	(0)	(408,959)			
	・ 感染防止対策にかかる備品等購入	(896,580)	★ (△ 198,000)	(698,580)			
	⑬ ネットワーク環境整備事業 *	11,011,902	★ △ 7,047,617	3,964,285	3,960,000	4,285	
	⑭ 学 生 支 援 事 業 費 *	167,665	0	167,665	0	167,665	
2.	I T 化 推 進 対 策 事 業 費	206,839	0	206,839	187,000	19,839	
	(1) IT関連各種情報収集・提供事業	(16,778)	(0)	(16,778)	(20,000)	(△ 3,222)	
	(2) HP活用推進事業	(190,061)	(0)	(190,061)	(166,000)	(24,061)	
	(3) 日商ビジネス認証サービス事業	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
3.	検 定 事 業 費	388,448	0	388,448	341,000	47,448	
	(1) 簿記検定事業費	(327,249)	(0)	(327,249)	(241,000)	(86,249)	
	(2) リテールマーケティング (販売士)検定事業費	(60,699)	(0)	(60,699)	(43,000)	(17,699)	
	(3) 検 定 諸 費	(500)	(0)	(500)	(57,000)	(△ 56,500)	
4.	貿 易 振 興 費	1,172,815	0	1,172,815	1,518,000	△ 345,185	

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
		(1) 貿易相談研修事業費	(30,000)	(0)	(30,000)	(35,000)	(△ 5,000)	
		(2) 貿易証明等発給管理研修事業費	(5,000)	(0)	(5,000)	(107,000)	(△ 102,000)	
		(3) 貿易アドバイザー委託費	(1,137,815)	(0)	(1,137,815)	(1,376,000)	(△ 238,185)	
	5.	広 報 事 業 費	8,763,249	△ 4,293,992	4,469,257	5,628,000	△ 1,158,743	
		(1) 会 報 発 行 費	(5,297,674)	※ (△ 2,595,860)	(2,701,814)	(3,602,000)	(△ 900,186)	
		・ 印 刷 費	2,038,080	△ 998,659	1,039,421	1,485,000	△ 445,579	
		・ 通 信 費	2,440,299	△ 1,195,746	1,244,553	1,971,000	△ 726,447	
		・ 広報写真・その他	819,295	△ 401,455	417,840	146,000	271,840	
		(2) 日商機関誌購読費	(1,642,300)	※ (△ 804,727)	(837,573)	(963,000)	(△ 125,427)	
		・ 「会議所ニュース」購読料	588,326	△ 288,280	300,046	399,000	△ 98,954	
		・ 「石垣」購読料	964,250	△ 472,482	491,768	514,000	△ 22,232	
		・ 商工手帳代金他	89,724	△ 43,965	45,759	50,000	△ 4,241	
		(3) 新 聞 広 告 費	(216,700)	※ (△ 106,183)	(110,517)	(140,000)	(△ 29,483)	
		(4) 情 報 管 理 費	(1,368,675)	※ (△ 670,651)	(698,024)	(788,000)	(△ 89,976)	
		(5) その他の広報事業費	(237,900)	※ (△ 116,571)	(121,329)	(135,000)	(△ 13,671)	
	6.	法定台帳作成管理運用費	5,721,667	0	5,721,667	5,776,000	△ 54,333	
		(1) 専任職員設置費	(4,191,444)	(0)	(4,191,444)	(4,176,000)	(15,444)	
		(2) 事 務 費	(496,443)	(0)	(496,443)	(500,000)	(△ 3,557)	
		(3) 事 業 費	(1,033,780)	(0)	(1,033,780)	(1,100,000)	(△ 66,220)	
	7.	運 営 関 係 事 業 費	4,133,232	△ 572,175	3,561,057	3,511,000	50,057	
		(1) 永年勤続従業員表彰費	(2,701,208)	(0)	(2,701,208)	(2,377,000)	(324,208)	

	(2) 会 員 慶 弔 費	(458,604)	※ (△ 224,716)	(233,888)	(389,000)	(△ 155,112)	
	(3) 団 体 連 絡 協 調 費	(709,100)	※ (△ 347,459)	(361,641)	(378,000)	(△ 16,359)	
	(4) 議 員 研 修 懇 談 会 費	(0)	(0)	(0)	(100,000)	(△ 100,000)	
	(5) 「会 員 之 章」 作 成 費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	(6) 会 議 所 向 け イ ベ ン ト 保 険	(264,320)	(0)	(264,320)	(266,000)	(△ 1,680)	
8.	地 域 社 会 活 動 事 業 費	122,594	0	122,594	140,000	△ 17,406	
	(1) 三 条 金 山 神 社 秋 季 大 祭 へ の 奉 賛 協 力	(50,000)	(0)	(50,000)	(65,000)	(△ 15,000)	
	(2) 地 場 産 業 振 興 祈 願 会	(72,594)	(0)	(72,594)	(75,000)	(△ 2,406)	
9.	国 際 交 流 事 業 費	0	0	0	1,000	△ 1,000	
10.	商 工 名 鑑 発 行 費	1,670,202	0	1,670,202	1,700,000	△ 29,798	
11.	そ の 他 の 振 興 事 業 費	50,000	0	50,000	50,000	0	
	(1) 青 色 申 告 普 及 活 動 負 担 費	(50,000)	(0)	(50,000)	(50,000)	(0)	
2.	管 理 費	30,402,922	△ 6,439,636	23,963,286	26,181,000	△ 2,217,714	
1.	報 酬	6,825,806	0	6,825,806	6,797,000	28,806	
	(1) 報 酬	(6,825,806)	(0)	(6,825,806)	(6,797,000)	(28,806)	
2.	人 件 費	8,897,557	0	8,897,557	9,923,000	△ 1,025,443	
	(1) 給 料 ・ 賞 与	(6,944,020)	(0)	(6,944,020)	(7,208,000)	(△ 263,980)	
	(2) 福 利 厚 生 費	(1,844,098)	(0)	(1,844,098)	(2,543,000)	(△ 698,902)	
	・ 社 会 保 険 料 他	1,039,238	0	1,039,238	1,579,000	△ 539,762	
	・ 福 利 厚 生 諸 費	804,860	0	804,860	964,000	△ 159,140	
	(3) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金	(109,439)	(0)	(109,439)	(172,000)	(△ 62,561)	

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
3.	旅 費 交 通 費	179,690	△ 88,048	91,642	648,000	△ 556,358	
	(1) 旅 費 交 通 費	(122,940)	※ (△ 60,241)	(62,699)	(540,000)	(△ 477,301)	
	(2) 借 上 料	(56,750)	※ (△ 27,807)	(28,943)	(108,000)	(△ 79,057)	
4.	事 務 費	9,331,227	△ 4,572,301	4,758,926	4,562,000	196,926	
	(1) 通 信 運 搬 費	(795,704)	※ (△ 389,895)	(405,809)	(563,000)	(△ 157,191)	
	・ 電 話 料 金	390,984	△ 191,582	199,402	240,000	△ 40,598	
	・ 会費口座振替手数料、振込手数料	165,988	△ 81,334	84,654	75,000	9,654	
	・ 会費請求の案内送料他	238,732	△ 116,979	121,753	248,000	△ 126,247	
	(2) 什 器 備 品 費	(115,650)	※ (△ 56,669)	(58,981)	(108,000)	(△ 49,019)	
	(3) 消 耗 品 費	(1,110,657)	※ (△ 544,222)	(566,435)	(1,017,000)	(△ 450,565)	
	・ コ ピ ー 代	231,314	△ 113,344	117,970	162,000	△ 44,030	
	・ 諸 用 紙 代	240,245	△ 117,720	122,525	243,000	△ 120,475	
	・ 事 務 用 品 費	354,220	△ 173,568	180,652	297,000	△ 116,348	
	・ 新 聞 購 読 料 他	284,878	△ 139,590	145,288	315,000	△ 169,712	
	(4) リ ー ス 料	(3,062,921)	※ (△ 1,500,831)	(1,562,090)	(2,176,000)	(△ 613,910)	
	(5) 印 刷 費	(391,490)	※ (△ 191,830)	(199,660)	(378,000)	(△ 178,340)	
	(6) 借 上 料	(6,600)	※ (△ 3,234)	(3,366)	(4,000)	(△ 634)	
	(7) 車 輦 費	(218,043)	※ (△ 106,841)	(111,202)	(286,000)	(△ 174,798)	
	・ ガ ソ リ ン 代	45,293	△ 22,194	23,099	61,000	△ 37,901	
	・ 保 険 ・ 自 動 車 税	144,480	△ 70,795	73,685	79,000	△ 5,315	
	・ 点 検 ・ 修 理 費 他	28,270	△ 13,852	14,418	146,000	△ 131,582	
	(8) 修 繕 費	(0)	※ (0)	(0)	(27,000)	(△ 27,000)	

	(9) 選 挙 事 務 費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	(10) 会 員 調 査 費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	(11) 採 用 関 係 費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	(12) 在 宅 勤 務 設 備 費	(3,630,162)	※ (△ 1,778,779)	(1,851,383)	(0)	(1,851,383)	
5.	会 議 費	1,342,870	△ 658,006	684,864	1,169,000	△ 484,136	
	(1) 会 議 費	(1,342,870)	※ (△ 658,006)	(684,864)	(1,169,000)	(△ 484,136)	
	・ 役 員 会 議 費	853,460	△ 418,195	435,265	355,000	80,265	
	・ 議 員 総 会 費	351,677	△ 172,322	179,355	568,000	△ 388,645	
	・ その他の会議費	137,733	△ 67,489	70,244	246,000	△ 175,756	
6.	渉 外 費	385,529	△ 188,909	196,620	221,000	△ 24,380	
	(1) 渉 外 費	(385,529)	※ (△ 188,909)	(196,620)	(221,000)	(△ 24,380)	
7.	研 修 費	0	0	0	250,000	△ 250,000	
	(1) 研 修 費	(0)	(0)	(0)	(250,000)	(△ 250,000)	
8.	公 課 分 担 金	3,440,243	△ 932,372	2,507,871	2,611,000	△ 103,129	
	(1) 公 課	(1,537,443)	(0)	(1,537,443)	(1,500,000)	(37,443)	
	(2) 分 担 金	(1,902,800)	※ (△ 932,372)	(970,428)	(1,111,000)	(△ 140,572)	
	・ 日 商 会 費	1,147,000	△ 562,030	584,970	656,000	△ 71,030	
	・ 県 連 会 費	572,300	△ 280,427	291,873	309,000	△ 17,127	
	・ 会議・研修会負担金	183,500	△ 89,915	93,585	146,000	△ 52,415	
3.	会館維持費	9,211,108	0	9,211,108	9,025,000	186,108	
	1. 会 館 維 持 費	9,211,108	0	9,211,108	9,025,000	186,108	
	(1) 会 館 維 持 費	(9,211,108)	(0)	(9,211,108)	(9,025,000)	(186,108)	

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
4.	積 立 金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	1. 財政調整基金積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	(1) 財政調整基金積立金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
5.	繰 出 金	12,922,851	0	12,922,851	12,588,000	334,851	
	1. 繰 出 金	12,922,851	0	12,922,851	12,588,000	334,851	
	(1) 小規模事業経営支援会計繰出金	(10,622,851)	(0)	(10,622,851)	(10,288,000)	(334,851)	
	(2) 会館営繕特別会計繰出金	(1,800,000)	(0)	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
	(3) 退職給与資金特別会計繰出金	(500,000)	(0)	(500,000)	(500,000)	(0)	
6.	その他の支出	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	(1) その他の支出金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
7.	予 備 費	0	0	0	2,594,000	△ 2,594,000	
	1. 予 備 費	0	0	0	2,594,000	△ 2,594,000	
	(1) 予 備 費	(0)	(0)	(0)	(2,594,000)	(△ 2,594,000)	
支 出 合 計		108,492,711	△ 20,850,256	87,642,455	99,809,000	△ 12,166,545	
収 支 余 剰 金		—	—	7,893,982	—	7,893,982	
合 計		—	—	95,536,437	99,809,000	△ 4,272,563	

※共済事業へ振替 13,604,639

★貸館事業へ振替 7,245,617

20,850,256

2020年度 小規模事業経営支援会計収支決算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節				
1. 補 助 金	49,103,158	50,798,000	△ 1,694,842	
1. 県 補 助 金	49,063,158	50,108,000	△ 1,044,842	
2. にいがた産業創造機構助成金	40,000	690,000	△ 650,000	
2. 委 託 金	917,097	1,222,000	△ 304,903	
1. 日本商工会議所委託金	917,097	1,222,000	△ 304,903	
3. 事 業 収 入	2,469,980	2,950,000	△ 480,020	
1. 手 数 料 等 収 入	2,142,580	2,046,000	96,580	
2. 参 加 者 負 担 金	327,400	904,000	△ 576,600	
4. 雑 収 入	5,040	14,000	△ 8,960	
1. 企業情報サポート情報照会料	3,080	13,000	△ 9,920	
2. 雑 収 入	1,960	1,000	960	
5. 繰 入 金	10,622,851	10,288,000	334,851	
1. 会 議 所 会 計 繰 入 金	10,622,851	10,288,000	334,851	
合 計	63,118,126	65,272,000	△ 2,153,874	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 経営改善普及事業費		63, 118, 126	65, 271, 000	△ 2, 152, 874	
1. 人 件 費		58, 290, 809	57, 871, 000	419, 809	
(1) 給 料		(29, 523, 583)	(28, 848, 000)	(675, 583)	
(2) 扶 養 手 当		(360, 000)	(360, 000)	(0)	
(3) 通 勤 手 当		(406, 182)	(395, 000)	(11, 182)	
(4) 賞 与		(9, 525, 260)	(9, 360, 000)	(165, 260)	
(5) 超 過 勤 務 手 当		(91, 236)	(600, 000)	(△ 508, 764)	
(6) 特 別 調 査 研 究 費		(1, 068, 000)	(1, 068, 000)	(0)	
(7) 記 帳 指 導 職 員 手 当		(480, 000)	(480, 000)	(0)	
(8) 福 利 厚 生 費		(6, 426, 528)	(6, 352, 000)	(74, 528)	
(9) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金		(1, 980, 840)	(1, 967, 000)	(13, 840)	
(10) 事 務 局 長 設 置 費		(8, 429, 180)	(8, 441, 000)	(△ 11, 820)	
2. 指 導 事 業 費		3, 936, 317	5, 931, 000	△ 1, 994, 683	
(1) 講 習 会 等 開 催 費		(612, 746)	(789, 000)	(△ 176, 254)	
(2) 金 融 指 導 事 業 費		(249, 389)	(613, 000)	(△ 363, 611)	
(3) 直 面 問 題 会 議 出 張 旅 費		(0)	(41, 000)	(△ 41, 000)	
(4) 研 修 事 業 費		(58, 000)	(63, 000)	(△ 5, 000)	
(5) 地 域 振 興 推 進 事 業 費 (後継者塾)		(1, 875, 799)	(2, 205, 000)	(△ 329, 201)	
(6) 経営安定特別相談事業費		(488, 280)	(1, 050, 000)	(△ 561, 720)	

	(7) ワンストップ総合支援事業推進費	(21,829)	(100,000)	(△ 78,171)	
	(8) 事業承継支援加速化事業費	(1,110)	(5,000)	(△ 3,890)	
	(9) 制度改正に伴う専門家派遣等事業費	(580,385)	(1,065,000)	(△ 484,615)	
	(10) 新型コロナウイルス感染症対応のための 経営相談体制強化事業費	(48,779)	(0)	(48,779)	
3.	旅 費	35,280	464,000	△ 428,720	
	(1) 旅 費	(35,280)	(464,000)	△ 428,720)	
4.	事 務 費	855,720	1,005,000	△ 149,280	
	(1) 事 務 費	(793,471)	(941,000)	(△ 147,529)	
	(2) 中小企業景況調査事業費	(62,249)	(64,000)	△ 1,751)	
2.	補助金返還引当金	0	1,000	△ 1,000	
	1. 補助金返還引当金	(0)	(1,000)	△ 1,000)	
	支 出 合 計	63,118,126	65,272,000	△ 2,153,874	
	収 支 剰 余 金	0	0	0	
	合 計	63,118,126	65,272,000	△ 2,153,874	

2020年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 共済事業掛金収入		184, 189, 650	176, 985, 000	7, 204, 650	
	1. 保 險 料	175, 060, 300	168, 136, 000	6, 924, 300	
	2. 事 務 費 収 入	9, 129, 350	8, 849, 000	280, 350	事務手数料
2. 契約給付金受入		198, 755, 194	198, 378, 000	377, 194	
	1. 給 付 金 受 入	198, 755, 194	198, 378, 000	377, 194	
3. 雑 収 入		99	1, 000	△ 901	
	1. 預 金 利 息	99	1, 000	△ 901	
合 計		382, 944, 943	375, 364, 000	7, 580, 943	

支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減（△）	備 考
款 項 目 節					
1. 共済事業給付金		198,755,194	198,378,000	377,194	
1. 共済事業給付金		198,755,194	198,378,000	377,194	
(1) 退 職 金		(198,755,194)	(198,378,000)	(377,194)	
2. 管 理 費		8,852,367	8,750,000	102,367	
1. 人 件 費		8,625,705	8,454,000	171,705	
(1) 給 与 費		(7,196,905)	(7,142,000)	(54,905)	
(2) 福 利 厚 生 費		(1,107,296)	(993,000)	(114,296)	
(3) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金		(321,504)	(319,000)	(2,504)	
2. 事 務 費		226,662	296,000	△ 69,338	
(1) 通 信 運 搬 費		(205,066)	(264,000)	(△ 58,934)	
(2) 消 耗 品 費		(21,596)	(32,000)	(△ 10,404)	
3. 支払保険料		175,060,300	168,136,000	6,924,300	
1. 支 払 保 険 料		175,060,300	168,136,000	6,924,300	
(1) 共 済 事 業 積 立 金		(175,060,300)	(168,136,000)	(6,924,300)	
4. 予 備 費		0	100,000	△ 100,000	
1. 予 備 費		0	100,000	△ 100,000	
(1) 予 備 費		(0)	(100,000)	(△ 100,000)	
支 出 合 計		382,667,861	375,364,000	7,303,861	
収 支 剰 余 金		277,082	0	277,082	
合 計		382,944,943	375,364,000	7,580,943	

特定退職金共済特別会計貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
保 険 料 積 立 金	2, 325, 404, 038	退 職 給 付 金 準 備 金	2, 325, 404, 038
合 計	2, 325, 404, 038	合 計	2, 325, 404, 038

(注) 保険料積立金(退職給付金準備金)残高の推移(2020年9月30日現在)

1. 保険年度期首残高	2, 366, 660, 411	
2. 本年度払込	174, 889, 981	(共済事業掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	△ 209, 030, 866	(共済事業給付金支払相当額)
4. 運用実績	12, 488, 943	
5. 保険年度期末残高	2, 345, 008, 469	
6. 保険年度期末要支給額	△ 2, 313, 008, 451	
7. 積立残差(5－6)	32, 000, 018	

※ 保険年度は、2019年10月1日から2020年9月30日であり、2020年10月1日から2021年3月31日の運用実績を把握することができないため、「保険料積立金残高の推移」の注記は、2020年9月30日現在の金額で行う。

A. 保険年度末(2020年9月30日現在)残高	2, 345, 008, 469
B. 保険年度末後～事業年度末(2020年10月1日～2021年3月31日)共済事業積立金額	88, 245, 500
C. 保険年度末後～事業年度末(2020年10月1日～2021年3月31日)給付金支払額	△ 107, 849, 931
D. 差引(退職給付金準備金)	2, 325, 404, 038

2020年度 収益事業会計決算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目		決算額	補正予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節					
1. 事業収入		56,029,943	53,735,000	2,294,943	
1. 事務受託料		4,954,867	6,400,000	△ 1,445,133	
(1) 団体事務受託料		(3,231,200)	(3,270,000)	(△ 38,800)	
(2) 三条夏まつり人件費受入		(0)	(0)	(0)	三条夏まつり中止
(3) ODA 活動支援受託料		(1,723,667)	(3,130,000)	(△ 1,406,333)	
2. 手数料収入		51,075,076	47,335,000	3,740,076	
(1) アクサ生命保険手数料		(40,946,700)	(39,089,000)	(1,857,700)	
① ひまわり共済手数料事務費		17,567,472	17,478,000	89,472	
② 大型(ワイド)共済手数料事務費		555,568	485,000	70,568	
③ 大型(ワイド)・セット共済手数料事務費		261,304	211,000	50,304	
④ 福祉プラン手数料事務費		225,369	172,000	53,369	
⑤ 生活障害保障手数料事務費		433,922	431,000	2,922	
⑥ 個人年金プラン手数料事務費		343,207	290,000	53,207	
⑦ ガン治療保険手数料事務費		665,377	622,000	43,377	
⑧ 終身保険手数料事務費		2,640,848	2,512,000	128,848	
⑨ 養老保険(アケス)手数料事務費		8,580	7,000	1,580	

勘定科目			決算額	補正予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節						
		⑩ 月払総合手数料事務費	5,723,536	5,433,000	290,536	
		⑪ 特定疾病保障保険手数料事務費	1,212	1,000	212	
		⑫ 定期保険群集団手数料事務費	1,772,268	1,752,000	20,268	
		⑬ 低払型定期保険手数料事務費	4,068,052	3,910,000	158,052	
		⑭ 個人扱制度手数料事務費	293,113	270,000	23,113	
		⑮ 年払総合手数料事務費	4,802,744	4,398,000	404,744	
		⑯ 変額月払手数料事務費	43,244	37,000	6,244	
		⑰ LP(ライフ・ロデュース)月払手数料事務費	15,840	9,000	6,840	
		⑱ ユニットリンク手数料事務費	1,525,044	1,071,000	454,044	
	(2) にいがた県共済事務手数料	(6,717,561)	(6,110,000)	(607,561)		
		① 火災共済手数料	2,715,536	2,354,000	361,536	
		② 自動車共済手数料	3,851,958	3,623,000	228,958	
		③ 生命共済手数料	150,067	133,000	17,067	
	(3) 日商制度事業手数料	(3,175,745)	(1,963,000)	(1,212,745)		
		① チェンバース・カート`手数料	344,351	272,000	72,351	
		② PL保険制度普及費	147,381	215,000	△ 67,619	
		③ 休業補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	28,567	2,000	26,567	
		④ 業務災害補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	1,835,387	1,132,000	703,387	
		⑤ ビジネス総合保険普及費	812,507	334,000	478,507	
		⑥ 海外危機対策ﾌﾟﾗﾝ普及費	5,280	7,000	△ 1,720	

	⑦ クラウド会計等の導入・活用支援	2,272	1,000	1,272	
	(4) 中小企業倒産防止共済事務取扱手数料	(90,695)	(71,000)	(19,695)	
	(5) 小規模企業共済事務取扱手数料	(144,375)	(102,000)	(42,375)	
2. 貸室収入		49,536,593	49,385,000	151,593	
	1. 定期貸室収入	(27,611,304)	27,811,000	(△ 199,696)	
	2. 臨時貸室収入	(11,819,831)	11,472,000	(347,831)	
	3. その他付帯収入	(68,970)	192,000	(△ 123,030)	
	4. 共益費収入	(10,036,488)	9,910,000	(126,488)	
3. 雑収入		625,894	1,285,000	△ 659,106	
	1. 雑収入	(625,894)	1,285,000	(△ 659,106)	
	(1) 共済事業収入	(213,893)	(327,000)	(△ 113,107)	
	(2) 貸館事業収入	(412,001)	(639,000)	(△ 226,999)	
	(3) ODA活動支援収入	(0)	(319,000)	(△ 319,000)	
4. 繰入金		5,958,480	6,000,000	△ 41,520	
	1. 会館営繕特別会計繰入金	(5,958,480)	6,000,000	(△ 41,520)	
5. 繰越金		26,135,788	26,136,000	△ 212	
	1. 繰越金	(26,135,788)	26,136,000	(△ 212)	
合 計		138,286,698	136,541,000	1,745,698	

支出の部

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費		決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)					
1. 保険共済事業費		1, 573, 208	7, 165, 003	8, 738, 211	13, 367, 000	△ 4, 628, 789		
1. 一 般 事 業 費		1, 573, 208	7, 165, 003	8, 738, 211	13, 367, 000	△ 4, 628, 789		
(1) 付 加 給 付 金		(895, 000)	(0)	(895, 000)	(1, 310, 000)	(△ 415, 000)		
(2) 施 策 普 及 費		(144, 400)	(4, 293, 992)	(4, 438, 392)	(5, 294, 000)	(△ 855, 608)		
(3) 運 営 関 係 事 業 費		(0)	(2, 871, 011)	(2, 871, 011)	(6, 173, 000)	(△ 3, 301, 989)		
(4) 共 済 加 入 者 還 元 事 業 費		(533, 808)	(0)	(533, 808)	(590, 000)	(△ 56, 192)		
2. 会 館 事 業 費		27, 047, 762	△ 1, 263, 977	25, 783, 785	25, 682, 000	101, 785		
1. 維 持 費		27, 047, 762	△ 8, 311, 594	18, 736, 168	18, 642, 000	94, 168		
(1) 保 守 料		(1, 393, 700)	(△ 501, 732)	(891, 968)	(876, 000)	(15, 968)		
① エレベーター保守料		396, 000	△ 142, 560	253, 440	253, 000	440		
② 火災報知機保守料		403, 700	△ 145, 332	258, 368	243, 000	15, 368		
③ 消火栓設備保守料		330, 000	△ 118, 800	211, 200	211, 000	200		
④ トルネックス点検、保守料		105, 600	△ 38, 016	67, 584	68, 000	△ 416		
⑤ 自動ドア保守点検料		158, 400	△ 57, 024	101, 376	101, 000	376		
(2) 委 託 費		(10, 090, 154)	(△ 2, 206, 855)	(7, 883, 299)	(7, 906, 000)	(△ 22, 701)		
① 自家用電気工作物保安管理業務		265, 716	△ 95, 658	170, 058	167, 000	3, 058		
② 空調設備管理業務		671, 440	△ 241, 718	429, 722	449, 000	△ 19, 278		
③ 給排水設備管理業務		354, 750	△ 127, 710	227, 040	227, 000	40		
④ 特定建築物環境衛生管理 技術者選任代行業務		224, 400	△ 80, 784	143, 616	144, 000	△ 384		
⑤ 害虫駆除等業務		140, 800	△ 50, 688	90, 112	90, 000	112		

	⑥ 合併処理施設維持管理業務	457,380	△ 164,657	292,723	293,000	△ 277	
	⑦ 合併処理施設汚泥引抜 及び水張り業務	412,854	△ 148,627	264,227	264,000	227	
	⑧ 貸 館 委 託 業 務	2,280,014	△ 820,805	1,459,209	1,466,000	△ 6,791	
	(会館管理費)	3,960,000	0	3,960,000	3,960,000	0	
	⑨ 警 備 保 障 委 託 業 務	1,306,800	△ 470,448	836,352	836,000	352	
	⑩ 浄 化 槽 11 条 検 査 料	16,000	△ 5,760	10,240	10,000	240	
	(3) 保 險 料	(387,760)	(△ 139,594)	(248,166)	(251,000)	(△ 2,834)	
	(4) 水 道 光 熱 費	(6,528,623)	(△ 2,350,304)	(4,178,319)	(4,169,000)	(9,319)	
	① 電 気 料	6,270,002	△ 2,257,201	4,012,801	3,987,000	25,801	
	② ガ ス 料	33,135	△ 11,928	21,207	28,000	△ 6,793	
	③ 水 道 料	225,486	△ 81,175	144,311	154,000	△ 9,689	
	(5) 清 掃 料	(8,165,615)	(△ 2,939,621)	(5,225,994)	(5,190,000)	(35,994)	
	① 日常清掃管理業務費	3,234,775	△ 1,164,519	2,070,256	2,143,000	△ 72,744	
	② 定期清掃管理業務費	4,372,585	△ 1,574,130	2,798,455	2,726,000	72,455	
	③ ゴ ミ 収 集 料	298,881	△ 107,597	191,284	173,000	18,284	
	④ 貸マット料、便座クリーナー	259,374	△ 93,375	165,999	148,000	17,999	
	(6) そ の 他 の 維 持 費	(481,910)	(△ 173,488)	(308,422)	(250,000)	(58,422)	
	2. ネットワーク環境整備事業	0	7,047,617	7,047,617	7,040,000	7,617	
	3. 三条夏まつり協賛金	0	0	0	0	0	中止
	1. 三条夏まつり協賛金	0	0	0	0	0	
	2. 三条夏まつり人件費受入分	0	0	0	0	0	

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費		決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)					
4. 事 務 委 託 料		1,060,179	0	1,060,179	1,057,000	3,179		
1.	事 務 委 託 料	60,000	0	60,000	60,000	0		
2.	公 課 分 担 金	1,000,179	0	1,000,179	997,000	3,179	消費税	
5. ODA活動支援事業費		3,150,562	0	3,150,562	3,577,000	△ 426,438		
1.	人 件 費	2,898,572	0	2,898,572	3,200,000	△ 301,428		
2.	支 援 事 業 費	251,990	0	251,990	377,000	△ 125,010		
6. 管 理 費		52,314,146	5,738,122	58,052,268	59,472,000	△ 1,419,732		
1.	人 件 費	40,666,450	0	40,666,450	41,394,000	△ 727,550		
(1)	給 与 費	(33,607,000)	(0)	(33,607,000)	(34,879,000)	(△ 1,272,000)		
(2)	福 利 厚 生 費	(5,593,193)	(0)	(5,593,193)	(5,101,000)	(492,193)		
(3)	日 商 退 職 金 共 済 掛 金	(1,466,257)	(0)	(1,466,257)	(1,414,000)	(52,257)		
2.	保 険 共 済 事 業 事 務 費	5,525,891	4,660,857	10,186,748	12,505,000	△ 2,318,252		
(1)	旅 費 交 通 費	(5,760)	(88,048)	(93,808)	(682,000)	(△ 588,192)		
(2)	通 信 運 搬 費	(682,249)	(389,895)	(1,072,144)	(1,179,000)	(△ 106,856)		
(3)	什 器 備 品	(0)	(56,669)	(56,669)	(92,000)	(△ 35,331)		
(4)	消 耗 品 費	(51,670)	(544,222)	(595,892)	(1,011,000)	(△ 415,108)		
(5)	リ ー ス 料	(0)	(1,500,831)	(1,500,831)	(1,854,000)	(△ 353,169)		
(6)	印 刷 費	(0)	(191,830)	(191,830)	(322,000)	(△ 130,170)		
(7)	借 上 料	(0)	(3,234)	(3,234)	(3,000)	(234)		
(8)	車 輻 費	(889,378)	(106,841)	(996,219)	(1,294,000)	(△ 297,781)		
(9)	修 繕 費	(0)	(0)	(0)	(23,000)	(△ 23,000)		

	(10) 会 議 費	(32,750)	(658,006)	(690,756)	(1,066,000)	(△ 375,244)	
	(11) 渉 外 費	(0)	(188,909)	(188,909)	(189,000)	(△ 91)	
	(12) 公 課 分 担 金	(3,864,084)	(932,372)	(4,796,456)	(4,790,000)	(6,456)	
3.	会 館 事 業 事 務 費	5,635,702	△ 526,517	5,109,185	5,290,000	△ 180,815	
	(1) 通 信 運 搬 費	(23,730)	(△ 8,543)	(15,187)	(19,000)	(△ 3,813)	
	(2) 什 器 備 品	(167,200)	(198,000)	(365,200)	(320,000)	(45,200)	
	(3) 消 耗 品 費	(426,196)	(△ 153,431)	(272,765)	(169,000)	(103,765)	
	(4) 印 刷 費	(31,900)	(0)	(31,900)	(20,000)	(11,900)	
	(5) 事 務 諸 費	(36,220)	(0)	(36,220)	(27,000)	(9,220)	
	(6) リ ー ス 料	(370,920)	(△ 133,531)	(237,389)	(243,000)	(△ 5,611)	
	(会館管理室PCリース料)	(27,216)	(0)	(27,216)	(0)	(27,216)	
	(7) 公 課 分 担 金	(1,191,700)	(△ 429,012)	(762,688)	(1,132,000)	(△ 369,312)	固定資産税
	(消費税)	(3,360,620)	(0)	(3,360,620)	(3,360,000)	(620)	
4.	そ の 他 の 管 理 費	486,103	△ 174,997	311,106	283,000	28,106	
	(1) 会 館 案 内 看 板 掲 出 料	(191,400)	(△ 68,904)	(122,496)	(122,000)	(496)	
	(2) PC 研 修 室 管 理 費	(76,742)	(△ 27,627)	(49,115)	(20,000)	(29,115)	
	(3) NHK 放 送 受 信 料 ケーブルテレビ使用料	(131,633)	(△ 47,388)	(84,245)	(86,000)	(△ 1,755)	
	(4) デ マ ン ド Web 監 視 業 務 委 託 費	(86,328)	(△ 31,078)	(55,250)	(55,000)	(250)	
5.	在 宅 勤 務 設 備 費	0	1,778,779	1,778,779	0	1,778,779	
	(1) 在 宅 勤 務 設 備 費	(0)	(1,778,779)	(1,778,779)	(0)	(1,778,779)	
7.	会 館 営 繕 費	5,958,480	0	5,958,480	6,000,000	△ 41,520	
	1. 会 館 営 繕 費	5,958,480	0	5,958,480	6,000,000	△ 41,520	

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費		決 算 額	補 正 予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)					
8. 減価償却引当額		5,000,000	0		5,000,000	5,000,000	0	
	1. 減 価 償 却 引 当 額	5,000,000	0		5,000,000	5,000,000	0	
9. 繰 出 金		6,200,000	0		6,200,000	6,200,000	0	
	1. 繰 出 金	6,200,000	0		6,200,000	6,200,000	0	
	(1) 会 館 営 繕 金 特 別 会 計 繰 出 金	(3,200,000)	(0)		(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
	(2) 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 繰 出 金	(3,000,000)	(0)		(3,000,000)	(3,000,000)	(0)	
10. その他の支出金		0	0		0	1,000	△ 1,000	
	1. そ の 他 の 支 出 金	0	0		0	1,000	△ 1,000	
11. 予 備 費		0	0		0	16,185,000	△ 16,185,000	
	1. 予 備 費	0	0		0	16,185,000	△ 16,185,000	
支 出 合 計		102,304,337	11,639,148		113,943,485	136,541,000	△ 22,597,515	
収 支 剰 余 金		—	—		24,343,213	—	24,343,213	
合 計		—	—		138,286,698	136,541,000	1,745,698	

13,604,639 共済事業共通費振替

7,245,617 ネットワーク環境整備、感染防止

20,850,256

△ 9,211,108 会館維持費

11,639,148

2020年度 会館建設基金特別会計収支決算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款 項				
1. 繰入金	5,000,000	3,000,000	2,000,000	
1. 収益事業会計(貸館)繰入金	(5,000,000)	(3,000,000)	(2,000,000)	
2. 雑収入	17,560	10,000	7,560	
1. 預金利息等	(17,560)	(10,000)	(7,560)	
3. 繰越金	154,655,227	154,652,000	3,227	
1. 繰越金	(154,655,227)	(154,652,000)	(3,227)	
合 計	159,672,787	157,662,000	2,010,787	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款 項				
1. 繰出金	0	0	0	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(0)	(0)	(0)	
支 出 合 計	0	0	0	
会館建設基金積立金残高	159,672,787	157,662,000	2,010,787	
合 計	159,672,787	157,662,000	2,010,787	

※上記会館建設基金積立金残高の他に、預り保証金 31,000,000円があります。

2020年度 財政調整基金特別会計収支決算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	補正予算額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 積 立 金		0	1,000	△ 1,000	
	1. 繰 入 金	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
2. 雑 収 入		2,566	3,000	△ 434	
	1. 預 金 利 息 等	(2,566)	(3,000)	(△ 434)	
3. 繰 越 金		30,608,796	30,608,000	796	
	1. 繰 越 金	(30,608,796)	(30,608,000)	(796)	
合 計		30,611,362	30,612,000	△ 638	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	補正予算額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 取 崩 金		0	0	0	
	1. 財 政 調 整 基 金 取 崩 金	(0)	(0)	(0)	創立80周年記念事業延期
支 出 合 計		0	0	0	
財政調整基金積立金残高		30,611,362	30,612,000	△ 638	
合 計		30,611,362	30,612,000	△ 638	

2020年度 会館営繕積立金特別会計収支決算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 積 立 金		5,000,000	5,000,000	0	
	1. 商工会議所会計繰入金	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
	2. 収益事業会計(貸館)繰入金	(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
2. 雑 収 入		1,235	1,000	235	
	1. 預 金 利 息 等	(1,235)	(1,000)	(235)	
3. 繰 越 金		12,362,766	12,288,000	74,766	
	1. 繰 越 金	(12,362,766)	(12,288,000)	(74,766)	
合 計		17,364,001	17,289,000	75,001	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 繰 出 金		5,958,480	6,000,000	△ 41,520	
	1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(5,958,480)	(6,000,000)	(△ 41,520)	
支 出 合 計		5,958,480	6,000,000	△ 41,520	
会 館 営 繕 積 立 金 残 高		11,405,521	11,289,000	116,521	
合 計		17,364,001	17,289,000	75,001	

2020年度 退職給与資金特別会計収支決算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	補正予算額	比較増・減(△)	備考
款 項				
1. 繰入金	3,500,000	3,500,000	0	
1. 商工会議所会計繰入金	(500,000)	(500,000)	(0)	
2. 収益事業会計繰入金	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)	
2. 雑収入	2,156	2,000	156	
1. 預金利息等	(2,156)	(2,000)	(156)	
3. 繰越金	24,703,227	23,203,000	1,500,227	
1. 繰越金	(24,703,227)	(23,203,000)	(1,500,227)	
合 計	28,205,383	26,705,000	1,500,383	

支出の部

勘定科目	決算額	補正予算額	比較増・減(△)	備考
款				
1. 退職給与金	0	0	0	
1. 退職給与金	(0)	(0)	(0)	
支出合計	0	0	0	
退職給与引当金	28,205,383	26,705,000	1,500,383	
合 計	28,205,383	26,705,000	1,500,383	

※上記退職給与引当金の他に、全国商工会議所共済会に70,671,576円(2021年3月31日現在)の準備があります。

財 産 目 録

2 0 2 1 年 3 月 3 1 日現在

三条商工会議所

科 目	摘 要		金 額	科 目	摘 要		金 額	
【資産の部】 流 動 資 産			円			円	円	
	現 金	商工会議所会計	553, 418	会館建設基金 特別会計	普通預金			
		収益事業会計	273, 233		┌ 三条信用金庫本店 6, 005, 843			
	預 金	商工会議所会計		└ 第四北越銀行三条支店 5, 106, 027	定期預金			
		┌ 三条信用金庫本店 6, 354, 629		┌ 三条信用金庫本店 70, 094, 640				
		└ 第四北越銀行三条支店 4, 779, 931		└ 第四北越銀行三条支店 52, 659, 566				
		┌ 大光銀行三条支店 2, 292, 866		└ 大光銀行三条支店 19, 307, 634				
		└ 大光銀行東三条支店 365, 969		└ 新潟県信用組合三条支店 8, 347, 510				
		┌ 新潟県信用組合三条支店 219, 348		└ 三条信用組合中央支店 29, 151, 567		190, 672, 787		
		└ 三条信用組合中央支店 2, 924, 895						
		小規模事業経営支援会計		財政調整基金 特別会計	普通預金			
		┌ 三条信用金庫本店 5, 381, 080			┌ 三条信用金庫本店 5, 000, 027			
		└ 特定退職金共済事業特別会計 三条信用金庫本店 902, 787			┌ 三条信用金庫本店 5, 205, 767			
		└ 収益事業会計			└ 第四北越銀行三条支店 8, 722, 894			
		┌ 三条信用金庫本店 73, 432, 642			└ 大光銀行三条支店 2, 018, 047			
	└ 第四北越銀行三条支店 1, 423, 458		└ 新潟県信用組合三条支店 3, 328, 123					
	└ ゆうちょ銀行 1, 805, 904	99, 883, 509	└ 三条信用組合中央支店 6, 336, 504			30, 611, 362		
	未 収 金	商工会議所会計	5, 746, 050		会館営繕積立金 特別会計	普通預金		
		小規模事業支援会計	235, 180			┌ 三条信用金庫本店 154		
		収益事業会計	11, 474, 618			└ 三条信用金庫本店 11, 405, 367		11, 405, 521
前 払 金	商工会議所会計	409, 201	退職給与資金 特別会計		普通預金	┌ 三条信用金庫本店 12, 175		
	収益事業会計	392, 810						└ 三条信用金庫本店 9, 289, 219
立 替 金	商工会議所会計	1, 581, 592		└ 第四北越銀行三条支店 8, 034, 464				
	退職給与資金特別会計	6, 163, 151	└ 新潟県信用組合三条支店 500, 000					
預 け 金	商工会議所会計	12, 020	└ 三条信用組合中央支店 4, 206, 374		22, 042, 232			
	収益事業会計	24, 460						
固 定 資 産 (有形固定資産)			《資産の部合計》			1, 070, 025, 119		
	建 物	三条市須頃1番20号 三条商工会議所会館	取得価額 償却累計額	1, 068, 895, 522 △ 575, 952, 270	492, 943, 252			
付 属 設 備	消雪設備・看板等	取得価額 償却累計額	19, 426, 055 △ 3, 936, 082	15, 489, 973				
	車 両 運 搬 具	乗用車2台	取得価額	6, 299, 623				
軽自動車2台		償却累計額	△ 1, 030, 974	5, 268, 649				
什 器 備 品	会議用机							
	応接セット	取得価額	56, 500, 926					
土 地	事務機器等	償却累計額	△ 37, 464, 067	19, 036, 859				
	三 条 市 須 頃 1 番 20 号 2, 315. 65㎡	取得価額	155, 611, 680	155, 611, 680				
(その他の固定資産)		出 資 金	アクサ生命保険(株) 20株	48, 562				
	三条信用金庫 100口	50, 000						
	三条信用組合 20口	10, 000						
	新潟県信用組合 12口	12, 000						
	新潟県火災共済 1口	1, 000						
	関東自動車共済 1口	1, 000						
	県中小企業共済 1口	1, 000	123, 562					
	保 証 金	セコム上信越(株)	70, 000	70, 000				
				差 引 正 味 財 産		922, 747, 922		

※ 正味財産比較 2020年度正味財産 922, 747, 922円 - 2019年度正味財産 903, 295, 770円 = 正味財産増 19, 452, 152円

貸借対照表

2021年3月31日現在

三条商工会議所

借方		貸方	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	126,749,242	流動負債	88,071,814
現金	826,651	未払金	24,235,448
〔商工会議所会計 収益事業会計	553,418 273,233	〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計	14,528,227 5,616,260 625,705 3,465,256
預金	99,883,509	前受金	234,920
〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計	16,937,638 5,381,080 902,787 76,662,004	〔商工会議所会計 収益事業会計	210,500 24,420
未収金	17,455,848	預り金	63,601,446
〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 収益事業会計	5,746,050 235,180 11,474,618	〔商工会議所会計 収益事業会計	2,607,210 60,994,236
前払金	802,011	固定負債	59,205,383
〔商工会議所会計 収益事業会計	409,201 392,810	預り保証金	31,000,000
立替金	7,744,743	退職給与引当金	28,205,383
〔商工会議所会計 退職給与資金特別会計	1,581,592 6,163,151		
預け金	36,480	負債計	147,277,197
〔商工会議所会計 収益事業会計	12,020 24,460		
固定資産	943,275,877	〔正味財産の部〕	
（有形固定資産）		基本財産	688,543,975
建物	492,943,252	固定財産	688,543,975
付属設備	15,489,973		
車輛運搬具	5,268,649	積立金	201,689,670
什器備品	19,036,859	会館建設基金積立金	159,672,787
土地	155,611,680	財政調整基金積立金	30,611,362
		会館営繕積立金	11,405,521
（その他の固定資産）		剰余金	32,514,277
出資金	123,562	商工会議所会計	7,893,982
保証金	70,000	特定退職金共済事業特別会計	277,082
会館建設基金特別会計預金	190,672,787	収益事業会計	24,343,213
財政調整基金特別会計預金	30,611,362		
会館営繕積立金特別会計預金	11,405,521	正味財産計	922,747,922
退職給与資金特別会計預金	22,042,232		
合計	1,070,025,119	合計	1,070,025,119

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額618,383,393円（当年度減価償却額：0円）

2. 全国商工会議所共済会持分残高70,671,576円

3. 退職給与引当金の当年度繰入額3,500,000円

4. 会館建設基金特別会計預金に繰入れ運用の保証金31,000,000円

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
移動平均法による原価法を採用している。

2. 固定資産の減価償却について
定率法を採用している。（但し、平成13年度～平成16年度は定額法による。）
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した付属設備の償却法は定額法としている。

3. 消費税等の処理
消費税等の会計処理は税込方式による。